

NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会

最終報告書（案）

平成20年5月30日

はじめに

1. NHKは放送法に基づき、放送の全国普及、豊かで良い放送番組の提供等の特別の責務を負っていることから、その責務を果たすため、現在テレビ2波、ラジオ3波、衛星放送3波の計8波が割り当てられている。
2. NHKの保有チャンネル数の在り方については、これまで様々な場で議論が行われてきた。とりわけ衛星放送については、1989年（平成元年）の本放送開始以来、受信契約数も着実に拡大し、すでに地上放送に次ぐ準基幹放送として広く国民に認知されたメディアとしての地位を確立しつつあるが、BSデジタル放送の開始に伴って2チャンネルから3チャンネルに拡大したという経緯もあり、BSアナログ放送が終了する2011年（平成23年）以降については、その保有チャンネル数の在り方について見直すこととされていた。さらに、2006年（平成18年）6月に公表された「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」においては、「難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。」こととされた。
3. こうした状況を受けて、2007年（平成19年）8月に「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」が発足し、BSアナログ放送が終了する2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方を検討するため、
 - （1）公共放送のチャンネル数等に係る内外の状況
 - （2）現行のNHKの衛星放送3波の在り方
 - （3）その他関連する事項等について、有識者から構成される研究会構成員だけでなく、当事者であるNHKの出席も得て、8回にわたり議論を重ねてきた。
4. この報告書は、NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方を検討する際の考え方を整理するとともに、本研究会の中でNHKから提案のあった、ある程度具体的なチャンネル再編成案の是非についても、研究会としての考え方を示したものである。
5. 今後、総務省において、2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方を決定する際に、この報告書に示された考え方を十分考慮することを強く期待したい。

目次

はじめに.....	1
第1章 NHKの衛星放送の現状.....	5
1. NHKの衛星放送の歴史的経緯と見直しの背景.....	5
(1) 世界最初の衛星放送サービスの開始.....	5
(2) BS衛星放送のデジタル化及び高精細度テレビジョン（ハイビジョン、HD TV）放送の開始に伴う3チャンネルへの移行.....	5
(3) 保有チャンネル数の見直しの背景.....	7
2. 衛星放送を取り巻く環境とNHKの衛星放送に対する評価.....	8
(1) 普及状況.....	8
(2) 事業者のサービス提供状況.....	10
(3) NHKの衛星放送の各チャンネルの概要.....	11
(4) 現在のNHKの衛星放送に対する評価.....	11
第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類と検討の視点.....	13
1. NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類.....	13
2. 検討の視点1 公共放送における衛星放送の位置付け.....	15
(1) 諸外国の公共放送との比較.....	15
(2) 他のメディアとの関係.....	17
3. 検討の視点2 地上放送に係る難視聴対策の在り方.....	18
(1) アナログ難視聴とデジタル難視聴.....	18
(2) 2つの難視聴対策.....	18
(3) 「衛星によるセーフティネット」の概要.....	19
(4) BS2による難視聴対策と「衛星によるセーフティネット」の関係.....	20
(5) 実質的なチャンネル数との関係.....	22
(6) 「衛星によるセーフティネット」終了後の難視聴対策.....	22
4. 検討の視点3 NHKの衛星放送の目的及び役割.....	23

(1) 現在の各チャンネルの目的及び役割に対する評価.....	24
(2) 2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの目的 及び役割	25
5. 検討の視点4 標準画質（SD）からハイビジョン画質（HD）への移行....	26
(1) 衛星放送用周波数の有限稀少性との関係.....	27
(2) 経費増大の可能性.....	28
6. 検討の視点5 国民視聴者の経済的負担.....	29
(1) NHKの衛星放送に係る経費と衛星付加受信料の構造	29
(2) 現在の衛星付加受信料体系に対する評価.....	31
(3) チャンネル削減のシミュレーション	34
(4) 精緻なシミュレーションの必要性.....	35
(5) 新たな衛星付加受信料体系等の検討	35
7. 検討の視点6 民間衛星放送事業者との関係.....	36
(1) 衛星放送用周波数の割当	37
(2) 衛星放送市場における競争.....	37
8. 検討の視点7 コンテンツ制作分野との関係.....	39
(1) NHKの衛星放送と放送番組制作事業者の関係	40
(2) 放送番組制作分野に関してNHKが果たすべき役割と保有チャンネル数 の関係.....	42
9. その他.....	42
第3章 2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの 在り方.....	43
1. 基本的な考え方.....	43
2. NHKの提案とその評価	43
3. 今後の検討の進め方	46
おわりに.....	47

図表目次

図表 1	NHKのチャンネルの推移	7
図表 2	衛星放送の普及【NHK提出資料】	9
図表 3	NHKの受信契約数の推移	9
図表 4	BSデジタル放送（テレビ）の委託放送事業者の概要	10
図表 5	NHKの衛星放送の内容 番組のジャンル別分類 【NHK提出資料】	11
図表 6	NHKの衛星放送に関するアンケート調査概要	12
図表 7	NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類（イメージ）	14
図表 8	主要国の公共放送の衛星放送の保有チャンネル数	16
図表 9	NHKのBS2による難視聴対策と衛星におけるセーフティ ネットの関係	20
図表 10	「BS2による難視聴対策」と「衛星におけるセーフティネット」 の比較	21
図表 11	BS放送用周波数の使用状況.....	27
図表 12	チャンネル別経費の試算（2008年度（平成20年度） 予算における全体像）	30
図表 13	NHKの衛星放送関係収支の推移	31
図表 14	現在の衛星付加受信料体系に関する評価.....	32
図表 15	CVMにより算出されたNHKの放送サービスの金銭的価値 （視聴者一人当たり月額）【NHK提出資料】	33
図表 16	番組編成シミュレーションによる試算【NHK提出資料】	34
図表 17	NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係	38
図表 18	民間放送事業者への影響.....	39
図表 19	関係者ヒアリングの結果概要.....	41
図表 20	2011年（平成23年）以降の衛星放送のイメージ例 【NHK提出資料】	44

第1章 NHKの衛星放送の現状

1. NHKの衛星放送の歴史的経緯と見直しの背景

(1) 世界最初の衛星放送サービスの開始

NHKの衛星放送は、1984年(昭和59年)5月から、BSアナログ放送の試験放送が開始され、1986年(昭和61年)12月からは、そのチャンネル数が2に拡充された。1989年(平成元年)6月には、本放送が開始されたが、これは他の主要先進国に先駆けた世界最初¹の本格的な衛星放送サービスであった。

(2) BS衛星放送のデジタル化及び高精細度テレビジョン(ハイビジョン、HDTV)放送の開始に伴う3チャンネルへの移行

NHKの衛星放送は、1989年(平成元年)6月の本放送への移行以降、ニュース、スポーツ、ドキュメンタリー番組等を中心とする衛星第1テレビジョン(BS1)と、難視聴対策としての地上波放送の番組に加えて映画・教養番組等も放送する衛星第2テレビジョン(BS2)の2チャンネル体制により、難視聴対策だけではなく、我が国の衛星放送市場を牽引する役割を果たしてきた。

また、1991年(平成3年)からは、社団法人ハイビジョン推進協議会を主体とするアナログハイビジョン放送の試験放送も開始され、NHKも放送番組を提供する形で参加した。

その後、2000年(平成12年)のBSデジタル放送及び高精細度テレビジョン(ハイビジョン、HDTV)放送の開始にあたり、NHKの衛星放送のハイビジョン放送に関して、以下のような観点から議論²が行われた。

- ① デジタル方式によるHDTV放送への円滑な移行。
- ② デジタルへの移行までの間アナログ方式によるHDTV放送の視聴者の視聴機会に配慮。
- ③ 放送番組の多様性を確保するため、NHKの保有メディアが過剰とならない。

¹ NHKのBS衛星放送が本放送に移行した翌年の1990年(平成2年)には、米国のDirecTV、英国のBskyBが衛星放送サービスを開始。

² 1999年(平成11年)3月30日郵政省報道発表資料「BS放送における高精細度テレビジョン放送のデジタル方式への円滑移行」
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/housou/990330j701.html

さらに、NHKが提供していた標準画質（SD）の衛星放送番組は、既に1,000万世帯で視聴されており、BSデジタル放送の開始後もNHKによるサービスの継続性を確保することが必要であるとの方針も示された。

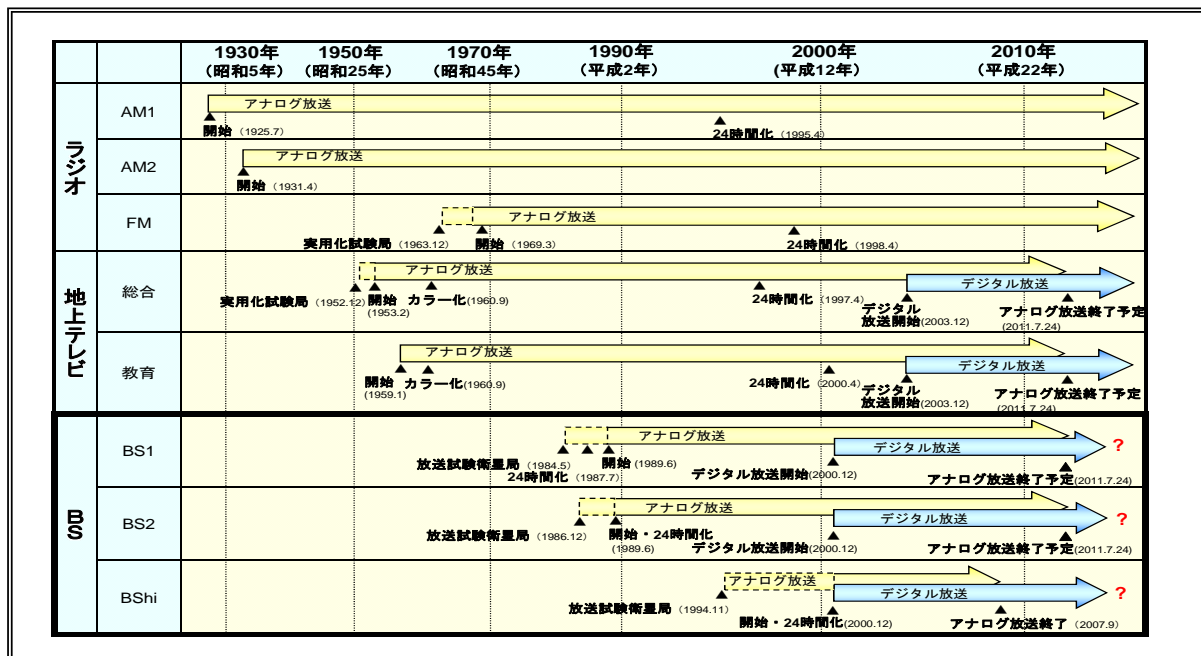
このような考え方に立てば、BSデジタル放送の開始に際して、受信機をBSデジタル放送専用のもので買い替えた視聴者が、今まで視聴していたBSアナログ放送の番組を視聴できなくなる事態が生じないように措置することが必要であった。今までBSアナログ放送を視聴していた視聴者が、受信機をBSデジタル放送専用受信機に買い替えた場合に、仮に、デジタル放送のBS1及びBS2について、アナログ放送のBS1及びBS2と異なる番組を放送することとすると、その視聴者は、これまで視聴可能であったアナログ放送のBS1及びBS2の番組を視聴できないこととなり、視聴者の利益が阻害される。このような考え方から、デジタル放送が相当程度普及するまでは、デジタル放送のBS1及びBS2は、アナログ放送のBS1及びBS2と同一の放送を同時に行うこと（サイマル放送）とされた³ものである。

しかしながら、デジタル放送のBS1及びBS2は、標準画質であるアナログ放送のサイマル放送であることから、ハイビジョン画質ではなく標準画質となり、「デジタル方式によるHDTV放送への円滑な移行」が阻害されることとなる。このため、ハイビジョン放送と親和性の高いデジタル技術の特性を生かした放送を実施する観点から、標準画質で放送されるBS1及びBS2とは独立したチャンネルを別途設ける必要が生じ、新たに衛星ハイビジョン（BSHi）⁴が設けられ、現在の3チャンネルの構成となった。

³ 2005年（平成17年）の放送普及基本計画の改正において、BSデジタル放送が相当程度普及したとして、アナログ放送のBS1及びBS2をデジタル放送のBS1及びBS2のサイマル放送とすることとされた。

⁴ アナログハイビジョン放送については、民間放送事業者はBS衛星放送のデジタル化を機に廃止したが、NHKについては、②の考え方にに基づき、2007年（平成19年）9月まで放送を継続した。

図表 1 NHKのチャンネルの推移



(3) 保有チャンネル数の見直しの背景

上記のとおり、NHKの衛星放送の保有チャンネル数を3とすることは、「NHKの保有メディアが過剰とならない」ようにすることとの関係が問題となることから、これは暫定的なものであるとし、「放送普及基本計画」において、その拡充を必要とする理由であるBSアナログ放送が終了する2011年（平成23年）以降については、2を超えないことを前提に見直すこととされたものである。

- 放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）
 - 第1 放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定められる指針及び基本的事項
 - 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針
 - (2) 受託国内放送の普及
 - ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送
 - (イ) デジタル放送
 - (D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が

終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組⁵（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。

(注)「(A)及び(B)の協会の放送」＝デジタルのBS1、BS2及びBSHi（(A)：BS1及びBS2、(B)：BSHi）

「(ア)の協会の標準テレビジョン放送」＝アナログのBS1及びBS2

また、2006年（平成18年）6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」においては、「難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。」こととされた。

●通信・放送の在り方に関する政府与党合意（2006年（平成18年）6月20日）⁶

NHK関連

- ・保有チャンネル（8波）の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。

2. 衛星放送を取り巻く環境とNHKの衛星放送に対する評価

（1）普及状況

BS衛星放送については、2006年度（平成18年度）末で約1,985万世帯（アナログ放送1,175万件、デジタル放送810万件）⁷が受信設備を所有しており、我が国の総世帯数を約5,000万とすれば、約40%の世帯に普及している。また、デジタル化対応との関係では、アナログ放送対応の受信設備を保有する世帯が減少する一方でデジタル対応の受信設備を保有する世帯が増加し、総計で増加するという傾向にある。

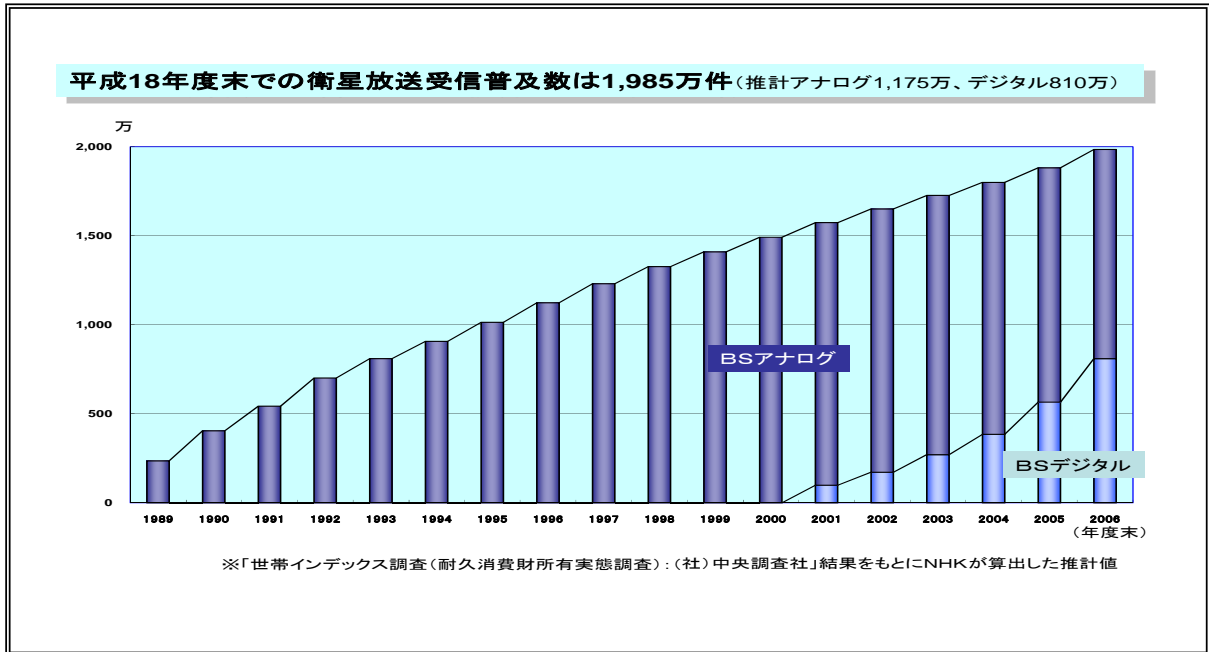
⁵ 本研究会においては、「チャンネル」の語について、放送普及基本計画における「番組」と同じ意味で用いている。

⁶ 同合意の前提として、総務省においては「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書（2006年（平成18年）6月6日）が、自民党電気通信調査会通信・放送産業高度化小委員会においては「今後の放送・通信の在り方について」（2006年（平成18年）6月20日）が取りまとめられた。前者においては、「衛星放送については、難視聴対策として行うことが適当であるが、そうした対策は1チャンネルで十分であり、1チャンネルを削減すべきである」とされている。

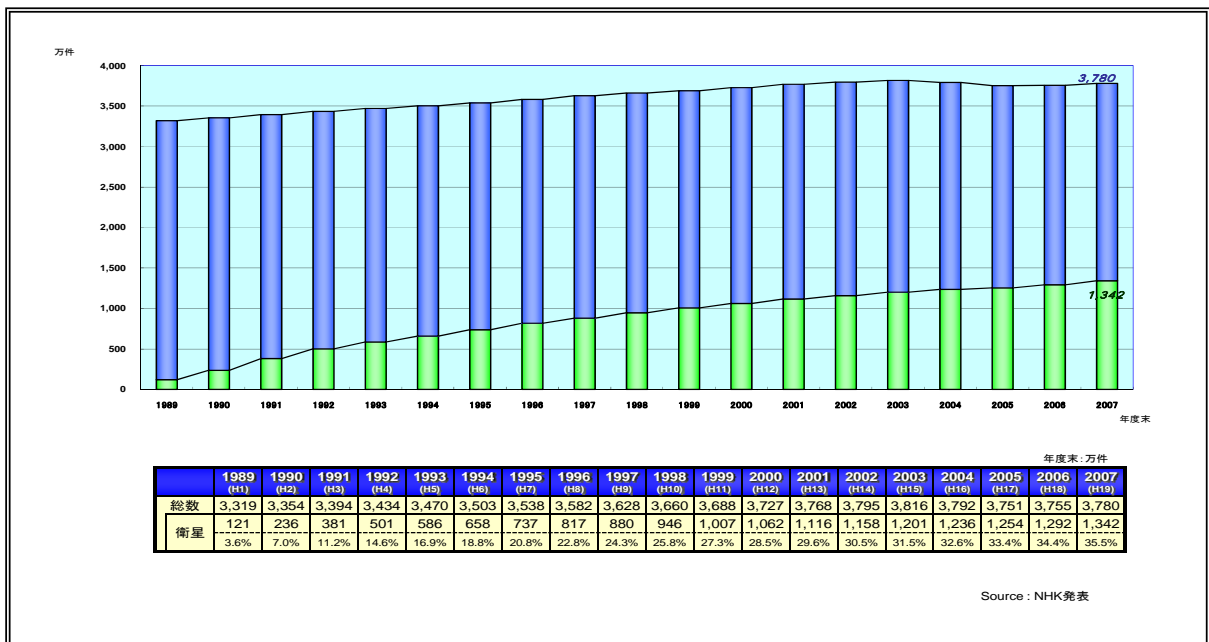
⁷ 社団法人中央調査社「世帯インデックス調査（耐久消費財所有実態調査）」結果をもとにNHKが算出した推計値。

NHKの衛星放送の受信契約数についても、1989年（平成元年）6月の本放送開始以来着実に増加しており、2007年度（平成19年度）末現在で約1,342万と受信契約全体の1/3を超える水準となっている。

図表2 衛星放送の普及【NHK提出資料】



図表3 NHKの受信契約数の推移



また、CS衛星放送については、1992年（平成4年）の有料放送サービスの開始以降、テレビジョン放送のデジタル化をいち早く達成し、2002年（平成14年）3月には地上デジタル放送、BSデジタル衛星放送と共通の受信機により視聴可能な東経110度CSデジタル放送が開始されたこともあり、その加入者数は着実に拡大している。

(2) 事業者のサービス提供状況

BS衛星放送については、NHKの他、民間放送事業者9社（無料放送7社、有料放送2社）が放送を行っている。

図表4 BSデジタル放送（テレビ）の委託放送事業者の概要

社名	株式会社BS日本	株式会社ビーエス朝日	株式会社ビーエス・アイ	株式会社BSジャパン	株式会社ビーエスフジ
資本金	250億円	350億円	400億円	300億円	310億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)
当初認定日	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27
直近の認定更新日	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27

社名	株式会社WOWOW	株式会社スター・チャンネル	日本BS放送株式会社	ワールド・ハイビジョン・チャンネル株式会社
資本金	50億円	20億円	30億円	15億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組	HD 1番組
当初認定日	1998. 10. 27	2005. 12. 15	2005. 12. 15	2005. 12. 15
直近の認定更新日	2003. 10. 27	—	—	—

各事業者の収支状況に関して、まず、NHKについては、総括原価方式を基本に基本料額を算出し、政策的な配慮を加味して、受信料体系を設定している。衛星収支は、1998年度（平成10年度）に累積赤字を解消したが、BS放送のデジタル化に係る投資により、2001年度（平成13年度）には再び大幅な赤字が生じた。その後、単年度ベースでは黒字基調が継続し、2008年度（平成20年度）にほぼ解消される見通し⁸である。一方、2000年（平成12年）のBS放送のデジタル化により参入した無料放送を行う民間BS衛星放送事業者については、参入以来厳しい経営状況が続いていたが、広告媒体としての評価の上昇等により、単年度ベースの黒字化を達成するなど改善しつつ

⁸ 2008年度（平成20年度）予算額。

ある。

なお、CS 衛星放送については、2008年（平成20年）4月末現在98社の事業者が有料放送サービスを提供している。

（3）NHKの衛星放送の各チャンネルの概要

現在のNHKの衛星放送の各チャンネルの番組の分野別内訳は以下のとおりである。

図表5 NHKの衛星放送の内容 番組のジャンル別分類【NHK提出資料】

		（平成19年4月期）														
		ニュース／報道		スポーツ	情報番組	ドラマ	音楽	バラエティ	映画	アニメ／特撮	ドキュメンタリー／教養	劇場／公演	趣味／教育	ハイビジョン特集	その他	合計
		国内ニュースほか	海外ニュース													
BS1	主な番組	28.5%	22.8%	34.6%	0.8%	—	—	—	0.2%	—	11.7%	—	0.2%	—	1.2%	100%
		BSニュース きょうの世界 経済情報線	おはよう世界 ワールドニュース アワー	MLB プロ野球 Jリーグ 他	地球ゴッ					シヤ堂番組		BSドキュメンタリー BS世界の ドキュメンタリー 他		ABCニュース ショー		ミニ番組 他
BS2	主な番組	12.9%	—	6.0%	7.3%	10.5%	11.3%	6.6%	13.8%	3.6%	8.9%	3.8%	12.0%	1.2%	2.3%	100%
		おはよう日本 NHKニュース7 日曜討論 他		大相撲中継 BS野球 おはよ エアビッ 他	カズデー J-POP ながしてガッ 他	連続テレビ小説 大団円 海外ドラマ 他	BS日本の た フォークの達人 他	Shibuya Deep A BSふるさと 音楽劇場 他	衛星映画劇場 他	BS名作 アニメ劇場 アニメ 他	選りすぐる ビデオ 他	BSふれあい アワー BS/ペンネ スタジオ 他	BSお笑い BSお笑い とほよ 他	おひるの アール BSお笑い 秀作選 他	ミニ番組 他	
BSHi	主な番組	0.1%	—	9.1%	0.4%	6.3%	21.6%	5.6%	2.7%	0.4%	17.6%	5.1%	6.5%	19.3%	5.1%	100%
		地球探検隊 他		MLB プロ野球 他	BS大相撲 他	大団円 ドラマ 他	クラシック オペラ 他	音楽劇場 人間力 他	金曜 日曜 他	衛星アニメ 他	パレオン ふるさと おは 他	パレオン BSふれ 他	旅行時間 にっぽん 釣の旅 他	月～木 2000～ 日 1900～ 他	ミニ番組 他	

（注）BS2については難視聴対策として放送している番組も含めて、ジャンル別に編成比率を算定

本放送開始直後は、諸外国のニュース番組等、購入する番組が多数を占めていたが、徐々に自ら制作する番組等の比率が上昇し、2007年度（平成19年度）実績では、3チャンネル平均で、本体制作が24%、子会社委託が48%、外部プロダクション委託が8%、購入が20%となっている。

（4）現在のNHKの衛星放送に対する評価

NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方を検討するにあたっては、国民視聴者の意見を適切に反映することが必要である。これに関連して、総務省において2006年（平成18年）2月にNHKの衛星放送に関するアンケート調査⁹が行われたところである。これによれば、次表にあるように、衛星付加受信料については、「高い」あるいは「やや高い」と感じている者が半数弱とい

⁹ 参考資料 P67～P70 参照。なお、NHKにおいても同様の調査が行われており、その結果については、参考資料 P82～P83 参照。

った国民視聴者のNHKの衛星放送に対する見方が明らかになった。

図表 6 NHKの衛星放送に関するアンケート調査概要

項 目	アンケート結果
① 衛星放送の受信実態	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送を視聴しない理由は、「現在見ることができるチャンネルで十分だから」等。 ・BS衛星放送の魅力は、「高画質・高音質の番組の放送」、「地上放送では放送されない番組の放送」等。
② NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・よく見るチャンネルは、民間衛星放送事業者と比較して、BS1とBS2が圧倒的に多数。
③ NHKの衛星付加受信料	<ul style="list-style-type: none"> ・945円の衛星付加受信料につき、「高い」、「やや高い」と感じている者が半数弱。
④ NHKの衛星放送の番組	<ul style="list-style-type: none"> ・よく見る番組は、「ニュース」、「スポーツ」、「映画」等。 ・なくなると困る番組は、「ニュース」、「スポーツ」、「天気予報」等。
⑤ NHKの衛星放送のチャンネル数の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・BS1、BS2のいずれか1チャンネルとなった場合には、「視聴を継続」、「視聴をやめる」、「分からない」がほぼ同数。 ・「視聴をやめる」とする理由は、「料金が割高になる」、「見たい番組が減る」等。
⑥ NHKの衛星放送の有料放送化	<ul style="list-style-type: none"> ・約半数が有料放送化を行うべきと回答。 ・有料放送化を行っても、半数以上は、料金を支払って、NHKの衛星放送の視聴を継続。

第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類と検討の視点

1. NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類

2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数については、「2を超えない」とされている。NHKの衛星放送チャンネル再編成に関しては、再編成後のチャンネル数をいくつとするのか、またNHKの衛星放送の役割の一つである難視聴対策をどのように行うかといった観点から検討することが必要であり、その種類を整理すると、以下の5つが考えられる。

（1）種類1 0チャンネル

難視聴対策については、現在とは異なるチャンネルで措置することとし、それ以外の衛星放送から撤退。

（2）種類2 1チャンネル

難視聴対策については、現在とは異なるチャンネルで措置することとし、難視聴対策以外の番組で構成されるチャンネルを1つとする。

（3）種類3 1チャンネル

難視聴対策については、現在と同様に措置し、難視聴対策の番組とそれ以外の番組で混成されるチャンネルを1つとする。

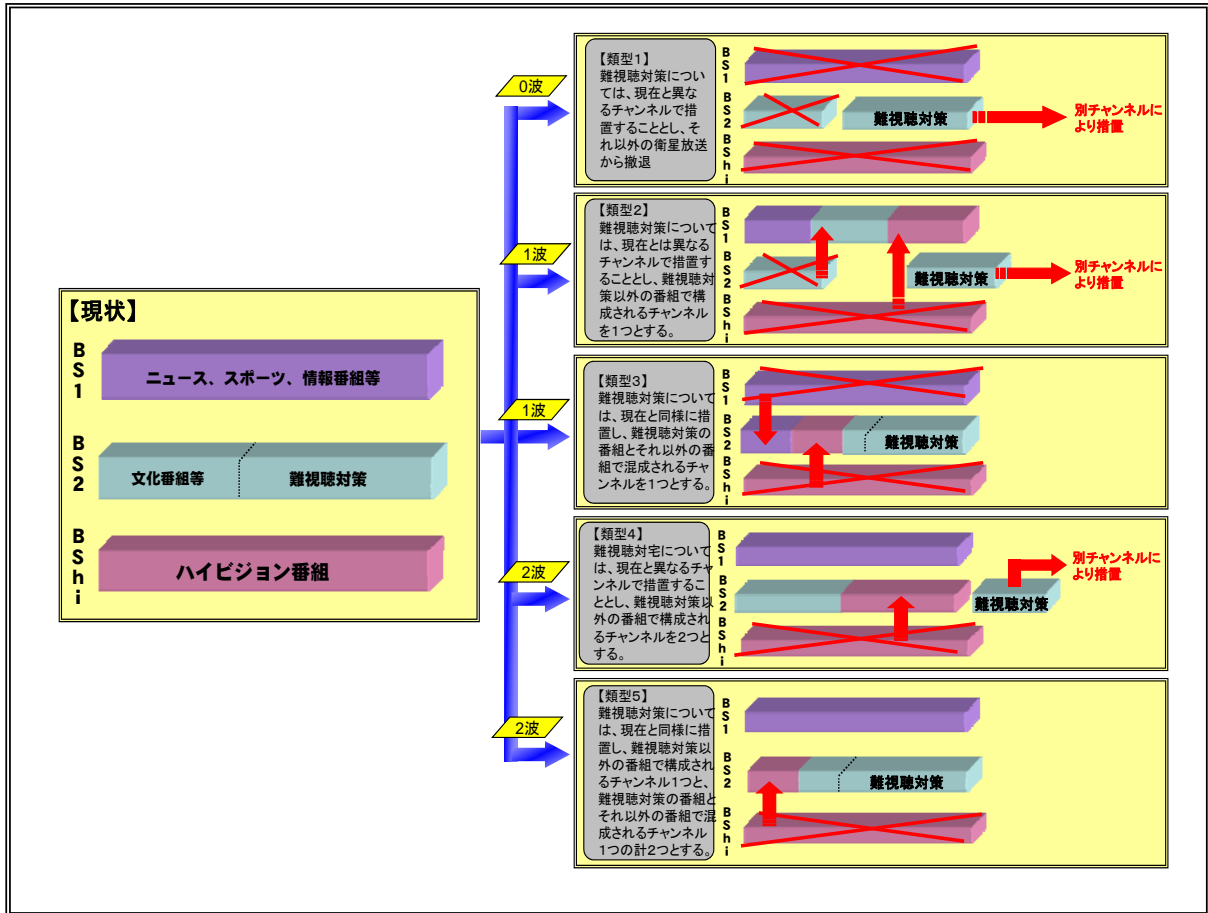
（4）種類4 2チャンネル

難視聴対策については、現在とは異なるチャンネルで措置することとし、難視聴対策以外の番組で構成されるチャンネルを2つとする。

（5）種類5 2チャンネル

難視聴対策については、現在と同様に措置し、難視聴対策以外の番組で構成されるチャンネル1つと、難視聴対策の番組とそれ以外の番組で混成されるチャンネル1つの計2つとする。

図表7 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類（イメージ）



本研究会においては、以下の視点に沿って、これらの種類のうち、2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの再編成としてどれが適切かを検討した。

- (1) 検討の視点1 公共放送における衛星放送の位置付け
- (2) 検討の視点2 地上放送に係る難視聴対策の在り方
- (3) 検討の視点3 NHKの衛星放送の目的及び役割
- (4) 検討の視点4 標準画質（SD）からハイビジョン画質（HD）への移行
- (5) 検討の視点5 国民視聴者の経済的負担
- (6) 検討の視点6 民間衛星放送事業者との関係
- (7) 検討の視点7 コンテンツ制作分野との関係

2. 検討の視点1 公共放送における衛星放送の位置付け

(1) 諸外国の公共放送との比較

衛星放送は、1波で広域をカバー可能であることから、難視聴対策として効率的な措置が可能であり、諸外国の公共放送においても難視聴対策として地上放送の番組の再送信メディアとして活用している例が多い¹⁰。放送法に基づき、いわゆる「あまねく受信」義務を負っているNHKにおいても、現在のBS2が難視聴解消を目的とするチャンネルとして位置付けられており、放送時間ベースでその約6割¹¹が地上放送の総合・教育の再放送番組となっている。

一方、NHKの衛星放送については、開始当初より、衛星放送という新しいメディアの普及という役割も担っていたことから、国民視聴者の多様なニーズに対応するため、難視聴対策番組に加えて、地上放送では放送されていない独自の番組も放送されてきたところである。この点が、NHKの衛星放送と諸外国の公共放送の相違を特徴付ける要素となっている。

なお、各国の公共放送の衛星放送の保有チャンネル数を比較するにあたっては、地上放送のチャンネル数が幾つ割り当てられているのか、衛星放送が地上放送の再送信のみを行っているのかといった各国それぞれの事情にも留意することが必要である。

¹⁰ 英国、フランス等においては、ケーブルテレビと同様に、衛星放送事業者に対しても、いわゆる「マスト・キャリー原則」（配信・伝送サービス提供者に対し、地上放送の再送信義務を課すもの）が適用されている。

¹¹ 2007年（平成19年）6月のBS2の放送時間ベースで54%が地上放送の再放送。

図表 8 主要国の公共放送の衛星放送の保有チャンネル数

	公共放送の実施主体	チャンネル数			備考
		衛星放送		地上放送	
		アナログ	デジタル		
英国	BBC (英国放送協会)	0	6	6	<p>【チャンネル】 BBC One (総合)、BBC Two (総合、BBC Oneより専門的で実験的な番組も放送)、BBC Three (若者向け総合)、BBC Four (BBC OneとTwoを補完する知的文化番組)、CBBC (就学児童向け総合)、Cbeebies (幼児向け教育・娯楽)、BBC NEWS24 (ニュース専門)、BBC Parliament (議会)。</p> <p>※1 BBC One及びBBC Twoについては、各地域ごとに一部ローカル番組が放送されているが、同一番組が圧倒的に多いため、それぞれ1としてカウント。(BBC OneはBBC One London、BBC One Scotland等 計16、BBC TwoはBBC Two Scotland BBC Two Wales等 計6、BBCのHPより)</p> <p>※2 BBC ThreeとCBBC、BBC FourとCbeebiesは、同一チャンネルで時間帯を分けて放送しているため、それぞれ1としてカウント。</p> <p>※3 同一チャンネルが同じ番組を複数のプラットフォームを用いて放送している場合(例:BSkyBとFreesatでBBC Oneを放送)は1としてカウント。</p> <p>※4 公共放送としては、この他非営利法人運営のChannel4がある。</p>
仏国	France Télévisions	3	4	4	<p>【チャンネル】 F2 (総合)、F3 (総合・地方の文化を豊かにするための番組)、F4 (演劇・文化)、F5 (知識、教育、雇用)。</p> <p>※1 F4はデジタル放送のみ実施。</p> <p>※2 同一チャンネルが同じ番組を複数のプラットフォームを用いて放送している場合(例:Canal SatとTPSでF2を放送)は1としてカウント。</p> <p>※3 公共放送としては、この他 La Chaîne parlementaire (議会チャンネル)、フランスとドイツの公共放送機関による共同制作のARTE (文化・教養チャンネル)がある。</p>
独国	ARD (ドイツ公共放送連盟)	1	4	4	<p>【チャンネル】 ARD-Das Erste (総合)、Eins Extra (ニュース)、Eins Festival (映画・ドラマ)、Eins Plus (健康・料理・自然等)、ZDF (総合)、ZDF Dokukanal (ドキュメンタリー)、ZDF Infokanal (ニュース・情報)、ZDF Theaterkanal (演劇)、《州放送協会のチャンネル》BR-alpha(教育・情報チャンネル)、Bayerisches Fernsehen (総合・地域)、hr-fernsehen (総合・地域)、MDR Fernsehen (総合・地域)、NDR Fernsehen (総合・地域)、RBB Fernsehen (総合・地域)、SWR Fernsehen BW (SWR Fernsehen RP) (総合・地域)、WDR Fernsehen (総合・地域)、SR Fernsehen (総合・地域)、Radio Bremen TV (総合・地域)</p>
	州放送協会(9協会) のチャンネル	8	10	10	<p>※1 ARDは9つの州放送協会の連合体組織。加盟局が共同制作するのがARD-Das Erste (第1テレビ)。また、州放送協会が個別に行う文化・教養番組を中心とした総合編成の地域チャンネルがある。</p> <p>※2 Eins Extra、Eins Festival、Eins Plus、ZDF Dokukanal、ZDF Infokanal、ZDF Theaterkanal、SR Fernsehen、Radio Bremen TVはデジタル放送のみ実施。</p> <p>※3 南西ドイツ放送協会(SWR)はSWR Fernsehen BWとSWR Fernsehen RPのチャンネルがあるが、同一番組が圧倒的に多いため、1としてカウント。</p>
	ZDF (第2ドイツテレビ)	1	4	4	<p>※4 公共放送としては、この他ARD・ZDF共同制作のKI.KA (子供向け)、PHOENIX (議会中継・時事・ドキュメンタリー)、ARD・ZDFとスイス、オーストリアの公共放送機関との共同制作の3 sat (ドイツ語圏向け文化チャンネル)、ARD・ZDFとフランスの公共放送機関による共同制作のARTE (文化・教養チャンネル)がある。</p>
韓国	KBS (韓国放送公社)	0	2	2	<p>【チャンネル】 KBS TV 1 (報道・教養・時事中心の総合) KBS TV 2 (家族向け文化娯楽)</p> <p>※ 公共放送としては、この他教育放送公社のEBSがある。</p>
日本	NHK (日本放送協会)	3	3	2	<p>【チャンネル】 衛星第1、衛星第2、衛星ハイビジョン</p> <p>※ アナログ衛星ハイビジョン放送サービスは2007年(平成19年)9月末で終了。</p>

(2) 他のメディアとの関係

すでに述べたように、衛星放送は、効率的な地上放送の難視聴対策を実現するものとして、NHKの放送にとって不可欠なメディアとなっている。また、衛星放送やハイビジョン放送の普及にも先導的な役割を果たしてきた。他方で、その運営は国民視聴者が負担する受信料で賄われていることから、メディアの多様化が進む中で、これらの公共放送としての責務をより効率的に履行する手段が可能となれば、NHKの衛星放送は、当該メディアへ移行することも検討すべきである。

我が国においては、世界的にもブロードバンドネットワークの整備が進んでおり、当面の衛星放送の位置付けを検討するに当たって比較する必要があると考えられるメディアとして、インターネットやIPTV等の有線のIP網を活用した動画配信メディアが考えられる。一部の諸外国の公共放送においては、こういった配信サービスが開始されている例もあり、NHKにおいても放送法の改正を受けて2008年（平成20年）12月より一般利用者向けにブロードバンド回線を通じて、有料で既放送番組の提供を開始する予定である。

本研究会においても、有線IP網を活用した動画配信メディアが、衛星放送が果たしている機能を代替し得るかということについて、主に技術的な観点から検討が行われた。インフラに関して有限稀少性のある周波数資源の制約を受けないというメリットは有しているものの、現在のベストエフォート¹²のネットワークを前提とする限り輻輳¹³の生じる可能性が高く、放送の品質確保に限界があるのではないかとの指摘があった。また、BS衛星放送が牽引してきたフルハイビジョン放送による番組を配信するには1チャンネルあたり20Mbps程度の保証された伝送帯域を必要とすることから現在の一般的な光アクセスサービスではネットワーク容量の面においても、困難な要素があるとの見解も示された。

したがって、NHKの衛星放送の保有チャンネル数を見直すこととされている2011年（平成23年）を考えた場合、現時点で、衛星放送が果たしている役割について、インターネットを含めた有線IP網を活用した他のメディアによって完全に代替することは困難であり、当面は、衛星放送の特質を生かしつつ、他のメディアと並立していくものと考えられる。ただし、その関係はあくまでも相対的なものであり、将来的には、技術の進展状況、インフラ・サービス・利用形態等メディアを取り巻く環境の変化が生じれば、公共放送における衛星放送の位置付けが変化していく可能性もあると考えられる。

¹² 一定の伝送品質を保証しないサービス。

¹³ ネットワークの処理能力を超えるトラフィックが集中することにより、伝送に障害が生じる現象。

3. 検討の視点2 地上放送に係る難視聴対策の在り方

(1) アナログ難視聴とデジタル難視聴

NHKは、放送法に基づき、そのテレビジョン放送に関して、あまねく全国において受信できるように措置する義務¹⁴を負っている。2007年（平成19年）9月13日に公表された「地上デジタルテレビジョン放送『市町村別ロードマップ』」（総務省 全国地上デジタル放送推進協議会）によれば、NHK地上波のアナログ放送が視聴できない難視聴世帯¹⁵は、全国で約4万8千世帯¹⁶あると推定されている。これについて、1990年（平成2年）に郵政省が実施した調査では約7万世帯とされていたところであり、その数については減少傾向にあるが、当面は、相当の数が残るものと想定される。

一方、デジタル放送については、その放送波の特性等により、2011年（平成23年）時点において、「これまでアナログ放送は受信できていたものの、デジタル放送は受信できない」という状況が発生する可能性があるものであり、地上アナログ放送が停波する完全デジタル化が達成された後は、新たな難視聴世帯が発生することとなる。その数については、上記の2007年（平成19年）の「市町村別ロードマップ」によれば、NHKで約25万世帯と見込まれている。

(2) 2つの難視聴対策

NHKは難視聴対策を行う法的義務を負っているものの、どのような方策により措置するかについては、NHKに委ねられている。アナログ難視聴対策については、衛星放送が開始される以前は、中継設備や共同受信施設を整備することによる地道な難視聴対策が行われてきた。最後に残った少数かつ散在する対象世帯については、同様の施設整備による措置を行うことは経済的合理性の観点から問題があった中で、1波で全国をカバーできる衛星放送サービスが実用化されたことは、効率的な難視聴対策を実施する上で大きな効果があったも

¹⁴放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第九条（略）

2～4（略）

5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

6～9（略）

¹⁵ 一般的に、アナログ放送を受信できない世帯はデジタル放送も受信できないものと想定される。

¹⁶ 難視聴世帯の数については、中継局の整備状況等により、放送事業者毎に異なる。「約4万8千世帯」はNHKの総合放送及び教育放送に関するもの。

のであり、現在もBS2において、放送時間で約6割¹⁷を用いて措置が行われているところである。

一方、2011年（平成23年）の地上アナログ放送の停波以降発生するデジタル難視聴に関しては、新たなスキームとして「衛星によるセーフティネット」により、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的なものとして、終了期限を定めて措置する方向で検討が進められている。

（3）「衛星によるセーフティネット」の概要

「直接デジタル電波が届かない世帯又はデジタル混信により視聴が困難となっている世帯であり、かつ共聴施設やケーブルテレビ等他の手段を用いてもデジタル放送が受信できない世帯」を対象に、「衛星によるセーフティネット」が実施される予定であり、その具体的な方法について、現在、情報通信審議会政策部会地上デジタル放送推進に関する委員会（以下「情通審地デジ委員会」という。）において検討が行われている。

2007年（平成19年）12月に、それまで検討を進めてきた「全国地上デジタル放送推進協議会」から同委員会に対して行われた報告においては、

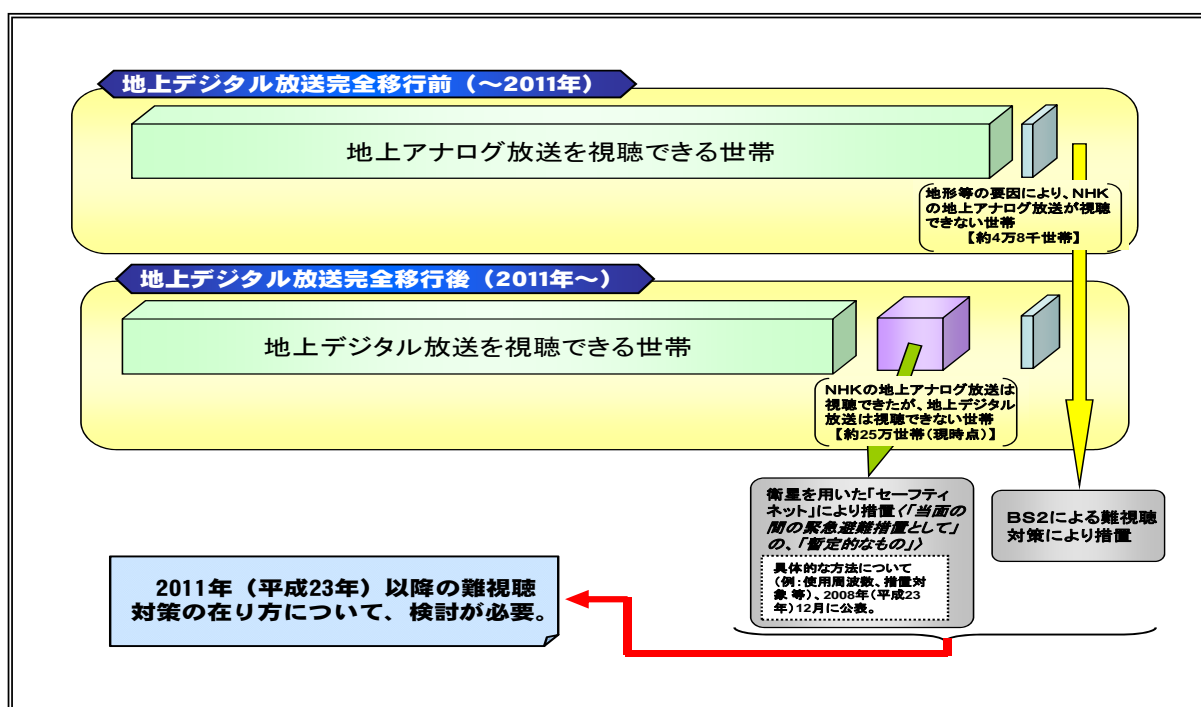
- ① 実施主体は、放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい、
- ② 使用する衛星は、放送衛星（17chを想定）とする、
- ③ 運用開始時期は、2009年度内を目指す、
- ④ 地上デジタル放送を同時再送信することとし、同時再送信する放送は、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、フジテレビ、東京放送、テレビ朝日及びテレビ東京の7つの地上デジタル放送とする（NHK総合及び教育については、NHK東京デジタルとする）、
- ⑤ 同時再送信は、標準画質で字幕放送付の放送（EPGは各局EPG、データ放送は無し）を、スクランブルをかけて行うことを基本とし、セーフティネットの対象世帯のみに対して、スクランブルを解除する。なお、NHK総合・教育の扱いについては、NHKにおいて別途検討する、
- ⑥ 現在、アナログ放送が受信できない世帯の取扱いについては、今後、検討を行う、
- ⑦ セーフティネットの実施期間（終了時期）は、5年間（2014年度内）を基本に、国及び放送事業者のセーフティネットに関する経費負担の在り方と併せて検討を行う、

¹⁷2007年（平成19年）6月の実績ベースで、54%となっている。なお、地形等の要因により衛星放送のみを受信している世帯（アナログ難視聴世帯）については、NHKの受信規約上、「特別契約」とされており、料額は1契約1,005円とされている。

といった方向性が示されている。

「衛星によるセーフティネット」の具体的な方法の確定については、審議会の議論を待つこととなるが、仮に、上記の方向性を前提とすれば、NHKについては、現在、アナログ難視聴に係る対策と同じメディアであるBS衛星放送によりデジタル難視聴に係る対策を行うこととなるものである。2011年（平成23年）の地上アナログ放送停波後は、「地上放送が視聴できない」という意味では、いずれも同じ難視聴であり、現在、BS2により措置している難視聴対策と、新たに開始される「衛星によるセーフティネット」による措置の関係を整理することが必要である。

図表9 NHKのBS2による難視聴対策と衛星におけるセーフティネットの関係



(4) BS2による難視聴対策と「衛星によるセーフティネット」の関係

「衛星によるセーフティネット」の対象に、デジタル難視聴世帯だけでなく、アナログ難視聴世帯も加えるか否かが論点となる。選択肢としては、①「衛星によるセーフティネット」の対象に「現在のアナログ難視聴世帯」も加え、BS2により行っている難視聴対策を廃止、②「衛星によるセーフティネット」の対象に「現在のアナログ難視聴世帯」も加えるが、BS2による難視聴対策も継続、③「衛星によるセーフティネット」の対象に「現在のアナログ難視聴世帯」を加えず、BS2による難視聴対策を継続の3つが考えられるが、その検討にあたっては、これら2つの難視聴対策の内容を整理する必要がある。

図表 10 「BS2による難視聴対策」と「衛星におけるセーフティネット」の比較

	BS2による難視聴対策	衛星によるセーフティネット
放送時間	総合・教育あわせて約0.6ch相当。	総合・教育の同時再送信(2ch)
画質	SD(2011年(平成23年)以降については、HDとなる可能性有り。)	SD
スクランブル	なし。	検討中。

(注)「衛星によるセーフティネット」の各項目は、2007年(平成19年)12月の「全国地上デジタル放送推進協議会」の報告で示された方向性に基づき記述したものであり、現時点では未確定。

一般的に考えれば、②については、BS2による難視聴対策は、「衛星によるセーフティネット」により完全にカバーされるようになっているにもかかわらず、重複して措置することは、周波数の有効利用にもとること、③については、アナログ放送の停波以降は、「デジタル難視聴」と「アナログ難視聴」のいずれも「NHKの総合・教育放送が視聴できない難視聴」という意味で同じであり、レベルの異なる措置とすることの合理的な理由が見いだせない、といった問題点があると考えられる。

NHKは、この点について、本研究会の中で、「地上デジタル放送を受信できない世帯とともに、現在アナログ放送を見ることのできない世帯についても、対象とすることは十分あり得る。」との考え方を示した。また、2007年(平成19年)12月の情通審地デジ委員会における「全国地上デジタル放送推進協議会」の報告で、NHKにおいて別途検討することとされていた「スクランブルをかけるか否か」については、民間放送事業者との関係もあり引き続き検討中であるとの説明があった。

最終的な方向性については、引き続き情報通信審議会において検討されているが、仮に、NHKの考え方のように、スクランブルの有無にかかわらず、現在アナログ放送を見ることのできない世帯についても、「衛星によるセーフティネット」の対象に加えることとした場合には、有限稀少性のある衛星放送用周波数の有効活用を図る観点から、少なくとも、「衛星によるセーフティネット」の実施期間中は、現在BS2により行っている難視聴対策については、廃止する¹⁸ことが適当であると考えられる。

(5) 実質的なチャンネル数との関係

仮に、難視聴対策を「衛星によるセーフティネット」で措置することとし、2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数について、それとは別に2とした場合、実質的にはNHKの保有チャンネル数の拡大になるのではないかと指摘もあり得る。

この点については、①難視聴対策は、法律に基づき、公共放送としてNHKの衛星放送が果たすべき最も重要な機能の一つであり、2006年（平成18年）6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」においても、「難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象」に検討を行うこととされていること、②難視聴対策以外の部分について、2011年（平成23年）までの2.4ch¹⁹から2chに減少するものであること、等を踏まえれば、実質的にNHKの保有チャンネル数を拡大することにはあたらないと考えられる。

(6) 「衛星によるセーフティネット」終了後の難視聴対策

「衛星によるセーフティネット」は、地上系放送設備により地上デジタル放送が送り届けられるまでの暫定的・緊急避難的な措置として5年程度で終了する方向で検討が行われており、その終了後の難視聴対策をどうするのかを検討することが必要となる。

衛星放送は、現時点では最も効率的に難視聴対策を実施できるメディアであると考えられるが、「衛星によるセーフティネット」の終了が予定されている2

¹⁸ 「衛星によるセーフティネット」は、2009年度（平成21年度）内の運用開始を目指しているところであり、現在のBS2による難視聴対策は2011年（平成23年）7月24日まで継続されるとすると、約1年強の期間重複することとなるが、これは、移行期の経過的なものとしてやむを得ないと考えられる。

なお、現在アナログ放送が受信できない世帯を「衛星によるセーフティネット」の対象に加えない場合には、これらの世帯に対する難視聴対策は、2011年（平成23年）以降、NHKに割り当てられる衛星放送チャンネルの中で行うことも含め、適切な方法により実施されるものである。

¹⁹ 現在、BS2で行っている難視聴対策について、放送時間ベースで0.6chとしたものの。

〇14年度（平成20年度）以降についても引き続き同様であるか否かを現時点判断することは困難であり、技術の進展や、難視聴対策を必要とする世帯数及びその分布状況等を踏まえて、将来の適切な時期にあらためて検討を行うこととすることが合理的である。

なお、その検討にあたっては、「衛星セーフティネット」に用いられる衛星放送用の周波数の「跡地利用」の在り方を検討するのに十分な時間を取れるよう配慮することが求められる。

4. 検討の視点3 NHKの衛星放送の目的及び役割

現在のNHKの衛星放送の各チャンネルは、放送普及基本計画において、その目的が制度上、明確化されている。すなわち、BS1が「衛星系による放送の普及」、BS2が「難視聴解消」、BSHiが「高精細度テレビジョン放送の普及」とされている²⁰ものである。

2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送のチャンネルを再編成するにあたり、そのチャンネルの目的及び役割についても見直すこととなるが、その検討に際しては、まず現在の目的の達成状況と2011年（平成23年）以降も継続することの必要性について検証した上で、新たな再編成後のチャンネルについて、どのような目的及び役割が相応しいかを検討することが必要である。

²⁰ 放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）

第1 放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定める指針及び基本的事項

1 放送を国民に最大限に普及させるための指針

(2) 受託国内放送の普及

ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送

(イ) デジタル放送

(A) その周波数の1の範囲内において、協会の放送については、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。

(B) (A)以外の協会の放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送1番組（注）を行うこと。

注 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。

(1) 現在の各チャンネルの目的及び役割に対する評価

① 衛星系による放送の普及

衛星放送については、BS放送の受信設備の普及率が約40%、NHKの受信契約に占める衛星受信契約の比率が約35%に達している。

何をもって普及したとするかは、必ずしも明確な基準があるわけではなく、評価も分かれているところである。例えば、ほぼ全世帯に普及している地上放送と比較すれば依然低水準にとどまっているという見方ができるが、一方、衛星放送と比較されることの多い、有線テレビジョン放送とほぼ同程度の普及率であるという観点からは、普及していないとまでは言えないという見方もあり得る。

今後、地上放送のデジタル化が進展していく中で、三波共用受信機の普及により、衛星放送の受信環境がさらに整備されていくと見込まれる中で、引き続き、「普及」を独立したチャンネルの目的あるいは役割として掲げる必要があるか否かは、検討の視点1で整理したメディア全体の中での衛星放送の位置付けや、衛星放送市場全体の中でNHKが普及を牽引していく必要があるのかといった要素とも関連するものであり、慎重な検討を行っていくことが適当である。

② 難視聴解消

難視聴解消については、放送法に基づく「あまねく受信義務」との関係から、難視聴世帯が存在している以上、NHKとして措置を講じる必要がある。しかしながら、その最も有効な手段が衛星放送であるのか、また、そうであったとしても、チャンネルの目的として掲げる必要があるのかということを検討する必要がある。

さらに、2011年（平成23年）以降ということとの関係では、仮に難視聴対策を衛星放送により措置する場合であっても、すでに述べたとおり、当面、「衛星によるセーフティネット」で行う場合には、現在のBS2に相当する衛星チャンネルの目的として掲げることは不要となることにも配慮が必要である。

③ 高精細度テレビジョン（ハイビジョン）放送の普及

ハイビジョン放送については、すでにBSデジタル放送については、NHK以外の民間放送事業者はすべてハイビジョン放送を実施しており、また、ハイビジョン制作比率²¹については、2007年度（平成19年度）実績で、地上波の総合93%、教育57%、衛星放送のBS1が83%、BS2が70%、

²¹ ハイビジョン用の機材で制作された番組の比率であり、ハイビジョン対応受信機により受信される比率を指すものではない。NHK制作の番組については、ほぼハイビジョン化を達成済み。

BShiが100%と相当高い水準に達成していると考えられる。

このような状況を踏まえれば、2011年（平成23年）以降について、引き続き「ハイビジョン放送の普及」を独立した目的として掲げる必要はないと考えられる。

（2）2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの目的及び役割

① 新たな2つの役割

2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの新たな目的及び役割については、費用負担者である国民視聴の十分な理解が得られるものであるかという観点から検討することが必要である。NHKは、本研究会において、2011年（平成23年）以降の衛星放送のチャンネル再編成について、3チャンネルから2チャンネルに削減した上で、その目的及び役割に関して、一つは、通信・放送の融合を開拓・先導する役割を担うこと、もう一つは、すぐれたコンテンツ²²のプラットフォームとしたいとの考え方を示した。

より具体的には、前者については、ニュース・報道を中心に、放送されている内容と同じ動画像がNHKウェブサイトにおいてもリアルタイムで視聴可能とするサイマルキャスト²³、データ放送から動画データベースのコンテンツ検索・視聴を可能とするオンデマンドサービスを実現するとともに、他メディア等との連携も検討したいとしている。また、後者については、放送時間枠の一定程度を外部制作プロダクションへの委託により行うこととしたり、現在行われている制作委託ではなく、外部制作プロダクションの有する権利が大きくなる共同制作の形態を拡大する等、我が国のコンテンツ産業の発展及び2次展開を容易にすることにより、国際的な競争力の向上に資するような方策を検討しているとのことである。

これらの考え方については、通信と放送の融合・連携をはじめとする衛星放送を取り巻く環境の変化の中で、新しい考え方、方向性を打ち出したという点で、概ね評価できるものと考えられるが、現時点では、必ずしも十分な具体性があるとは言えず、それが国民視聴者の利益にどのように反映されていくのか十分見通せないことから、今後、NHKにおいては、機会を捉えて、具体的な施策の一層の明確化に努め、国民視聴者の理解を深めることが求められる。

²² 本報告書において、「番組」は、主に放送を目的とする映像・音声による創作物、「コンテンツ」は、放送だけではなく、映画、通信、DVDなど、様々なメディアに広く展開されることを前提に製作された各種の映像・音声による創作物を指すものとして用いている。

²³ 同じ時間帯に同一の番組を他のチャンネルやメディアにおいて視聴可能とすること。

② 新たな放送技術の実用化の先導

NHKの衛星放送チャンネルは、地上放送に先駆けてデジタル放送やハイビジョン放送を開始するなど、新たな放送技術の発展にも貢献してきたという経緯がある。このような観点から、制度上、NHKの衛星放送の目的及び役割として定めるか否かということとは関係なく、VFX²⁴等の新たな画像処理技術を用いた番組の提供や、深夜時間帯等に4K超高精細度映像²⁵や8K超高精細度映像（スーパーハイビジョン）の放送²⁶を試験的に行うといった新たな取り組みを行うことも考えられる。

5. 検討の視点4 標準画質（SD）からハイビジョン画質（HD）への移行

標準画質（SD）が走査線数525本、画面の横と縦の比4：3であるのに対し、ハイビジョン画質（HD）は、走査線数1125本、画面の横と縦の比16：9であり、テレビ画面の大型化が進む中で、視聴者が感じるその差異は、一層拡大していくものと想定される。

NHKの衛星放送については、3チャンネルのうち、BS1及びBS2がSDによる放送、BSHiがHDにより放送されているが、BSデジタル衛星放送については、その開始時に政策的に「デジタル放送による高精細度テレビジョン放送への円滑な移行」が掲げられたこともあり、現在、BSデジタル衛星放送において、SDによるテレビジョン放送を行っているのは、NHKの2チャンネルのみである。

この2チャンネルがSDによる放送となった背景は、第1章でも述べたように、既存のBSアナログ放送を視聴していた視聴者が引き続き同じ番組をBSデジタル放送でも視聴できるようにするというBSデジタル放送開始時の視聴者保護の考え方によるものであった。2011年（平成23年）に予定されているBSアナログ衛星放送の終了以降は、このような事情は無くなるものであり、NHKの衛星放送チャンネルの再編成を検討するにあたっては、SDによる放送を維持すべき事情の有無について、あらためて検討することが妥当である。その際、「衛星放送用周波数の有限稀少性」及び「HD化によるNHKの衛星放送に係る経費増大の可能性」の2点に留意することが必要である。

²⁴ Visual Effects の略。「デジタル技術を用いた映像表現効果を実現する技術」を総称してVFXという。

²⁵ 走査線 2,000 本級の超高精細度映像システム。

²⁶ 走査線 4,000 本級の超高精細度映像システム。

(1) 衛星放送用周波数の有限稀少性との関係

衛星放送用周波数は、国際電気通信連合（ITU）における調整を経て、国際的に割り当てられたものであり、有限稀少性を有するものである。現在、我が国に割り当てられている衛星放送用周波数は12であり、そのうちデジタル放送に用いられているのは5、残り7のうち4が未使用、3がアナログ放送（NHK2及びWOWOW1）に使用されている。デジタル放送への移行が完了する2011年（平成23年）以降は、現在アナログ放送に用いられている周波数すべてがデジタル放送に使用され得ることとなることから、現在未使用の周波数とあわせて、BSデジタル放送に使用可能な周波数は大幅に拡大することとなる。

図表 11 BS放送用周波数の使用状況

1ch		3ch		13ch		15ch		
[24] BS朝日	[24] BS-i	[24] WOWOW	[24] BSジャパン	[24] BS日本	[24] BSフジ	[9] NHK-BS1	[11] NHK-BS2	[24] NHK-BShi
5ch		7ch		9ch		11ch		
アナログ (WOWOW)		アナログ (NHK-BS1)		[18] 日本BS放送	[15] スター・ チャンネル	[15] ワールド・ ハイビジョン・ チャンネル	アナログ (NHK-BS2)	
17ch		19ch		21ch		23ch		
未使用		未使用		未使用		未使用		

[]数字はスロット数(1周波数=48スロット)

現在、NHKのBSデジタル衛星放送は、画像圧縮技術にMPEG2を用いており、中継器（トランスポンダ）に関して、SD画質のBS1及びBS2がそれぞれ9スロット²⁷、11スロット、HD画質のBShiが24スロットを使用しており、合計で44スロットとほぼ1中継器（1中継器＝48スロット。1中継器は1周波数に対応。）を占有している。2011年（平成23年）以降、NHKのBSデジタル放送をフルハイビジョン放送に移行させるとすると、圧

²⁷ 1周波数に対応する1中継器（トランスポンダ）は、48スロットから構成されている。

縮技術について現在用いられているものを前提にすれば、2チャンネルとなった場合で1中継器、1チャンネルの場合で1/2中継器を使用することとなる。

したがって、仮に削減後のチャンネル数を2チャンネルとする場合には、同時にHD化も行うこととすれば、チャンネル数が削減されるにもかかわらず、使用中継器（周波数）が拡大することとなる可能性もあり、他の民間BS衛星放送事業者が有限稀少な衛星放送用周波数を使用する機会を制限するのではないかとの指摘もあり得る。

この点については、すでに述べたように、2011年（平成23年）以降、BSデジタル衛星放送に利用可能な周波数が大幅に拡大する見込みであり、圧縮技術についても、1中継器あたり2チャンネルのフルハイビジョン放送が可能な現在のMPEG2だけでなく、より圧縮効率の高い新たな技術²⁸の利用可能性も踏まえて判断することが必要である。2011年（平成23年）以降の衛星放送用の周波数資源については、引き続き「有限性」は残るものの、「稀少性」については、大幅に緩和されるものと考えられ、衛星放送周波数の有限稀少性をもって、NHKの衛星放送について、引き続きSD画質による放送を継続すべきとする積極的な理由に乏しいと考えられる。

（2）経費増大の可能性

HD化によるNHKの衛星放送の経費増要因としては、衛星の運用・管理を行う受託放送事業者に対して支払う中継器使用料とHD方式による番組制作経費の増加が想定される。

前者については、NHKによれば、現在NHKが支払っている使用料は年間約8億円とのことであり、2011年（平成23年）以降に使用する衛星、周波数をどうするのかということにも左右されるが、単純に計算すれば、フルHD放送2チャンネルとした場合は、ほぼ同程度、1チャンネルとした場合は、約4億円のコスト減となるものと見込まれる。これは、現在のNHKの衛星放送に係る経費が年間約1,200億円以上であることを踏まえれば、1チャンネル又は2チャンネルのいずれの場合であっても、NHKの衛星放送の経費全体に与える影響は、決して大きなものとはまでは言えないと考えられる。

また、後者については、NHKにおいては、地上波も含めてすでにほとんどの番組について、ハイビジョン制作するピュアハイビジョン制作に移行しており、カメラ・編集機等、そのために必要な機材についても概ね整備されているとのことであり、NHKによれば、2011年（平成23年）以降、衛星放送のチャンネルをすべてHD化したとしても、番組制作に関して追加的に発生す

²⁸ H. 264/AVCによれば、1中継器あたり5～6チャンネルのフルハイビジョン放送が可能とされている。

る経費増はないものとしている。

以上のことから、NHKの衛星放送をHD化に移行させることについて、現時点で特段の大きな問題はないものと考えられる。HD画質による放送は、SD画質による放送に比べれば、臨場感や迫力等、視聴者に与える印象に大きなメリットがある。BSデジタル衛星放送が、その開始以降、デジタル技術によるハイビジョン放送への移行に関する先導的役割を担ってきたという経緯も踏まえれば、2011年（平成23年）以降について、1チャンネルであるか2チャンネルであるかにかかわらず、NHKの衛星放送についてのみ、SD画質による放送を継続する合理的な理由はないものと考えられる。

6. 検討の視点5 国民視聴者の経済的負担

NHKの衛星放送は、国民視聴者の受信料により運営されているものであり、2011年（平成23年）以降のチャンネル再編成の在り方については、その削減後のチャンネルが国民視聴者の経済的負担である衛星付加受信料額に与える影響を検証する必要がある。

一般的には、国民視聴者にとって、チャンネル数を削減することのメリットは、それによる経費削減が反映されることによる衛星付加受信料の引下げであり、逆にデメリットは、視聴可能な番組の質・量両面に渡る低下であると考えられる。したがって、こういったメリットとデメリット両者のバランスについて、具体的な削減案に関するシミュレーションに基づいて分析し、その優劣を検証する作業が必要である。

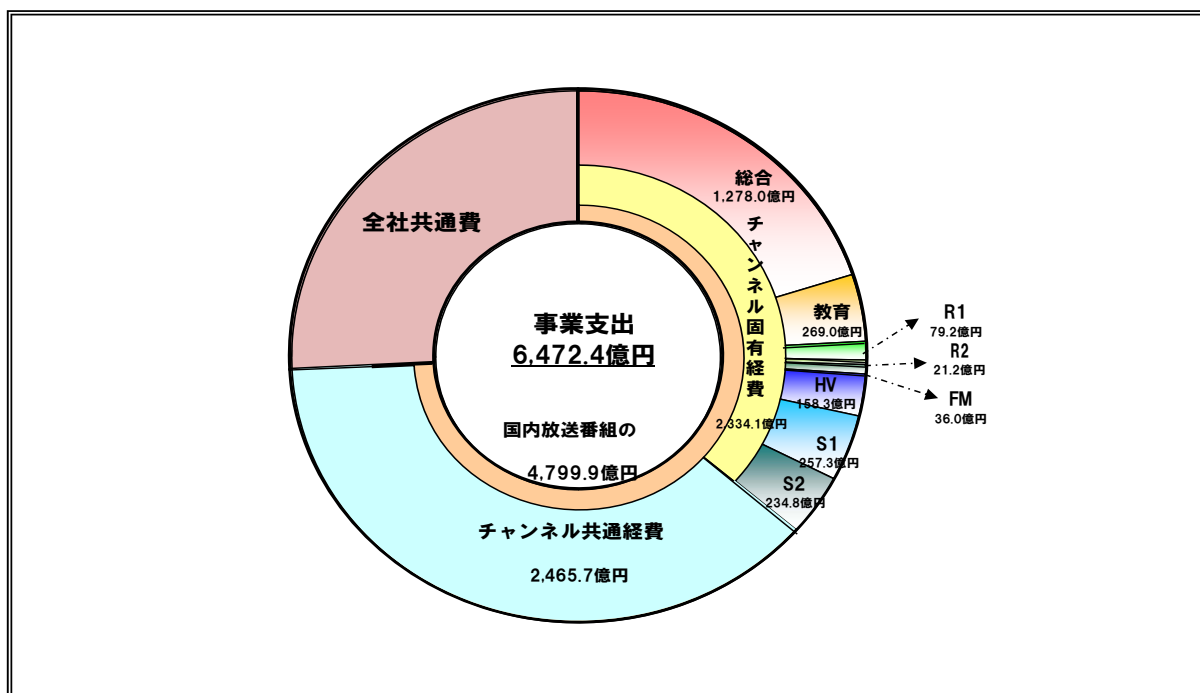
（1）NHKの衛星放送に係る経費と衛星付加受信料の構造

NHKの衛星放送に係る経費は、番組制作費や衛星の運用・管理会社に支払う中継器使用料などの「衛星放送にのみ直接係る経費」と、地上放送と共用する番組設備の維持経費や受信料収納関係経費などの「地上放送と共通に係る経費」を一定の基準に従い配賦計算したものを構成²⁹されている。その額は、本放送が開始された平成元年度は293億円であったが、放送番組がコストの小さな購入番組中心から自主制作番組中心へとシフトしたこと、ハイビジョンチャンネルの追加、デジタル放送の開始といった要因により、年々拡大していったものであり、2008年度（平成20年度）予算で1,273億円となっ

²⁹ 経営管理部門の人件費や調査研究費など、公共放送としてのNHKを支える基盤的な経費については、地上放送に係る収支に計上されており、衛星放送に係る経費としては取り扱われていない。

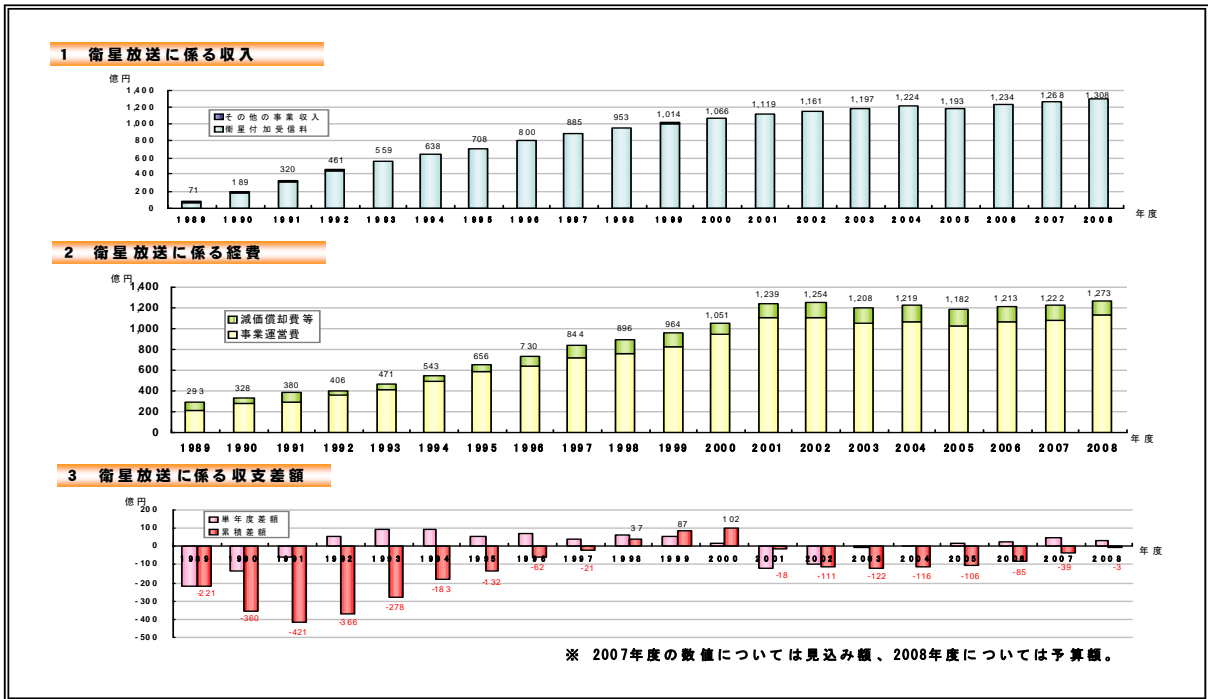
ている。

図表 12 チャンネル別経費の試算（2008年度（平成20年度）予算における全体像）
【NHK提出資料】



また、別の観点から、経費を分類したものとして、「チャンネル別経費」がある。これは、全事業支出をいわゆる一般管理費や調査研究費など「全社共通費」と「国内放送番組の制作と送出に係る経費」に分類し、さらに後者について、チャンネル別に配賦困難な設備の減価償却費等の「チャンネル共通経費」と各チャンネルごとの「チャンネル固有経費」に分類したものである。衛星放送各チャンネルのチャンネル固有経費については、BS1が257億円、BS2が235億円、BS hiが158億円と地上放送の総合、教育に比較すれば、低い水準にとどまっている。

図表 13 NHKの衛星放送関係収支の推移

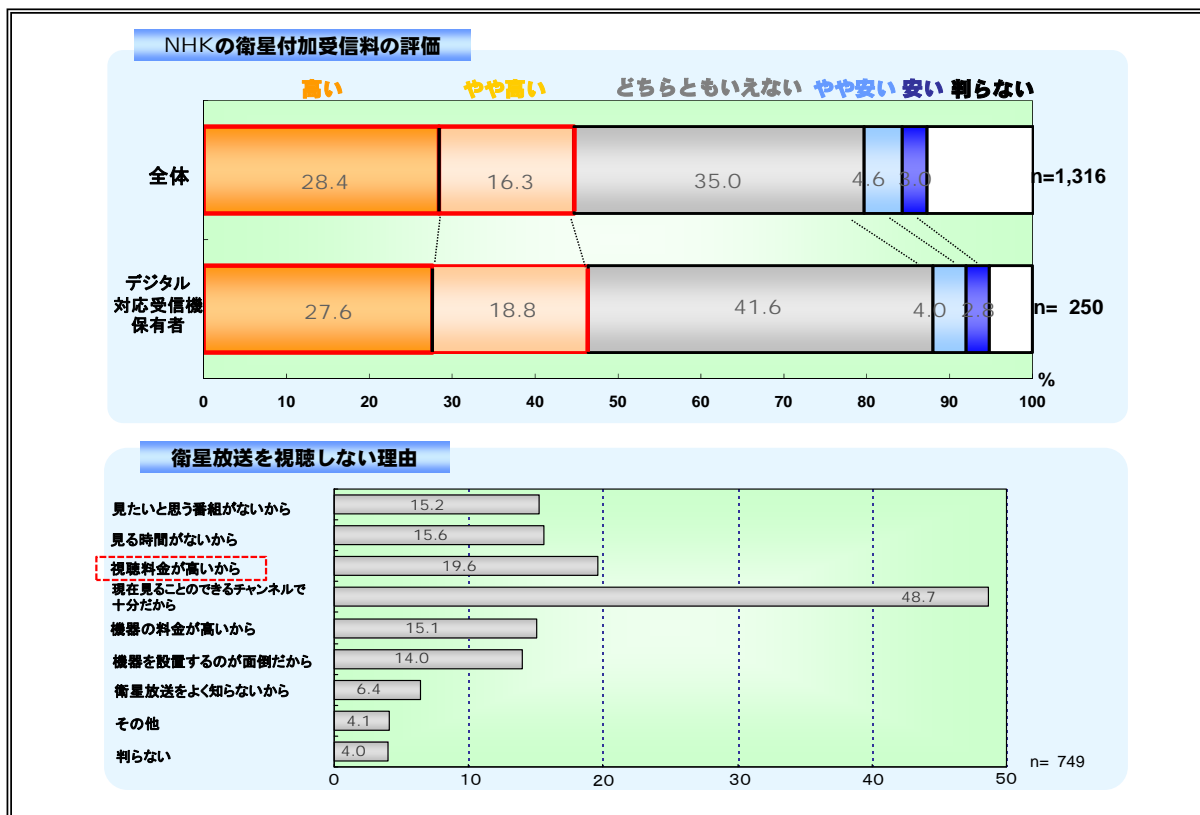


一方、衛星付加受信料額については、本放送が開始された1989年度（平成元年度）から6年間を見通して、総括原価方式を基本として政策的な配慮を加味し、想定される受信契約件数に基づいて算定されたものであり、以来、消費税率の改定が行われた1997年度（平成9年度）に消費税率相当分の引上げがあったのみで、実質的な値上げは行われていない。

（2）現在の衛星付加受信料体系に対する評価

現在のNHKの衛星付加受信料の水準（945円）の評価については、研究会においても様々な議論が行われた。総務省が2007年（平成19年）2月に行ったアンケート調査結果によれば、現在の水準を「高い」、「やや高い」とする回答が半数弱を占め、また、NHKだけでなく民間衛星放送事業者によるものも含めて衛星放送（CS放送も含む。）を視聴しない理由として「視聴料金が低い」ことを挙げた者が全体の約2割を占めた。

図表 14 現在の衛星付加受信料体系に関する評価

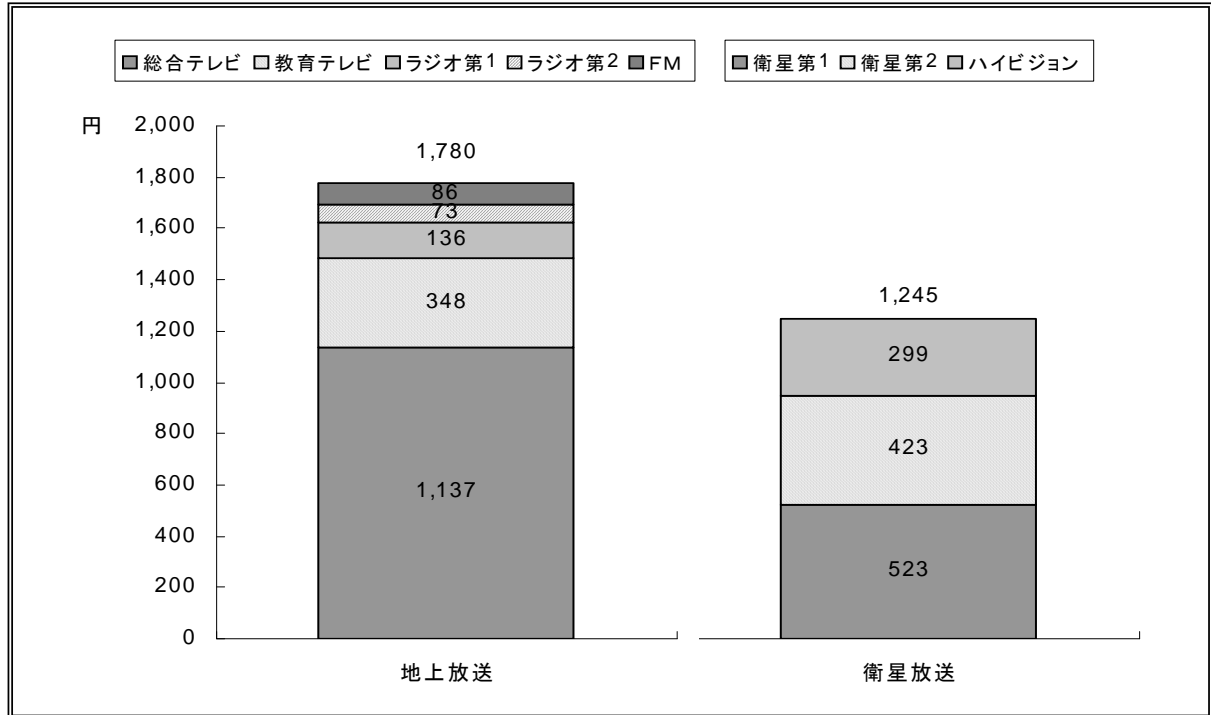


他方、NHKからは仮想市場法（CVM：Contingent Valuation Method）³⁰による公共放送の価値測定によるNHKの衛星放送3波の金銭的価値は1,245円と実際の衛星付加受信料945円を大きく上回っているとの説明があり、衛星契約が付加的なものであるということを踏まえれば、現実には約1,300億円の衛星付加受信料収入があるということは、受信者は、NHKの衛星放送に対してそれ以上の便益を感じていることの証左ではないかとの議論もあった。

³⁰アンケート調査に基づいて、市場が存在しない財の経済的価値を評価する方法。特に自然環境の変化を金額で評価する場合に多く用いられる。

図表 15 CVMにより算出されたNHKの放送サービスの金銭的価値
 (視聴者一人当たり月額)

【NHK提出資料】



(3) チャンネル削減のシミュレーション

本研究会において、NHKより、衛星放送のチャンネル再編成案3類型に関して、チャンネル削減を行った場合の経費削減可能額のシミュレーションが提示された。

図表 16 番組編成シミュレーションによる試算【NHK提出資料】

1波削減の場合(2波体制)			
【類型1】	シミュレーションの概要	減少可能な経費 ▲5.4億円	放送時間
	新第1チャンネル 現行BS1と同じ内容		文化・芸能 ▲34% HV特集 ▲21% ニュース ▲20% 映画 ▲6% スポーツ ▲6%
	新第2チャンネル 現行のBS hiとBS2から抜粋 難視聴対策は別チャンネルで実施		
	算出の基本的な考え方		
	○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。 ○ 購入番組・委託番組が減となるため、人件費・減価償却費の効果はないものと想定。		
【類型2】	シミュレーションの概要	減少可能な経費 ▲43.6億円	放送時間
	新第1チャンネル 現行BS1と同じ内容		文化・芸能 ▲50% 映画 ▲47% HV特集 ▲47% ニュース ▲20% スポーツ ▲6%
	新第2チャンネル 現行のBS hiとBS2から抜粋 および難視聴対策60%		
	算出の基本的な考え方		
	○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。 ○ 購入番組・委託番組が減となるため、人件費・減価償却費の効果はないものと想定。		
2波削減の場合(1波体制)			
【類型3】	シミュレーションの概要	減少可能な経費 (うち番組制作費)	
	難視聴対策除く現行3波 ・ ニュース・スポーツ、文化・芸能など、それぞれの分野の番組 を減じて編成	▲269.8億円 〔▲230.4億円〕	
	算出の基本的な考え方		放送時間
	○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。番組資材費など番組制作に伴い必要となる経費(番組間接費)は、想定が困難なことから、一定金額を減少する経費として加算	HV特集 ▲82% 文化・芸能 ▲64%	
	○ 人件費はチャンネル別経費で算出した衛星3波の人件費の合計額に、物件費(番組直接費や報道取材関係経費など、人件費や減価償却費を除く経費)の比率を乗じて算出	スポーツ ▲62% 映画 ▲55%	
	○ 減価償却費は直接施設等が不要になるものがないため、影響はないものと想定	ニュース ▲44%	
	※ 「番組制作費」については、削減によりすぐに減少する経費である。 一方、衛星チャンネル固有の人件費や減価償却費など短期的な減少は不可能だが、 中期的には減少可能と見込んでいる。		

(注) シミュレーションの前提

・削減する番組の選択については、世論調査、個人視聴率調査などから得られた衛星放送に対する視聴者ニーズをもとに、特に視聴者の要望の強い分野の番組を、可能な限り放送する

このシミュレーションによれば、現在の3チャンネルのうち2チャンネルを削減したとしても、削減可能経費は、約2割程度にとどまるとされており、衛星付加受信料額に関して、仮に、現在の1, 300万契約を前提として単純に経費削減分が料額引下げに反映されるとして算出すると、1契約1ヶ月あたり、類型1で約3円、類型2で約28円、類型3で約173円の引下げとなる。

これらの評価については、まず、1チャンネル削減の類型1及び類型2については、現在の料額945円の水準と比較すると、引下げ額が極めて小さなものとなっており、視聴可能な番組の減少というデメリットとの比較衡量を行うまでもなく、そもそも国民視聴者がメリットを実感できるレベルのものではないと考えられる。また、2チャンネル削減の類型3については、約2割弱と相応の引下げ水準を達成可能であるが、視聴可能な番組数が1/3程度となるなど、デメリットについても相当大きなものとなる。この点については、本研究会においては、このシミュレーションを前提とするのであれば、メリットとデメリットの比較衡量をすれば、デメリットの方が大きく、適切な選択肢ではないとの見方が大勢であった。

(4) 精緻なシミュレーションの必要性

今回NHKにより提示されたシミュレーションは、経費削減額が極めて小さなものとなっているが、これは、1チャンネルであれ衛星放送を継続する以上固定費が発生することもあるが、より大きな要素として、削減する番組について、具体的な番組編成を踏まえたものではなく、制作コストの低いもの中心となっているということもあり、想定される2011年（平成23年）以降の番組編成とは幾分乖離している可能性がある。NHKの衛星放送のチャンネル再編成は、国民視聴者の利益という視点から行われるべきものであり、その経済的負担については、最優先で検討すべき事項であり、NHKにおいては、2011年（平成23年）以降のチャンネル再編成について、より現実的・具体的な番組編成に基づいて、あらためて精緻なコスト削減シミュレーションを行い、それによる衛星付加受信料の引下げ可能額とあわせて、国民視聴者に提示することが求められる。

(5) 新たな衛星付加受信料体系等の検討

第1章でも述べたように、BS衛星放送の受信設備が約2,000万世帯に普及している一方で、NHKの衛星契約については、約1,300万にとどまっているという現状がある。このような状況は、受信料の公平負担の観点から

問題であると考えられるが、この点については、総務省が主催する別の研究会³¹において検討が進められている。

また、料額水準そのものについても、再検討することが必要である。すなわち、1989年（平成元年）に本放送が開始されて以来、実質的な見直しが行われておらず、途中にハイビジョンチャンネルの追加やデジタル放送の開始といった追加的な要素があったが、その累積赤字について2008年度（平成20年度）にほぼ解消される見通しとなっていることから、今後新たに追加的な大規模支出がないとすると、今後は累積黒字が積み上がっていくこととなる。水準そのものの引下げの可能性も含めて検討することが必要であるが、その際には、十分な根拠のある衛星放送市場の将来予測をベースとすることが求められる。

7. 検討の視点6 民間衛星放送事業者との関係

民間衛星放送事業者とNHKを比較すると、チャンネル数については、民間衛星放送事業者はマスメディア集中排除原則により、原則として1チャンネル³²の放送であるのに対し、NHKは公共放送として3チャンネルによる放送を実施、放送を運営する財源についても民間衛星放送事業者が有料放送による収入又は広告料収入であるのに対し、NHKは、受信料収入で運用されるなど、異なっている。

有料放送による収入あるいは広告料収入により運営されている民間衛星放送事業者にとっては、加入契約者数あるいは視聴率が経営上極めて重要な要素であることから、一般的には、同じ市場で同様の放送サービスを展開しているNHKは、民間衛星放送事業者の加入契約者数や視聴率を押し下げる可能性があるものとして、競争相手であるという見方をすることができる。他方で、検討の視点3でも述べたように、NHKの衛星放送については、衛星放送の普及をその目的に掲げており、NHKの取組みにより衛星放送が普及することにより、民間放送事業者も市場全体の規模が拡大することによる反射的な利益を享受してきたという側面もある。また、民間BS衛星放送事業者については、有限稀少な衛星放送用の周波数割当において競合する関係にもある。

このように、NHKと民間衛星放送事業者の関係は、複雑なものとなっており、NHKの衛星放送の保有チャンネル数の削減が、その関係にどのような影

³¹ 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

³² BS衛星放送に関しては、WOWOWがデジタル放送に加えて、2011年（平成23年）まではアナログ放送も実施。またCS衛星放送については、複数チャンネルによる放送も可能。

響をもたらすのかについて検証することが必要である。

(1) 衛星放送用周波数の割当

現在、NHKは、3チャンネル³³でほぼ1周波数(=1中継器)を占有しており、これは、他のBSデジタル衛星放送事業者の約2倍に相当する。2011年(平成23年)以降、NHKの衛星放送の保有チャンネル数を削減すれば、削減後のチャンネルをSD画質とするか、HD画質とするか、あるいは使用する圧縮技術にも左右されるが、現在NHKが使用する周波数に空きが生じる可能性があり、その場合には、当該空き周波数をBS民間衛星放送事業者が利用可能となることから、参入機会の拡大につながるものと考えられる。

2011年(平成23年)以降のNHKの衛星放送について、仮に、現在の圧縮技術を用いてHD画質による放送を行うこととすると、NHKが使用する周波数は、削減後のチャンネル数を2とする場合で1周波数と現在とほぼ同水準、1とする場合で1/2周波数とほぼ半減することとなる。このため、これらがBS民間衛星放送事業者の参入機会を制限するものとなっているかを検討することとなるが、それにあたっては、2011年(平成23年)以降に使用可能な周波数の量的な側面と全体にNHKが占める比率の両面を踏まえることが適当である。

まず、2011年(平成23年)以降の使用可能なBSデジタル衛星放送用³⁴の周波数は、検討の視点4でも述べたように、現在の5から大幅に拡大する予定であり、有限性は引き続き継続するものの、稀少性については大幅に緩和される。また、全体に占めるNHKの割合についても、現在のデジタル放送分だけで約1/5、アナログ放送も含めると約3/8の比率が、2011年(平成23年)以降は、2チャンネルとした場合で1/12³⁵となるものであり、現在からは大きく低下することとなる。

このような状況を踏まえると、仮にNHKの2011年(平成23年)以降の削減後のチャンネル数を2とする場合であっても、民間BS衛星放送事業者の参入機会を著しく損なうものとはまでは言えないのではないかと考えられる。

(2) 衛星放送市場における競争

一般的に、公的部門と民間部門が同一市場において同種の事業を行っている場合、公的部門を縮小することは、民間部門の利益につながるものと考えられ

³³ BSデジタル放送。この他、NHKは2011年(平成23年)までBS1及びBS2のアナログ放送も実施。

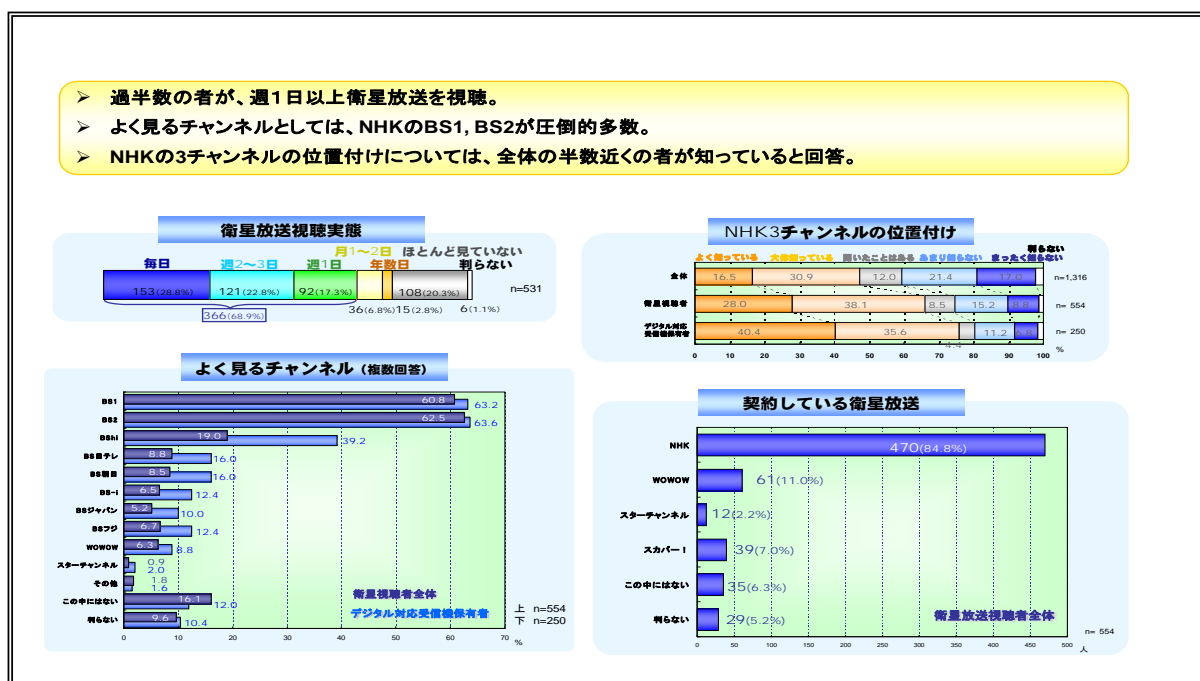
³⁴ 2011年(平成23年)以降、BS放送は完全デジタル化されるため、すべてBSデジタル衛星放送に割り当てられることとなる。

³⁵ 2011年(平成23年)以降すべてのBS衛星放送用周波数が使用される場合の数値。

る。衛星放送事業については、NHKのチャンネル数を削減することは、NHKが放送していた魅力的なコンテンツを民間衛星放送事業者が獲得できる可能性が出てくるなど、この考え方が当てはまる部分もあるが、他方で、依然衛星放送市場におけるNHKの存在感が相当大きいと考えられること、また、NHKと民間衛星放送事業者とでは、放送を運営する財源が異なっているといった特殊性を踏まえて検討することが必要である。

視聴者アンケートの結果によれば、BS衛星放送に関して、NHKの各チャンネルは、民間BS衛星放送事業者のチャンネルと比較して、圧倒的な支持を集めている。

図表 17 NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係



また、無料放送を行っている民間BS衛星放送事業者は、事業参入して7年が経過したが、その経営状況については、全社黒字化するなど好転の兆しはあるものの、初期投資等に係る累積赤字が残存している等、必ずしも経営状況に余裕があるとまでは言えない状況である。BSデジタル衛星放送のメディアとしての認知度、広告媒体としての評価は上昇しつつあると考えられるものの、このような状況に照らせば、BS衛星放送と他のメディアの競争において、BS衛星放送を牽引する役割を担ってきたNHKの保有チャンネル数を大幅に削減することは、民間BS衛星放送事業者の利益となるよりもむしろ、BS衛星放送市場全体を縮小させるリスクもあると考えられる。

図表 18 民間放送事業者への影響

BS放送事業者における平均接触者率						【出典 NHK放送文化研究所全国視聴率調査(2007(H19).11)】
	NHK 衛星合計				民放衛星合計	
	BS1	BS2	BShi			
2006	42%	18%	28%	15%	25%	注1 「接触者率」は、一定時間以上視聴した番組について、調査対象世帯からの記述式による回答を集計した数値。 注2 民放衛星には、WOWOW、スターチャンネル等の有料放送を含む。 注3 分母はBSデジタル受信者。
2007	37%	14%	26%	15%	27%	

BS放送事業者の決算状況		【出典 日本民間放送年鑑(日本民間放送連盟)、NHK資料】						(億円)
事業者名	区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	
BS日本	売上高/当期利益	36/▲28	23/▲31	20/▲30	25/▲22	31/▲35	42/▲9	
	累積損益	▲40	▲71	▲101	▲123	▲158	▲167	
BS朝日	売上高/当期利益	43/▲65	27/▲53	23/▲37	34/▲28	44/▲20	54/▲5	
	累積損益	▲99	▲152	▲190	▲218	▲238	▲243	
ビーエス・アイ	売上高/当期利益	58/▲92	43/▲71	46/▲52	48/▲40	54/▲52	63/▲15	
	累積損益	▲139	▲210	▲261	▲301	▲354	▲369	
BSジャパン	売上高/当期利益	50/▲47	44/▲42	46/▲30	43/▲23	45/▲34	45/1	
	累積損益	▲68	▲110	▲139	▲162	▲196	▲195	
ビーエスフジ	売上高/当期利益	35/▲80	28/▲44	26/▲34	32/▲26	39/▲23	45/2	
	累積損益	▲125	▲168	▲202	▲228	▲251	▲249	
NHK	事業収入/経費	1,119/1,239	1,161/1,254	1,197/1,208	1,224/1,219	1,193/1,182	1,234/1,213	
	収支差(累積)	▲18	▲111	▲122	▲116	▲106	▲85	

ポイント	
◆	圧縮技術の高度化及び2011年(平成23年)以降、未使用の4周波数帯、アナログ跡地の3周波数帯が使用可能となることを踏まえ、BS用周波数の有限稀少性についてどのように評価すべきか。
◆	受信料収入で運営されるNHKと広告収入により運営される民間BS放送事業者は、少なくとも営業面で、競争関係はなく、衛星放送と地上波等の他メディアの競争の観点から、視聴率等においてNHKのBS放送が主導的な地位を占めているという状況を踏まえ、そのチャンネル数の削減が民間BS放送事業者に与える影響をどう評価すべきか。
◆	番組調達市場において、NHKのチャンネル数削減により、民間BS放送事業者が魅力的なコンテンツを獲得する機会が増大するという側面があるのではないか。

さらに、放送の財源に関して、NHKのBS衛星放送は、受信料により運営されているのに対し、民間衛星放送事業者は、有料放送による収入又は広告収入により運用されていることから、NHKの衛星放送を廃止するのではなく、チャンネル数の削減にとどまる限り、視聴者による衛星付加受信料の負担は継続するものであり、ただちに民間衛星放送事業者の収入が拡大するとは言えないことにも留意することが必要である。

以上のことを踏まえると、民間衛星放送事業者との関係の観点から、チャンネル数の削減幅をより大きくすることは、必ずしも合理的なものであるとは言えないと考えられる。

8. 検討の視点7 コンテンツ制作分野との関係

放送事業者が放送番組を制作する上で、外部プロダクション等の制作事業者は不可欠な存在となっており、外部プロダクションの事業者団体のデータによ

れば、NHKと民間放送事業者の放送番組の約80%は外部プロダクションにより支えられているとの見方もある。一方、放送番組制作事業者の大半は中小企業³⁶であり、十分な資金力を必ずしも有していないことから、著作権等の権利に関して、放送事業者との取引上弱い立場にあり、これが我が国のコンテンツ産業の発展や国際競争力を阻害する要因の一つとなっているとの考え方もある。

このような状況も踏まえ、放送事業者と放送番組制作事業者の取引関係について、2006年（平成18年）6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「放送事業者が、外部調達を増大に努めることを期待する。また、コンテンツ市場の形成を進める。特にNHKは、実情を踏まえつつ、番組制作の外部調達を今以上とするよう努める。」とされているところであり、2011年（平成20年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの再編成にあたって、番組制作における放送番組制作事業者との関係について、我が国のコンテンツ産業の発展の観点から見直すことが必要である。

（1）NHKの衛星放送と放送番組制作事業者の関係

NHKの衛星放送については、本放送開始当初は、海外のニュース番組等、購入番組の比率が圧倒的に高かったが、徐々にNHK本体による制作や外部への委託による制作へシフトしており、現在では、NHKの衛星放送の番組制作については、NHK本体で制作しているものが24%、子会社委託が48%、子会社ではない外部プロダクションによる制作³⁷が8%、購入が20%（2007年度（平成19年度）実績。BS1、BS2及びBSHiの3チャンネル平均。）となっている。

本研究会においては、NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関して、コンテンツ制作・流通に携わる関係者から意見聴取を行ったところであり、NHKの衛星放送は、我が国のコンテンツ産業にとって一定の役割を果たしており、大幅なチャンネル数削減には反対であるといった意見が示された。

³⁶ 「放送番組制作実態調査」（2007年（平成19年）10月26日総務省報道資料）によれば、資本金5,000万円以下の事業者が全体の86.4%、従業員100人以下の事業者が全体の91.8%を占めている。参考資料P66～P75参照。

³⁷ 「外部プロダクション制作」とは、演出等個別の業務を委託するにとどまらず、当該プロダクションも「発意と責任」の一部を有することで、NHKと外部プロダクションが著作権を共有する形態を指す。

図表 19 関係者ヒアリングの結果概要

事項	主な意見
衛星放送と地上放送の相違	<ul style="list-style-type: none"> ・地上波の総合編成に比較して、情報番組・ドキュメンタリー番組が充実。
NHKと民放の相違	<ul style="list-style-type: none"> ・民放は、ドラマ・バラエティが中心であるのに対し、NHKはその他にニュース・ドキュメンタリー・教養番組でも構成。 ・NHKの番組には多様性があることから、若手制作者が登用されるチャンスが多い。 ・NHKの衛星放送は、「衛星放送の普及」というインセンティブが強いため、放送番組の品質に対する要求も高く、ある程度制作費も担保。ただし、受信料減収により制作費は低下しつつある。 ・他方、民放BSは、視聴率に対する圧力も高くなく、制作費が安価。 ・民放は、BSも含めて、スポンサー獲得の問題や制作費の問題があり、コンテンツ制作事業者にとっては制約がある媒体。
NHKの衛星放送の保有チャンネル数削減の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅な削減には反対。多様で個性的な番組が減少し、コンテンツの国際的な流通展開が閉ざされる恐れや若手の人材育成の場が閉ざされる恐れがある。 ・なるべく減らさず、2波を残して、その中で諸外国にない日本らしい番組構成ができるような環境を残すべき。
今後のNHKの衛星放送の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・制作会社による制作と2次展開が一層適正かつ透明な取引形態で実現するよう基盤整備が図られるべき。 ・視聴率にとらわれず、継続的に映画作品を放映する番組について存続させてほしい。

(2) 放送番組制作分野に関してNHKが果たすべき役割と保有チャンネル数の関係

NHKは、衛星放送の普及や新たな放送技術に関する取組み等、衛星放送市場において先導的な役割を果たしてきた。取引形態を含めた放送番組制作事業者との関係についても、NHK、とりわけ衛星放送チャンネルは、若手制作者を積極的に登用したり、番組の企画提案を直接募集³⁸するなど、放送番組制作事業者を活性化させる取組みを行ってきた。

さらに、2011年（平成23年）以降の衛星放送チャンネルの再編成にあたって、NHK自身から、チャンネルそのものを「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」と位置付け、放送番組制作事業者への門戸開放を一層推し進める方向性が示されたことは、高く評価されるものと考えられる。今後、放送時間の一定枠を制作番組に割り当てる、あるいは、より2次利用を促進するような新たな共同制作形態を導入するなど、「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」構想の更なる具体化が望ましいと考えられる。

また、このようなNHKによる取組みが、先導的なモデルとして民間放送事業者にも広がっていくことが、我が国のコンテンツ産業の発展、国際競争力の向上にもつながるものとして期待されるところであり、NHKにおいてはその牽引役を果たすことが求められる。

したがって、2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの再編成にあたっては、保有チャンネル数をどうするかという観点だけでなく、NHKの衛星放送チャンネルがこのような機能を果たすことが可能な形での再編成を行うことが適当である。

9. その他

仮に、放送すべき番組数の効率化・再編成により、NHKの衛星放送を1チャンネルに再編成することが可能である場合であっても、敢えて衛星放送における「放送の多様性」を確保する観点から、2チャンネル体制とすべきとの考え方もあり得る。

また、削減後のチャンネル数を1チャンネル、2チャンネルのいずれとする

³⁸ 2006年（平成18年）7月より開始。編成局内にソフト開発センターを設け、提案の募集を受け付け、直接委託するスキームを採用している。これまで10以上の採用実績があり、レギュラー番組化した例もある。

場合であっても、NHKの衛星放送の各チャンネルに相当の視聴者の支持があることを踏まえれば、再編成に関する視聴者の理解を得るため、事前に十分な時間をもって周知を行うことが必要であると考えられる。

第3章 2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの在り方

1. 基本的な考え方

第1章において整理したように、2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送のチャンネル数については、現在の3チャンネルについて、2を超えないことを前提に見直すこととされていることから、論理的に0チャンネル、1チャンネル又は2チャンネルのいずれかしか取り得ない。このうち、0チャンネルとすること、すなわちNHKが衛星放送から撤退することについては、本放送開始以来約20年が経過し、すでに、受信契約数が1,300万を突破するなど、各チャンネルに相応の視聴者の支持があることを踏まえると、国民視聴者の利益を著しく損なうものとして、現実的な選択肢とは考えられない。このため、本研究会においては、削減後のチャンネル数について、第2章の論点に基づいて、1チャンネル又は2チャンネルのいずれが適当かをいうことを中心に検討を重ねてきたものである。

2. NHKの提案とその評価

本研究会において、NHKより、2011年（平成23年）以降の衛星放送チャンネルの再編成イメージについて、以下のような、ある程度具体的な提案があった。

【NHK提案】

- 難視聴対策以外の番組で構成されるハイビジョン放送2チャンネルとする。
- 難視聴対策は、「現在、アナログ放送を受信できない世帯」も含めて、当面、「衛星によるセーフティネット」で措置することとし、その間は、現在、BS2で行っている難視聴対策は行わない。
- 新衛星第1チャンネルは、「報道分野に重点を置く総合放送」、新衛星第2チャンネルは、「教養・娯楽分野に重点を置く総合放送」とする。³⁹

³⁹ 現在、衛星第1放送の3割以上を占めているスポーツ番組については、オリンピック等の国民的なものと娯楽性の高いプロスポーツがあり、最終的にどのような形で放送するかはNHKで検討中であるが、後者については、新衛星第2チャンネルで放送する方向で検討されているところである。

- 新第1衛星チャンネルについては、報道分野に重点を置くという編成上の特性を踏まえ、サイマルキャスト等、「通信と放送の融合を開拓・先導」する役割を担うとともに、新衛星第2チャンネルについては、外部プロダクションの積極的な活用等を通じて「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」とする。

図表 20 2011年（平成23年）以降の衛星放送のイメージ例【NHK提出資料】

	コンセプト	具体的な編成	質的水準の確保	オープン性	技術的先導性
新衛星第一	報道分野に重点を置く総合放送	フロー系・生放送 国内外のニュース・ドキュメンタリー等	国内・地域・国際情報の一元的管理による情報のマルチアウトプット 他メディア等と連携		通信・放送の融合を先導 ニュースのサイマルキャスト 動画ニュースデータベースと連動するオンデマンドサービス開始 ワンセグ独自放送への展開とオンデマンドサービスの連携 その他
新衛星第二	教養・娯楽分野に重点を置く総合放送	ストック系 自然・紀行、文化・芸術、ドラマ・映画、音楽・伝統芸能等	コンテンツ産業発展への寄与 一定の制作費の確保 デジタル最新技術を用いた新しいタイプの番組開発（3D、VFXなど）	日本全体の制作力向上への貢献 プロダクションへの製作機会の確保・権利保有の推進	世界の放送技術先導 ハイビジョンコンテンツのダウンロードサービスの実験・試行 4K超高精細度映像の伝送実験 8K超高精細度映像（スーパーハイビジョン）の伝送実験 その他

このNHK提案に対する評価については、本研究会において、第2章で整理した各視点に照らして検討が行われたところである。本研究会の考え方を集約すると、以下のとおりである。

（1）最終的な結論に至るには、更なる検証が必要であるが、現時点で、ハイビジョン放送2チャンネルとすること自体について、ただちに合理性を欠くものではないと考えられる。

（2）ただし、2チャンネルとすることについて、無条件に認められるものではなく、今後、NHKが公共放送としてこのようなチャンネル構成により衛星放送を実施していくことが、国民視聴者の全体の利益になるものであることをNHK自身が更に説得力のある説明を行うことが必要である。その際、供給サ

イドの観点からの「豊かで良い放送番組の提供」といったことに加えて、需要サイドの国民視聴者が、NHKの衛星放送がどのような役割を果たすことを求めているのかということをも十分踏まえる必要がある。

(3) 衛星付加受信料体系の在り方について、国民視聴者が支払う料額に相当する利益を享受できているのかという観点から、より現実的・具体的な番組編成に基づいたコスト削減シミュレーションを行うなど、徹底的な検証を行うことが必要である。なお、この件に関して、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」において、新たな受信料体系としてスクランブル放送による有料放送化や地上放送の受信料との一本化等について検討されているところであり、その検討結果も踏まえて、今後の衛星付加受信料体系の在り方に関する結論を出すことが適当と考えられる。

(4) NHKは、公共放送としての役割を果たす観点から、衛星放送についても複数チャンネルを割り当てられている。したがって、衛星放送による公共放送としての役割・責務が十分果たされない場合には、NHKについてのみ複数チャンネルの割当を許容することの根拠はなくなる。

(5) 将来、NHKが、衛星放送により、公共放送としての役割・責務を果たしているか否かを検証するにあたっては、民間放送事業者による放送の状況も踏まえつつ、公共放送にとっての衛星放送の位置付け・役割といった要素について考慮することが必要である。すなわち、例えば難視聴対策について、より効率的な手段により対策を講じることが可能となれば、NHKが衛星放送を用いて難視聴対策を行う必要性はなくなるものであり、その場合、難視聴対策を行うための衛星放送チャンネルをNHKが保有する理由はなくなる。

(6) 以上のことから、仮に、2011年（平成23年）以降、当面、2チャンネルに移行するとしても、それは将来にわたって保証されるものではなく、NHKが衛星放送により果たす公共放送としての役割・責務が十分なものでない、あるいは他の手段で、より効率的に果たすことが可能となった場合には、あらためてその保有チャンネル数について見直すことが適当である。

3. 今後の検討の進め方

(1) NHKにおける検討

NHKが本年秋に策定を予定している「中長期経営計画」において、公共放送の将来ビジョンに対応した編成のあり方について、必要な波の数、チャンネルプランについて、視聴者意向を十分に踏まえた上で、明確な方針を国民視聴者に示す⁴⁰ことが求められている。NHKにおいては、衛星放送のチャンネル数についても、本研究会が提示した基本的な考え方を踏まえて、NHK自身が提案したチャンネル再編成案について、より一層の具体化を行うことが期待される。

(2) 総務省における検討

一方、総務省においても、2011年（平成23年）以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務認定に関する今後のスケジュールを公表⁴¹した。これによれば、2008年（平成20年）11月頃を目途に基本的方針及び参入希望調査を踏まえた制度整備（案）の意見募集を行うこととされており、当該制度整備（案）を策定するにあたっては、NHKの衛星放送の保有チャンネル数についても盛り込む必要が生じるのではないかと想定される。その際、総務省においては、より具体化されたNHKの方針や本研究会で示された考え方を踏まえて、透明性の高い手続の中で、広く国民視聴者の意見が反映される形で作業を進めることが期待される。

⁴⁰ 2008年（平成20年）3月11日NHK経営委員会「中長期計画策定に資する重要検討事項のまとめ」

Ⅲ. 重要検討事項の内容

【3. フルデジタル化時代の公共放送のあり方】

1. 公共放送の将来ビジョンに対応した編成のありかた

(2) 必要な波の数、チャンネルプランについて、視聴者意向を十分に踏まえた上で、明確な方針を示していただきたい。

⁴¹ 2008年（平成20年）2月13日総務省報道資料「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務認定に関する今後のスケジュールの公表」

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080213_2.html)

おわりに

1. NHKは、国民視聴者の受信料によって支えられる公共放送として、国民に最も身近なメディアであるテレビジョン放送の中でも特別な存在である。一連の不祥事や肥大化に関する国民的な議論の中で、NHKは、公共放送としてのあり方が問われており、NHK改革が進められているところであるが、その保有チャンネル数をどうするかということは、NHKが放送法で求められている「豊かで、かつ、良い放送番組」を実現することや受信料体系・水準をどうするのかといったこととの関係で、NHK改革に関する議論の根幹をなすものである。とりわけ、衛星放送については、地上放送を上回る3チャンネルが割り当てられており、メディア環境が多様化する中で、そのチャンネル数の在り方が議論となってきたところである。
2. 本研究会においては、NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方について、メディアにおける衛星放送の位置付けも踏まえて、公共放送としてNHKが衛星放送により果たすべき役割・責務とは何か、国民視聴者はNHKの衛星放送に何を求めているのかといった視点から、難視聴対策の在り方、ハイビジョン化の是非、民間衛星放送事業者やコンテンツ制作分野との関係といった論点について、多角的に議論を行ってきた。
3. こうした議論は、各チャンネルにおいてどのような番組が放送されるのかという具体的な番組編成と密接に関連するものであることから、これまで、踏み込んだ議論を行うことが難しい課題であった。今回の議論においては、当事者であるNHKより、ある程度具体的な番組編成イメージ及び各チャンネルの目的・役割を伴ったチャンネル再編成案が示され、それをたたき台として議論が行われたことは、今後の行政における最終的な方針の決定に向けた検討にも大いに資するものであると考えている。
4. 冒頭でも述べたとおり、NHKの衛星放送は、すでに国民視聴者に広く認知されたメディアであり、そのチャンネル数をどうするかは、国民視聴者に大きな影響を及ぼすものである。NHKが基本的な考え方をより具体的に説明を行うことはもちろんのこと、行政においても最終方針の決定プロセスにおいては、国民視聴者の意見を幅広く聴取し、反映させていくことが望まし

い。

5. 2011年（平成23年）以降、新たなNHKの衛星放送が、公共放送としての役割・責務を果たしつつ、国民視聴者にも広く支持されるメディアとして、時代の変化に応じた適切なチャンネル再編成が行われることを強く期待している。

索引

- ・アナログ難視聴 18, 20, 21
- ・あまねく受信 15, 24
- ・委託放送事業者 10
- ・衛星によるセーフティネット 19, 20, 22, 24, 43
- ・仮想市場法（CVM） 32, 33
- ・購入番組 29, 40
- ・総括原価方式 10, 31
- ・衛星付加受信料 11, 29, 31, 32, 35, 39, 45
- ・サイマルキャスト 25, 43
- ・サイマル放送 6
- ・自主制作番組 29
- ・市町村別ロードマップ 18
- ・情報通信審議会政策部会地上デジタル放送推進に関する委員会 19
- ・受信契約 1, 8, 24, 31, 43
- ・スクランブル 19, 22, 45
- ・すぐれたコンテンツのプラットフォーム 25, 42, 44
- ・全国地上デジタル放送推進協議会 18, 19, 21
- ・走査線 25
- ・デジタル難視聴 18, 19, 20, 21
- ・地上アナログ放送 18
- ・地上デジタル放送 9, 18
- ・中継器（トランスポンダ） 27, 37
- ・中長期経営計画 46
- ・通信・放送の在り方に関する政府与党合意 1, 8, 22, 40
- ・ハイビジョン画質（HD） 5, 6, 14, 21, 26, 27, 28, 29, 37
- ・標準画質（SD） 5, 14, 21, 26, 27, 28, 29, 37
- ・輻輳 17
- ・プラットフォーム 25, 42, 44
- ・放送普及基本計画 6, 7, 23
- ・マスト・キャリー原則 15
- ・有限稀少 17, 22, 26, 27, 28, 36
- ・有料放送 9, 10, 12, 36, 39, 45
- ・MPEG2 27, 28
- ・VFX 26

- 4K超精細度映像 26
- 8K超精細度映像 26

参 考 資 料

参考資料 1 開催要綱

参考資料 2 検討経緯

参考資料 3 関連資料

「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」開催要綱

1 目的

我が国における放送は、日本放送協会（以下「NHK」という。）と民間放送のいわゆる二元体制により行われてきている。そのうち、NHKでは、1925年の中波放送の開始以降、放送メディアの多様化に対応してきており、現在、合計8波（地上テレビジョン放送2波、地上ラジオ放送3波、衛星放送3波）による放送を実施している。

こうした状況で、昨年6月に取りまとめられた「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、NHKの保有チャンネルの削減について、「難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う」こととされた。

本研究会は、このような公共放送の保有チャンネル数等に係る内外の状況を踏まえつつ、NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方について検討することを目的とする。

2 検討内容

- (1) 公共放送のチャンネル数等に係る内外の状況
- (2) 現行のNHKの衛星放送3波の在り方
- (3) その他関連する事項

3 構成員

別紙のとおり。

4 開催期間

平成19年8月7日より開催し、平成19年度内に一定の結論を得る。

5 運営

- (1) 本研究会は、情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会に、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により決定する。座長代理は、本研究会の構成員の中から、座長が指名する。
- (4) 座長は、本研究会を召集し、主宰する。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を召集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (6) その他研究会の運営に必要な事項は、座長が定める。

7 その他

本研究会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

(敬称略、五十音順)

いしおか かつとし
石岡 克俊

慶應義塾大学産業研究所准教授

いとう すすむ
伊東 晋

東京理科大学理工学部電気電子情報工学科教授

おと よしひろ
音 好宏

上智大学文学部新聞学科教授

きし ひろゆき
岸 博幸

慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究
機構准教授

けんじょう み え こ
見城 美枝子

青森大学教授

すがや みのる
菅谷 実

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授

たかはし のぶこ
高橋 伸子

生活経済ジャーナリスト

たなか てるひこ
田中 輝彦

あずさ監査法人代表社員／公認会計士

とりい あきお
鳥居 昭夫

横浜国立大学経営学部教授

ひだ えりこ
飛田 恵理子

東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長

やまうち ひろたか
山内 弘隆

一橋大学大学院商学研究科長・商学部長

やまもと りゅうじ
山本 隆司

東京大学法学部教授

検討経緯

	開催日	議 題	ヒアリング対象者等
第1回	平成19年 8月7日	・NHKの衛星放送の現状等について	
第2回	9月25日	・NHKの衛星放送の視聴状況について ・NHKの衛星放送の経費について	
第3回	10月16日	・NHKの衛星放送の衛星放送の経費について ・NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討の視点について	
第4回	11月16日	・NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討の視点について①	
第5回	平成20年 1月30日	・NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討の視点について②	
第6回	2月29日	・関係者ヒアリング（コンテンツ関連） ・論点整理	コンテンツ流通・番組制作関係者
第7回	4月9日	・最終報告書（案）について	
第8回	5月30日	・意見募集で提出された意見及びそれに対する研究会の考え方（案）について ・最終報告書（案）について	

関 連 資 料

平成20年5月30日

NHKの衛星放送の現状

NHKの各放送波の位置付け等

		放送普及基本計画			
		放送局の置局の指針・基本的事項		放送対象地域ごとの放送系の数	
				放送対象地域	数
ラジオ	AM1	総合放送		関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1
				それらに属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1
	AM2	教育放送		全国	1
	FM	総合放送		都道府県の各区域	放送対象地域ごとに1
地上デジタル	総合	総合放送	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ放送は平成23年までに終了 ・デジタル放送は、 <ul style="list-style-type: none"> －高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術の特性を生かした放送を行うこと －アナログ放送が終了するまで、自ら行うアナログ放送の大部分の放送番組を含めて放送すること 等 	関東広域圏 (デジタルでは茨城県を除く。)	1
				関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域	放送対象地域ごとに1
	教育	教育放送		全国	1
BS	BS1	衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送	これらの放送は、アナログ放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする(放送普及基本計画(総務省告示))	全国	1
	BS2	難視聴解消を目的とする放送		全国	1
	BShi	技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送		全国	1

衛星放送の現況

区分	方式 (プラットフォーム)		放送事業者	番組数等			加入者数等 (万世帯)	使用衛星 (所有者/軌道位置)	放送用中継器数 (全中継器数)
				TV	音声	データ			
BS	アナログ		NHK	2 (SD2)	-	-	1,335	BSAT-1 (NHK, WOWOW/110度)	3
			WOWOW	1	-	-	127		
	デジタル		NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	2,382	BSAT-2 (BSAT/110度)	4
			WOWOW	4 (HD1,SD3)	-	-			
			民放キー局系5社	20 (HD5, SD15)	-	-			
			スターチャンネル	1	-	-			
			その他	-	1	4			
			モバイル放送	-	45	2			
合計		12社(NHKを除く)	32	46	6	1,457	-	9	
CS	110度 以外	デジタル (SKYPerfecTV!)	99社	190	102	36	368.5	JCSAT-3A (ジェイサット/128度)	20 (42)
		デジタル (SKYPerfecTV! 以外)	4社	4	632	2	48.9	JCSAT-4A (ジェイサット/124度)	16 (32)
		アナログ	1社	-	10	1	6.0	SUPERBIRD-C (宇宙通信/144度)	2 (24)
		デジタル (e2 by スカパー!)	13社	89 (HD12,SD77)	-	2	47.4	PAS-8 (パナナムサット・インターナショナル・シ ステムズ・エルエルシー/166度)	1 (1)
	110度	デジタル (e2 by スカパー! 以外)	1社	3 (HD1,SD2)	-	-	(47.4)	JCSAT-2A (ジェイサット/154度)	2 (32)
		デジタル (e2 by スカパー! 以外)	1社	3 (HD1,SD2)	-	-	(47.4)	N-SAT-110 (ジェイサット、宇宙通信/110度)	12 (24)
	合計		114社	286	744	41	470.8	-	53 (153)

注1 NHKについては、2008年1月末の数値。

注2 アナログWOWOWの加入者数は、2006年(平成18年)12月よりCS経由の加入者も含む。

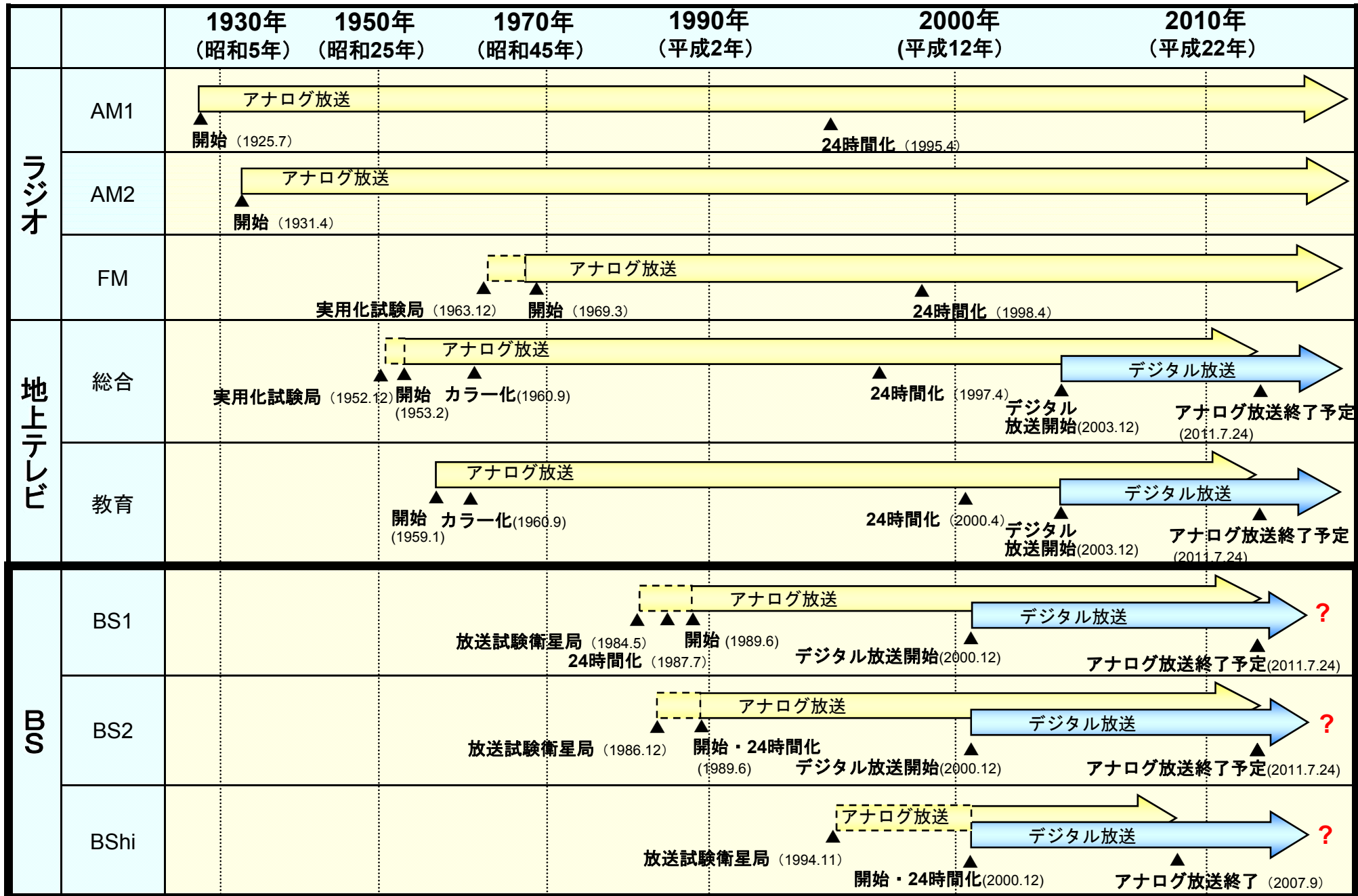
注3 BSデジタルの視聴世帯数は、受信機普及台数(NHK調べ)にケーブル経由を加えた値。

注4 BSの合計視聴世帯数は、NHK受信契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル経由を加えた値。

注5 e2 by スカパー! 以外の放送は、無料放送のため視聴世帯数はe2 by スカパー!と同数としている。

(特に記載の無いものについては、2007年(平成19年)3月末現在の数値。)

NHKのチャンネル数の推移



地上放送の受信環境とNHKの衛星契約の相関関係について

地上テレビジョン放送(民放)のチャンネル数が少ない都道府県の方が、NHKの受信契約に占める衛星契約の比率が高い傾向。

地上波チャンネル数	都道府県	NHKの衛星契約の比率
6	東京都	34.0%
	神奈川県	37.9%
	群馬県	29.8%
	千葉県	33.4%
	栃木県	33.2%
	埼玉県	31.6%
5	茨城県	32.2%
	大阪府	29.3%
	京都府	31.9%
	兵庫県	31.6%
	和歌山県	28.7%
	奈良県	33.1%
	滋賀県	34.5%
	愛知県	31.8%
	三重県	30.2%
	岐阜県	37.6%
	岡山県	32.9%
	福岡県	33.5%
	北海道	30.5%
	香川県	31.8%

地上波チャンネル数	都道府県	NHKの衛星契約の比率
4	長野県	41.9%
	新潟県	38.9%
	石川県	37.1%
	静岡県	39.4%
	広島県	34.8%
	熊本県	31.3%
	長崎県	28.6%
	鹿児島県	28.4%
	宮城県	41.1%
	山形県	40.5%
	岩手県	42.2%
	福島県	36.2%
愛媛県	33.6%	

地上波チャンネル数	都道府県	NHKの衛星契約の比率
3	富山県	48.7%
	島根県	49.8%
	鳥取県	48.7%
	山口県	39.5%
	大分県	35.4%
	沖縄県	22.2%
	秋田県	46.0%
	青森県	34.4%
2	高知県	42.4%
	山梨県	35.6%
	福井県	51.3%
1	宮崎県	38.6%
	佐賀県	28.9%
	徳島県	36.6%

NHKの受信契約に占める衛星契約の比率 34.4%(全国平均)

■ : NHKの受信契約に占める衛星契約の比率が全国平均を上回る都道府県

注1 地上波チャンネル数は、平成18年度末における地上テレビジョン放送(民放)の視聴可能な地上波チャンネル数をもとにした数値

注2 NHKの衛星契約の比率は、平成18年度末におけるNHKの各都道府県別の「衛星契約数」を「契約総数」で除した数値

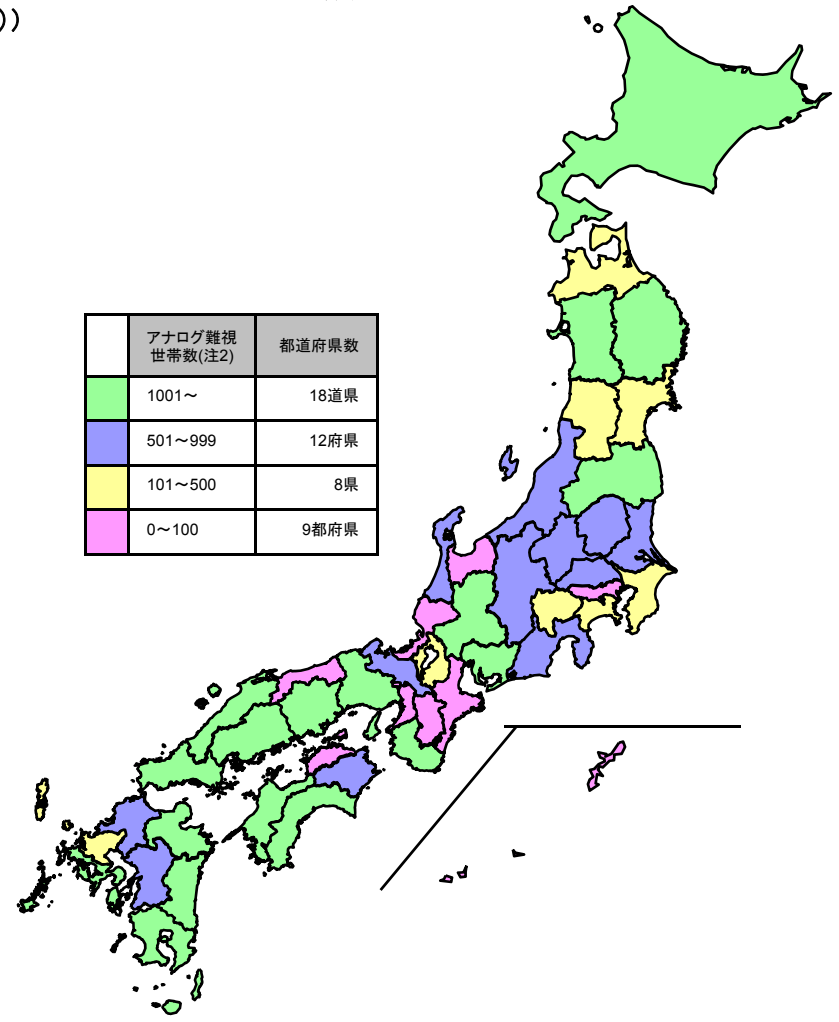
NHKの難視聴の都道府県別発生状況（都道府県別）

NHKの地上アナログ放送が受信困難な地域(推計) 約4万8千世帯 ➡ 平成2～3年当時の約7万世帯から減少

都道府県名	全世帯(注1)	アナログ難視聴世帯数(注2)	アナログ難視聴世帯比率(注3)
北海道	2,276,900	3,240	0.142%
青森県	504,300	290	0.058%
岩手県	474,600	3,340	0.704%
宮城県	831,600	190	0.023%
秋田県	387,400	1,720	0.444%
山形県	376,100	360	0.096%
福島県	686,200	3,320	0.484%
茨城県	982,300	670	0.068%
栃木県	664,700	520	0.078%
群馬県	692,500	660	0.095%
埼玉県	2,477,700	510	0.021%
千葉県	2,162,800	470	0.022%
東京都	5,354,000	60	0.001%
神奈川県	3,329,400	210	0.006%
新潟県	791,600	560	0.071%
長野県	755,000	960	0.127%
山梨県	308,000	440	0.143%
静岡県	1,277,700	1,740	0.136%
富山県	356,400	0	0.000%
石川県	406,500	510	0.125%
福井県	258,400	40	0.015%
愛知県	2,522,600	580	0.023%
岐阜県	679,100	1,030	0.152%
三重県	635,300	20	0.003%

(出典:総務省 全国地上デジタル放送推進協議会「地上デジタルテレビジョン放送『市町村別ロードマップ』」(平成19年9月13日))

大阪府	3,458,600	40	0.001%
滋賀県	443,500	250	0.056%
京都府	1,004,300	730	0.073%
奈良県	488,200	40	0.008%
兵庫県	2,035,300	1,350	0.066%
和歌山県	380,000	1,800	0.474%
鳥取県	200,100	80	0.040%
島根県	256,300	1,690	0.659%
岡山県	689,100	2,840	0.412%
香川県	364,000	70	0.019%
徳島県	287,800	790	0.274%
愛媛県	565,000	1,970	0.349%
高知県	319,100	1,800	0.564%
広島県	1,096,900	2,620	0.239%
山口県	582,000	2,700	0.464%
福岡県	1,907,700	680	0.036%
佐賀県	276,800	120	0.043%
長崎県	542,900	1,230	0.227%
熊本県	644,500	810	0.126%
大分県	452,200	1,300	0.287%
宮崎県	437,400	2,120	0.485%
鹿児島県	714,400	2,010	0.281%
沖縄県	440,000	10	0.002%
合計	46,777,200	48,490	0.104%



(注)世帯数は、平成18年12月に公表された中継局ロードマップをもとに、シミュレーションを行い算出

(注1) 平成12年国勢調査
 (注2) 地上アナログ放送が受信困難で、地上デジタル放送も受信困難と推測される世帯数
 (注3) 「アナログ難視聴世帯数」を「全世帯(都道府県別)」で除した数値

NHKの番組のチャンネル別ハイビジョン制作比率の推移 (%)

ハイビジョン制作番組の比率(放送時間ベース、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総合	84	96	92	93
教育	26	42	51	57
衛星ハイビジョン (BSHi)	100	100	100	100
衛星第1(BS1)	9	9	8	83
衛星第2(BS2)	47	50	54	70

(各年度前期定時番組で算出)

(注1)ハイビジョン制作番組とは、ハイビジョン用の機材で制作された番組を指し、ハイビジョンで受信される番組を意味するものではない。

(注2)BS2においては、NHKで制作している番組のほとんどがハイビジョン制作番組。購入番組のハイビジョン化率が低い。

NHK BS2の難視聴解消番組

(2007年(平成19年)4月 放送番組時刻表に基づき作成)

総合放送又は教育放送と同時に放送する番組

NHKニュースおはよう日本	NHKニュース7
気象情報(正午前)	日曜討論
お昼のニュース	のど自慢

随 時 放 送	大相撲中継 国会中継 春、夏の高校野球全国大会
------------------	-------------------------------

総合放送又は教育放送に先行・時差放送する番組

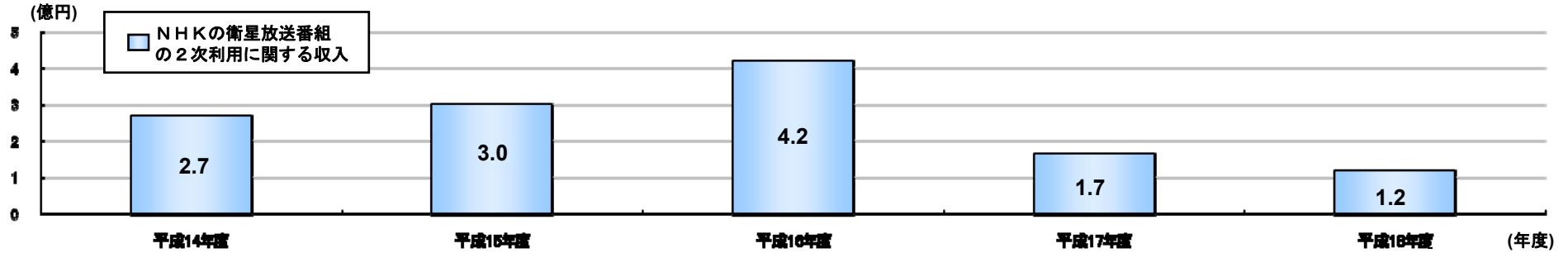
連続テレビ小説 連続テレビ小説アンコール クローズアップ現代 英語でしゃべらナイト NHKアーカイブス ためしてガッテン きよしとこの夜 爆笑オンエアバトル 海外連続ドラマ(ER) アニメアンコール 謎のホームページ サラリーマンNEO ダーウィンが来た! ～生き物新伝説 クイズモンスター	鶴瓶の家族に乾杯 その時歴史が動いた 産地発! たべもの一直線 SONGS 探検ロマン世界遺産 NHK歌謡コンサート プロフェッショナル仕事の流儀 課外授業ようこそ先輩 夜は胸きゅん 解体新ショー 熱中時間 NHK映像ファイル あの人に会いたい さわやか自然百景 宮廷女官チャングムの誓い ふだん着の温泉	百歳バンザイ 大河ドラマ アートエンターテインメント 迷宮美術館 あなたのアンコールサンデー(※) アニメアンコール クラシック倶楽部 ざわざわ森のがんこちゃん きょうの健康 あしたをつかめ平成若者仕事図鑑 わくわく授業～わたしの教え方 かんじるさんすう1, 2, 3 トップランナー サイエンスZERO えいごでしゃべらないとJr. どーする地球のあした	きょうの料理 きょうの料理ビギナーズ みてハッスルきいてハッスル ストレッチマン おしゃれ工房 ティーンズTV地球データマップ 理科4年ふしぎ大調査 ミッドナイトステージ館 趣味悠々 日本とことん見聞録 マイクロワールド みんなの体操 日曜シアター クラシックロイヤルシート
---	---	---	--

(※) 番組例

「NHKスペシャル」、「生活ほっとモーニング」、「プレミアム10」、「ドキュメントにつぼんの現場」、「ETV特集」等

NHKの衛星放送番組の2次利用に関する収入について

1 NHKの衛星放送番組の2次利用に関する収入の推移（最近5年間）



2 収入の内訳

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
衛星放送に係る収入	1,161億円	1,197億円	1,224億円	1,193億円	1,234億円
NHKの衛星放送番組の2次利用に関する収入	2.7億円	3.0億円	4.2億円	1.7億円	1.2億円
主な例	〔ビデオ化等〕 ○「アニメ十二国記」 ○BS丸ごと大全集「中国料理4千年の奥義」 ○「小林幸子・美川憲一 二人だけの紅白歌合戦」	〔番組提供等〕 ○「冬のソナタ」 〔ビデオ化等〕 ○アニメ「今日からマ王」 ○アニメ「二つのスピカ」 ○「BSエンターテイメント モーニング娘。」	〔DVD〕 ○「冬のソナタ」 ○「オールイン」 ○アニメ「火の鳥」 〔ビデオ化等〕 ○「アニメ今日からマ王2」 〔ビデオ化、出版等〕 ○BSキャラクター「ななみちゃん」 ○BSおかあさんといっしょ	〔ビデオ化等〕 ○アニメ「彩雲国物語」 〔ビデオ化、出版等〕 ○ハイビジョンスーパーゴルフ「深堀圭一郎の実戦 即効レッスン」 ○ハイビジョン特集「ターシャ・チューダー四季の庭」	〔ビデオ化等〕 ○アニメ「彩雲国物語2」 ○生物彗星WoO ○ハイビジョン特集「関口知宏が行くヨーロッパ鉄道のたび」 〔ビデオ化、出版等〕 ○ハイビジョンスーパーゴルフ「ジュニアレッスン 究極の上達法」

注：NHKの衛星放送番組の2次利用に関する収入とは、ビデオ化、DVD化、番組提供に係る使用許諾権収入を指す

諸外国における公共放送によるインターネットを利用した放送番組配信サービスの概要 (平成19年11月調査)

	英国 (BBC)	フランス (FTグループ)	ドイツ (ARD、ZDF)	韓国 (KBS)	(参考)日本 (NHK)
法制度上の位置 付け	<p>オンラインサービス (bbc.co.jp、bbcジャム) を本来業務として提供。【特許状6】</p> <p>公共的国内サービスを地上、衛星、ケーブル、ブロードバンド、インターネットといった伝送路で放送・ストリーミング・オンデマンドでの提供を義務付け。【協定書11、12】</p> <p>新たなオンデマンドサービス「iPlayer(※)」をベータ版で実施中。 ※①インターネットによる1週間のキャッチアップ放送、②インターネットによるサイマルキャスト、③インターネットによるオーディオの時間無制限のダウンロードサービス、④catvネットワークによる1週間のキャッチアップ放送の4つ。</p>	規定なし。	<p>ARD: 放送番組に関連したオンラインサービス(テレメディア)が提供可。【放送州間協定11】</p> <p>ARDによるオンラインサービスの範囲等が規定【Grund1.(4)】 ※Grund=放送州間協定第11条に基づくガイドライン</p> <p>ZDF: 放送番組に関連したオンラインサービス(テレメディア)が提供可。【放送州間協定11】 【ZDF州間協定4】</p>	規定なし。	<p>協会の本来業務の附帯業務として提供。【放送法 §9Ⅱ②】【インターネットガイドライン】</p> <p>※インターネットガイドライン=「日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン」(平成14年3月8日総務省公表)</p>
実施主体	BBC本体	FTVI(FTの子会社)	ARD、ZDFとも本体	KBSi(KBSの子会社)	NHK本体
配信コンテンツ の概要	放送番組のみ。 独自番組の配信なし。 SD品質。	F2、F5のシリーズ番組、ドキュメンタリーを中心に配信。 独自番組の配信もあり(予告番組等)。 SD品質。	ARD、ZDFとも放送番組に関連したもののみ配信。 独自番組の配信なし。 SD品質。	KBSで放送された番組。 独自番組の配信もあり(外部CPから調達した番組等)。 SD品質。	災害情報等を除けば放送番組及びその関連情報のみ。 SD品質。
視聴可能期間と 料金	<p>【視聴可能期間】 放送後1週間。</p> <p>【料金】 無料。</p>	<p>【視聴可能期間】 制限なし。</p> <p>【料金】 放送後1週間は無料。 1週間経過後は有料。 ・ストリーミング:0.99～ 3.99ユーロ ・ダウンロード:8.99～ 10.99ユーロ</p>	<p>【視聴可能期間】 制限なし。</p> <p>【料金】 ARD、ZDFとも無料。</p>	<p>【視聴可能期間】 50k 期限なし 300k 2週間</p> <p>【料金】 放送後2週間は無料。 2週間後は有料。 ・ストリーミング:700ウォン ・ダウンロード:2,000ウォン</p>	<p>【視聴可能期間】 放送後1週間程度。</p> <p>【料金】 無料。</p> <p>【規模】 年額10億円程度を上限。</p>
ブロードバンドの 普及状況	ブロードバンド 1,446万契約	ブロードバンド 1,425万契約 うち光アクセス 2万契約	ブロードバンド 1,760万契約	ブロードバンド 1,459万契約 うち光アクセス 64万契約	ブロードバンド 2,714万契約 うち光アクセス 966万契約

各国の公共放送の意義・目的

イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本
<p>BBCの設立根拠である女王の特許状及び協定書(2006年更新)において、次の内容を規定</p> <ol style="list-style-type: none"> あらゆる手段を講じて、視聴者が連合王国公共サービス等にアクセスできるようにすること 連合王国公共サービスに含まれるすべてのプログラムは、高い質を有し、意欲的、独創的、革新的で、魅力に富んだものであるという特色のうち少なくともひとつを提示すること プログラムの内容及び質について、高い水準を維持したワールドサービスを提供すること 放送した番組等のアーカイブを維持する仕組みをつくること 公共目的に向けた研究開発活動を行うこと 	<p>視聴覚法第43-11条は、公共放送の目的として、次の内容を規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報、文化、知識、娯楽、スポーツの分野における多様な番組の提供 民主的な討論の促進 フランス語の振興の確保、文化的及び言語的な遺産の価値の強調 知的創造と芸術的創造、市民的・経済的・社会的・科学的・技術的知識の発展と普及、教育への寄与 人口の異なる部分間の交流、また社会的同化及び市民権普及の促進 世界へのフランス文化及びフランス語普及への寄与 視聴覚通信の番組及びサービスの制作と放送の新技术の開発 情報の公正性、不偏性、多元性の保証 等 	<p>過去の連邦憲法裁判所の放送判決によれば、公共放送は、国民に対し、次の3つの要件を備えた、基本的サービスを提供する義務があるとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 放送が全ての住民に到達可能となっていること 放送に求められる水準を維持した番組が提供されること 意見の多様性の確保が保証されていること <p>(放送判決：第4次(1986年)、第5次(1987年)、第6次(1991年))</p>	<p>放送法第44条は、KBSの公的責任として、次の4つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 放送の目的と公的責任、放送の公正性と公益性の実現 国民が地域と諸般の与件に関わらず、良質の放送サービスの提供を受けられるよう努力 視聴者の公益に寄与できる新しい放送番組・放送サービス及び放送技術の研究・開発 国内外を対象に、民族文化を創造し、民族の同質性を確保できる放送番組を開発・放送 	<p>放送法第7条は、NHKの目的として、次の4つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> あまねく全国において受信可能とすること 豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発 国際放送を行うこと <p>その上、放送法第44条第1項において、次の3つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務 ② 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようになる義務 ③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務

NHKの衛星放送保有チャンネルの見直しに係る経緯

(自) 電気通信調査会 通信・放送産業高度化小委員会 「今後の放送・通信の在り方について」 (2006.6.20)

(NHK関係)

2 業務範囲

(1) 保有チャンネル(8波)のあり方

まずはNHKの各チャンネルが果たしている役割を十分に検証した上で、その役割を終えたと考えられるチャンネルの削減を検討すべきである。

その場合においても、地上波や難視聴解消のための衛星チャンネルは最低限維持すべきであり、その他の衛星チャンネルを検討の対象とするとしても、国民・視聴者の利益に配慮し、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、削減の方法・時期等も含め、十分詰めた検討が必要である。

通信・放送の在り方に関する政府与党合意 (2006.6.20)

NHK関連

・保有チャンネル(8波)の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。

通信・放送分野の改革に関する工程プログラムについて (2006.9.1)

1 NHK関連

(2) 保有チャンネル数の削減

チャンネルの有効活用について検討会を設置し(本年9月)、その報告を踏まえ、電波監理審議会への諮問・答申を経て、必要な制度整備等を行い、2011年までにチャンネルを再編成する。

総務省及びNHKの実務担当による検討 (2006.9—2007.5)

「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」 (2006.6.6)

3(5)NHKの抜本改革

② NHKのチャンネルの削減

現行のNHKの8チャンネルは、電波の希索性、個々のチャンネルの役割等を勘案した場合、公共放送として放送するには、明らかに多過ぎると考えられる。

具体的には、衛星放送については、難視聴対策として行うことが適当であるが、そうした対策は1チャンネルで十分であり、1チャンネルを削減すべきである。次に、FMラジオ放送については、民間のFM放送や音楽配信サービスが普及している現状では、多彩な音楽番組の提供という公共放送としての役割は既に終えたものと考えられる。従って、これらの放送については、必要な周知等の措置を十分に行った上で、2011年までに停波の上、速やかに民間への開放等の措置を取り、視聴者が多様な放送を享受できるようにすべきである。

他方で、地上波テレビ放送については、視聴者のニーズ等を勘案して、直ちに削減することは困難だと考えられる。地方や高齢者への配慮等の観点から、現行の2チャンネルを当面継続すべきである。

衛星ハイビジョン放送が2011年に停波されることを勘案すれば、以上により現行の8チャンネルは5チャンネルとなり、肥大化したNHKのスリム化に貢献するものと考えられる。

放送普及基本計画

放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第661号）

第1 放送局の置局(…)に関して定める指針及び基本的事項

1 放送を国民に最大限普及させるための指針

(2) 受託国内放送の普及

ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送

(ア) デジタル放送以外の放送

衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数の3を使用して行う放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送((2)ア(イ)(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。)及び1系統の一般放送事業者の標準テレビジョン放送及びこれらの重畳する多重放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成19年に開始し、平成23年までに終了すること。

(イ) デジタル放送

(A) その周波数の1の範囲内において、協会の放送については、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。

(B) (A)以外の協会の放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン総合放送1番組(注)を行うこと。

(C) (略)

(D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。

注 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。

NHKの衛星放送を2番組を超えないことを前提に見直すこととした背景

1989年—1994年

- NHKは、衛星放送につき、アナログ方式によるBS1及びBS2の2系統で実施。

1994年—2000年

- アナログ方式によるハイビジョン放送につき、実用化試験として、(社)ハイビジョン放送推進協会がNHKと民放の時分割方式(1つのチャンネルの中で、時間帯を分けて複数の放送事業者が放送)で実施。
- 2000年末からBSデジタル放送を開始するにあたり、デジタル放送によるハイビジョン放送については、NHK、民放とも実施することとなったが、これまで実用化試験として行ってきたアナログ方式によるハイビジョン放送をどのように取り扱うかが議論となった。
- 放送普及基本計画及び放送周波数使用計画の変更に関する電波監理審議会による各放送事業者に対する意見聴取(1998年10月—11月)において、NHKはアナログハイビジョン放送のサービス継続性確保の観点から、本放送による継続を求めたのに対し、民放は、デジタルハイビジョン放送開始以降の継続を求めるものはなかった。

電監審における審議の観点
(1999年6月)

- (1) デジタル方式によるハイビジョン放送への円滑な移行を図る。
- (2) アナログ方式によるハイビジョン放送の継続的な視聴を可能とする。
- (3) 放送番組の多様性を確保するため、NHKの保有メディアが過剰とならない。

審議結果

(1) アナログハイビジョン放送の取扱い

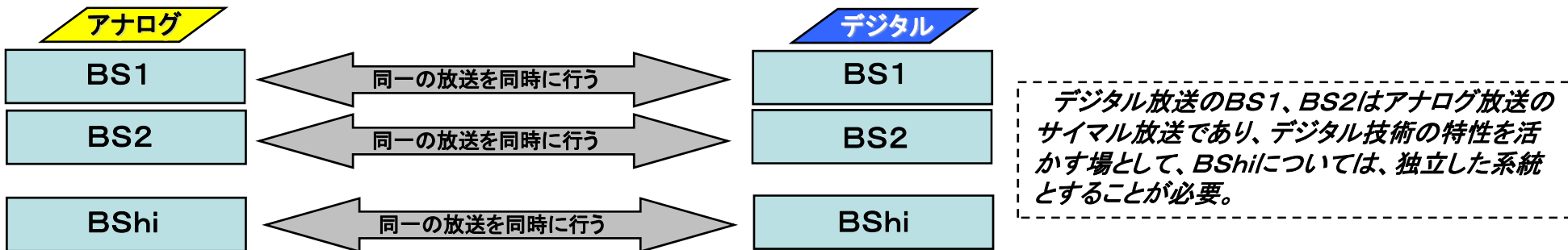
- ・ デジタルハイビジョン放送開始後も、「デジタル方式の放送に円滑に移行するための放送」として、NHK及び希望する事業者が実施。
⇒ NHK以外に希望する事業者がなかったため、NHK単独で実施(現在のアナログBSHi)。
- ・ BS-4先発機の運用終了時期までには終了。 ⇒ 2007年9月で終了。

(2) BS放送におけるNHKの保有メディアの在り方

NHKがアナログハイビジョン放送を継続する結果、BSデジタル放送開始後は3系統での衛星放送となるが、これはBSアナログ放送終了までの過渡的な形態。そもそも2系統であることを踏まえて、BSデジタル放送へ移行した後におけるNHKのBS放送については、2を超えないことを前提に、その全体の在り方を見直す。

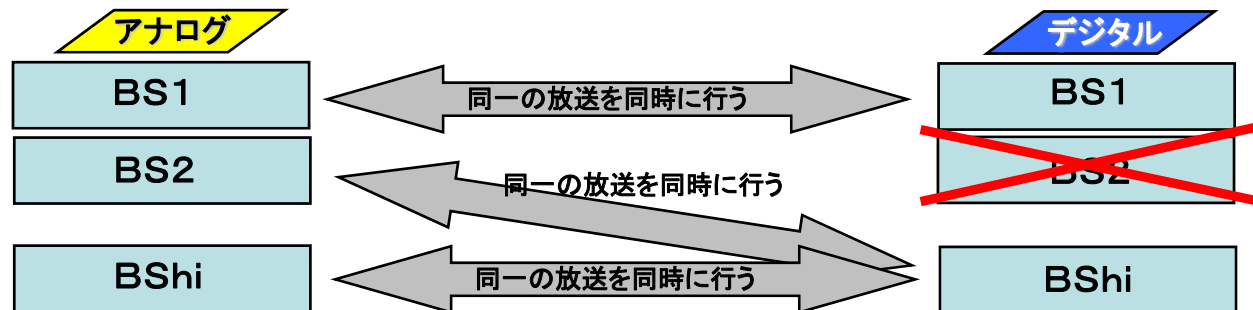
BSデジタル放送開始時に3系統が必要であった理由

1. デジタル放送における標準テレビジョン放送2番組は、アナログ放送におけるBS1及びBS2のサイマル放送であり、デジタル技術の特性を十分活かすには限界がある。



2. デジタル放送において2系統で行うには、標準テレビジョン放送2のうちの一つとハイビジョン放送を同一内容とすることが必要となるが、以下の理由からBSデジタル放送開始当初からこれを行うことは適当ではない。

- (ア) アナログで提供している標準テレビジョン放送は、約1,000万世帯で視聴されており、デジタル放送開始後もサービスの継続性確保が必要であること。
- (イ) アナログハイビジョン番組とデジタルハイビジョン番組に加え、標準テレビジョン1番組が同一番組となり、周波数の有効利用にもとること。
- (ウ) (ア)の観点から、NHKはBS放送用に既に外国等から標準テレビジョン放送対応の番組の調達を数年先にわたって計画しており、これをハイビジョン放送にしても画質は改善されず、かえってハイビジョン放送に対するイメージを損ない、その普及にマイナスとなること。
- (エ) BSアナログ放送の視聴者の多くは、当面標準テレビジョン放送対応の受像器で視聴すると予想。標準テレビジョン放送のチャンネルでハイビジョン放送の画像を送ると、標準テレビジョン放送対応の受像器では番組画面が縮小して表示されるなど、多くの視聴者にとっては、かえってサービスの質の低下が避けられないこと。



放送普及基本計画の主な改正の概要（BSテレビジョン放送関係）

放送を国民に最大限普及させるための指針

国内放送関係

① 制定
 ・BS-2段階 NHK:難視聴解消+総合放送
 ・BS-3段階 NHK:BS-2を引き継ぐとともに多様化する需要にこたえる放送
 民放:総合放送(有料放送)1系統

1988.10 制定

1990.1 改正

民放開始(1991.4)

1991.3 改正

BS-3打上げ
(1990.8)

※ BS-3段階のNHKについて、難視聴解消+総合放送を引き継ぐとともに多様化する需要にこたえる放送とする改正

② BS-2に関する記載削除
 - NHK:難視聴解消+総合放送
 - 民放:総合放送(有料放送)1系統
 (HD放送のための試験放送)

③ BS-3段階の民放について、総合放送(有料放送)への限定を削除

④ BS-3後継機段階について記載追加

- NHK:BS-3を引き継ぐ2系統
 - 民放:1系統
 - 多様化、高度化する需要に応える5系統
 (HD放送のための試験放送終了後、NHK・民放による暫定的な放送)

1994.3&7 改正

BS-3後継機(BSAT1)関係

⑤ BS-3後継機段階について、アナログは4周波数

- NHK:BS-3を引き継ぐ2系統
 - 民放:1系統
 - HD放送普及のための暫定的放送

1997.6 改正

BSデジタル放送関係

⑥ BS-3に関する記載削除

⑦ HD普及のための暫定的放送の終了時期、デジタルへ円滑に移行するための放送(アナログハイビジョン)の終了時期

- 暫定的放送は、アナログハイビジョン開始の際に終了
 - アナログハイビジョンは、H9運用開始の衛星の運用終了までの適当な時期に終了

1998.10 改正

BS-3後継機(BSAT1)打上げ
(1997.4)

1999.6 改正

BSデジタル放送開始
(2000.12)

⑧ アナログハイビジョンの終了時期(H19)、アナログ放送の終了時期(H23まで)の記載

⑨ アナログ放送の終了時期(H19)の記載

※ なお、H19～H23までは、受委託放送で実施

⑩ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更
 (なお、アナログハイビジョンは当初よりデジタルハイビジョンのサイマル放送)

2003.4 改正

アナログ放送終了時期等

2004.4 改正

BSAT2打上げ
(2001.3)

2005.8 改正

サイマル関係変更

受託国内放送関係

※ 1996.2改正で追加(当時は、CS放送関係の規定)

① 4周波数を利用し、H12にデジタル放送開始
 (1周波数分は、アナログサイマル放送)

② デジタル放送に関する具体的規定追加

- 1周波数分は、NHKのアナログサイマル放送
 - NHK:HD普及に資する総合放送
 (NHKの放送はアナログ終了までで、その後は、2番組を超えないことを前提に見直し)
 - 民放:多様化、高度化する放送需要に応えるための放送

③ アナログ放送に関する記載追加(3周波数)

- NHK:難視聴解消+総合放送
 - 民放:1系統
 (H19開始、H23までに終了)

④ デジタル放送のH19以降の周波数を5

⑤ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更

放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の目標

国内放送関係

アナログ放送関係

① 制定
 - NHK:難視聴解消+総合放送

② 民放について、総合放送(有料放送)1系統を追加

- NHK:難視聴解消+総合放送
 - 民放:総合放送(有料放送)1系統

③ 民放について、総合放送(有料放送)への限定を削除

- NHK:難視聴解消+総合放送
 - 民放:1系統

④ HD放送に関する記載追加

- NHK・民放:1系統

⑤ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更

受託国内放送関係

アナログ放送関係

デジタル放送関係

※ 1996.2改正で追加(当時は、CS放送関係の規定)

① 受委託放送に関する記載追加

・アナログサイマル NHK2系統、民放1系統
 ・アナログサイマル以外 民放SD20番組程度+HD6番組

② NHKのHD放送に関する記載追加(アナログサイマル以外)

- NHK:1番組
 - 民放:SD20番組程度、HD6番組

※ 民放のSD放送は、HD放送が行われない場合に限る旨の注の追加

③ サイマル関係の変更

- アナログサイマル放送についての記載の削除
 - SD NHK:難視聴解消+総合放送
 民放:1番組以上(HD放送が行われない場合に行うSD放送を含まず)
 - HD NHK:難視聴解消+総合放送
 民放:8番組程度
 (難視聴解消はSD,HDのいずれか一方)

④ 記載を新設

- NHK:難視聴解消+総合放送
 - 民放:1系統
 (適用は、国内放送(アナログ放送)の終了後)

⑤ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更

※ いずれも、以上の放送が「全国各地域においてあまねく受信できること」とされている

※ いずれも放送対象地域は「全国」

NHKのチャンネルの在り方に関わる過去の提言（1）

放送政策懇談会「ニューメディア時代における放送に関する懇談会」 (1987年(昭和62年)4月)

第3章 放送政策の課題と方向性

5 公共放送(NHK)の在り方

(2) 事業規模及び業務範囲の在り方

ウ NHKの基本的使命、それに基づく業務範囲、事業規模(メディアの種類及び数)については、社会的、経済的、文化的諸状況等公共放送を取り巻く環境の変化に応じて最も適正な在り方が検討されるべきである。**既にNHKが所有しているメディアの種類及び数についても所与のものとして当然視するものではなく、各メディアごとの意義を常に検討し、その上で公共放送として限られた経営財源で最大限の効用を国民にもたらしうる最適なメディアの組み合わせを見いだしていく必要がある。**

エ 衛星放送は、放送ニューメディアの中でも、これまでNHKが最も積極的にかかわってきたメディアであり、各種ノウハウの蓄積が豊かであること、放送の全国普及というNHKの使命達成に適したメディア特性を持っていること、及び今後我が国の放送体制に重大な影響を及ぼす可能性を有するものであることを考慮し、

(ア) 衛星放送受信機の普及が高度に進んだ本格的衛星放送時代の到来までの間、NHKが先導的衛星放送実施主体であるべきと考える。

(イ) そのため衛星放送による難視聴の解消と並んで、地上における受信機の普及、衛星メディアの技術的可能性の開発上有効と認められる方策(衛星放送のメディア特性を活かせる番組の開発・提供、民間放送、メーカー等の関係者との共同によるハイビジョン・PCM音声放送等の各種実験の実施等)が、積極的に講じられるべきである。

(ウ) **将来において、本格的衛星放送時代が到来した場合、NHKの適正規模に関する考え方にに基づき、既に保有しているメディア全体の中での見直し、整備を検討する必要がある。**

「衛星放送の将来展望に関する検討会」報告書 (1989年(平成元年)2月)

第2章 衛星放送に関する考え方

2.3 衛星放送と難視聴対策

我が国の衛星放送は、テレビジョン放送の難視聴解消を主目的に導入され、現在NHKが1チャンネルを難視聴解消用に利用している。しかし、NHKの放送の難視聴世帯(10万世帯程度)のうち、衛星放送を利用しているのは8000世帯程度といわれており、離島における難視聴は通信衛星の利用等によって対処することも考えられる。

このため、将来、衛星放送以外の手段により難視聴解消が図られた段階においては、衛星放送をより有効に利用することが適当と考えられる。

ただし、**現行難視聴解消チャンネルの扱いについては、本格的衛星放送時代において公共放送としてのNHKが保有すべきメディアの在り方について全体的な検討を進める中で、明らかにすることが適当である。**

第3章 将来の衛星放送の在り方

3.3 放送の提供者

(1) NHK

衛星放送に関する各種ノウハウの蓄積が豊富であること、放送の全国普及というNHKの使命達成に適したメディアであることから、今後も先導的な衛星放送の実施主体であることが適当と考えられる。ただし、そのチャンネル数については、2.3でも述べたように、本格的衛星放送時代において公共放送としてのNHKが保有すべきメディアの在り方の一環として検討することが必要である。

NHKのチャンネルの在り方に関わる過去の提言（2）

電波監理審議会「放送衛星3号後継機の段階における衛星放送の在り方」答申書 (1993年(平成5年)5月)

第2 放送衛星3号後継機の段階における衛星放送の在り方

3 チャンネル構成及び事業主体

(2) 事業主体

ア NHKについて

(ア) BS-3後継機の段階における衛星放送は基幹的放送のメディアの一つとしての機能の発揮やハイビジョン放送の普及促進等が期待されており、

- ① 公共放送と民間放送との併存体制のもと、公共放送として、多様化・増大する国民の放送に対する要望に応えるとともに、
- ② 衛星放送のハイビジョン放送化を含め、引き続き、衛星放送の発達・普及の先導的な役割を果たし、
- ③ また、当面、他に有効な代替手段がないことから、放送衛星により行う必要性が認められる難視聴解消放送の実施を確保する

観点から、BS-3後継機の段階における衛星放送においても、**NHKが、引き続き、2チャンネルのテレビジョン放送を実施する必要性が認められるもの**と考える。

(イ) ハイビジョン放送については、その普及促進が、BS-3後継機の段階における衛星放送の目的・理念の一つとなっている一方、一般放送事業者による衛星放送の現状から見て、その立ち上がり期においては、NHKを除く事業者による事業化・普及は困難と考えられ、**少なくともNHKがハイビジョン放送を実施し、先導的にその普及促進を図り、事業化のための環境整備を図る必要性が認められる。このため、NHKは、視聴者(国民)のコンセンサス・支持が得られる範囲内で、ハイビジョン放送の普及に積極的に取り組むべきである**と考える。

また、その際、BS-3後継機段階の初期においては、ハイビジョン放送用の受信機の普及状況等からみて、現行2チャンネルにおいて相当量のハイビジョン放送を行うことは、現行衛星放送(標準テレビジョン放送)の受信者保護の観点から困難と予想されるので、差し向き、ハイビジョン放送普及の先導的な役割を果たす上で必要と認められる範囲で、NHKがハイビジョン普及チャンネルを利用することは適当と認められる。

ただし、その場合であっても、BS-3後継機の段階における衛星放送において**一定以上のハイビジョン放送の実施が確保されるようになった段階以降においては、NHKの適正規模、保有メディア全体の在り方の観点から、少なくとも、NHKのハイビジョン放送は現行2チャンネルの中で実施することとし、そのために必要となる措置(例:放送衛星利用に替わる難視聴解消方法の確立、難視聴解消放送とハイビジョン放送の両立化等)について、NHKにおいて、早期に検討を行い、準備を進めることが必要**と考える。

「BS-4後継機検討会」報告 (1997年(平成9年)3月)

3 チャンネル構成及び事業主体

(2) 事業主体

ア NHK

NHKはデジタル移行チャンネルの放送主体となる。

なお、**今後も、公共放送として、多様化・高度化する放送に対する国民・視聴者の選択に応えるとともに、デジタルHDTV放送を含め、デジタル方式による衛星放送の発達・普及に積極的な役割を担うことが期待される。**

「衛星放送の在り方に関する検討会」最終取りまとめ (2002年(平成14年)12月)

2 今後の衛星放送の在り方

(3) 各衛星放送の位置付け

① BSデジタル放送

(準基幹放送的方向)

BSデジタル放送については、準基幹放送的方向で、総合的な内容のものがハイビジョンにより行われる放送を中心とし、将来的には過半数の世帯に普及していく可能性がある放送として発展していくことが考えられる。また、デジタル技術を生かした多彩な放送を行うことにより、地上放送のデジタル化の先駆けとしての役割が特に大きい放送と考えられる。

このため、BSアナログ放送の場合と同様、**NHK・民放の二元体制の下で、公共放送であるNHKが先導的役割を果たすことが期待される。**

なお、BSアナログ放送は、BSデジタル放送へ移行していく位置付けのものと考えられる。

3 今後の衛星放送の普及発展に向けた課題

(1) BS放送における課題

(BSアナログ放送の終了の在り方)

(前略)BSアナログ放送は、1500万以上もの世帯に普及した世界で最も成功したメディアの一つであり、これは、国、放送事業者、メーカー等の努力、そして何より視聴者の支持によるものである。このようなBSアナログ放送を終了させようとするのは、地上アナログ放送の終了と併せ、今までにほとんど例のない大きな事業に取り組むこととなる意味を有するものであることを、まず、念頭に置く必要がある。

BSアナログ放送が終了する具体的な時期を定めるにあたっては、

- ・BSアナログ放送視聴者への十分な配慮
- ・放送全体のデジタル化の進展との整合やデジタル放送普及への寄与
- ・家庭におけるテレビ受信機の買い換え周期
- ・現行のBSアナログ放送用の衛星の運用の終了時期(設計寿命2007年)等を全体として勘案する必要がある。

本検討会としては、これらの事情を総合的に勘案し、**BSアナログ放送のうち、アナログハイビジョンチャンネル(BS-9チャンネル)については現在のBSアナログ放送用の設計寿命である2007年に終了することとし、その他のNHKのBS-1(BS-7チャンネル)及びBS-2(BS-11チャンネル)並びにWOWOWの使用チャンネル(BS-5チャンネル)については地上アナログ放送が終了する時期に合わせ、2011年までに終了することが適当である、との結論で一致した。**

情報通信審議会「地上デジタル放送推進の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 第4次中間答申」(2007年(平成19年)8月)

第三章 送信側の課題(2)―補完措置

3. 提言

(2) 衛星によるセーフティネット

アナログ放送において放送の電波によりカバーしている地域は放送事業者の自助努力により100%カバーすることを基本として取り組んでいる。その際には、中継局の整備に加え、ケーブルテレビ、IP再送信など通常の補完手段を活用して取り組むこととしている。また、辺地共聴施設等においては、国、NHK、視聴者の協力により、かつ、一般放送事業者の協力を得て改修することに取り組んでいる。

しかしながら、これらの取組にもかかわらず、平成23(2011)年時点においてデジタル放送を送り届けることができない地域が存在することは避けられないと考えられる。このような地域で、**難視聴を発生させることなく、アナログ放送を受信していた国民が引き続きデジタル放送を受信できる環境を整備することを目的として、衛星を使って全国をカバーするセーフティネットの措置を講ずることについて、早急に検討をすすめるべきである。**

その際、地上放送は、地上系のネットワークにより県域又は広域の放送を送り届けるものである点について、アナログからデジタルに移行した後も変わらないものであり、平成22(2010)年まではもちろん、それまでにデジタル放送を送り届けられない地域については平成23(2011)年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべきである。したがって、**原則として全国一律、中継局や通常の補完手段による地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置として、暫定的なものとして位置付けるべきである。**

国は、セーフティネットのための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。その際、セーフティネットの対象となる視聴者が放送を受信するための対応を行う期間が十分に確保できるようにするため、できるだけ早期にセーフティネットが開始されるよう検討することが適当である。地上系のネットワークにより視聴する世帯と、衛星によるセーフティネットを通じて視聴する世帯との間に、著しい負担の格差が生じないよう、配慮するための方策を国において検討することが必要である。また、衛星を利用したセーフティネットの対象となる世帯に対して、必要な情報が提供されるよう配慮されることが必要である。

全国地上デジタル放送推進協議会資料

(情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する委員会(平成19年12月18日)配布資料)

衛星によるセーフティネットについて

- 衛星によるセーフティネットは、その実施主体が、委託放送事業者としての認定を受けて実施する。なお、実施主体は、放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい。
- 使用する衛星は、放送衛星(17chを想定)とする。
- 運用開始時期は、2009年度内を目指す。セーフティネット視聴希望者からの申請受付は、運用開始の3ヶ月以上前から行うことが望ましい。
- 実施主体は、地上デジタル放送を同時再送信することとし、同時再送信する放送は、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、フジテレビ、東京放送、テレビ朝日及びテレビ東京の7つの地上デジタル放送とする(NHK総合及び教育については、NHK東京デジタルとする)。なお、1の時間帯に標準画質により複数の地上デジタル放送が行われる場合には、主たる放送を同時再送信するものとする。
- 実施主体が行う同時再送信は、標準画質で字幕放送付の放送(EPGは各局EPG、データ放送は無し)を、スクランブルをかけて行うことを基本とし、セーフティネットの対象世帯のみに対して、スクランブルを解除する。なお、NHK総合・教育の扱いについては、NHKにおいて別途検討する。
- 対象世帯は、直接デジタル電波が届かない世帯又はデジタル混信により視聴が困難となっている世帯であり、かつ共聴施設やケーブルテレビ等他の手段を用いてもデジタル放送が受信できない世帯とする。ただし、現在、アナログ放送が受信できない世帯の取扱いについては、今後、検討を行う。
- 対象世帯となり得る地域については、地域協議会において検討を行い、地区名をリスト化する(「ホワイトリスト」)。実施主体は、このホワイトリストを公表し、セーフティネット利用者からの申請を受け付ける。
- 対象世帯で視聴可能な番組は、上記7つの放送局のうち、当該世帯で受信できない放送に対応する放送局の放送とする。ただし、受信できない放送局が、複数の「キー局」の番組を受けて編成している放送局(クロスネット局)の場合には当該「キー局」の全ての放送局とする。なお、民間放送局が1である徳島県及び佐賀県については、実態を踏まえて、今後、検討を行う。
- セーフティネットの実施期間(終了時期)は、5年間(2014年度内)を基本に、国及び放送事業者のセーフティネットに関する経費負担の在り方と併せて検討を行う。
- セーフティネットの経費のうち、送信側の経費(地球局及び放送衛星の整備・運用に関する経費)は視聴者に負担を求めないこととする。また、受信側の経費(コールセンター・利用者管理・料金収納等の経費)については、経費の総額、視聴者負担の在り方を含めて、今後、検討を行う。

セーフティネットの実施イメージ

(情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する委員会(平成19年12月18日)配布資料)

2011年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星(BS)により、NHK総合・教育、日本テレビ、フジテレビジョン、TBS、テレビ朝日及びテレビ東京が放送する番組を再送信する。

なお、この措置は、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送り届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的な措置として実施するものであり、終了期限を定めて実施する。

NHK及び在京キー局

NHK

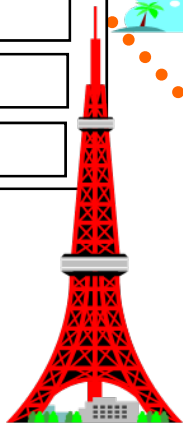
日本テレビ

フジテレビジョン

TBS

テレビ朝日

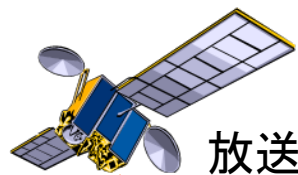
テレビ東京



地上デジタル放送

再送信

セーフティネット
実施主体



放送衛星
(BS)

受信アンテナ



視聴者

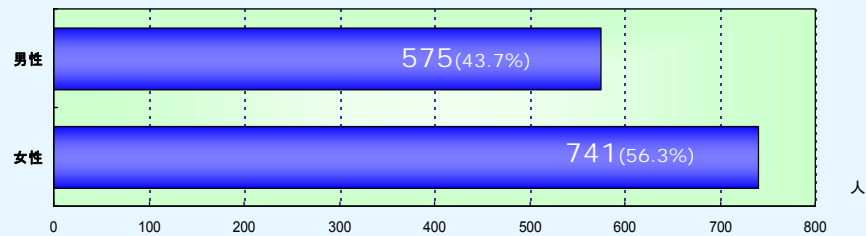


NHKの衛星放送に関する アンケート調査結果

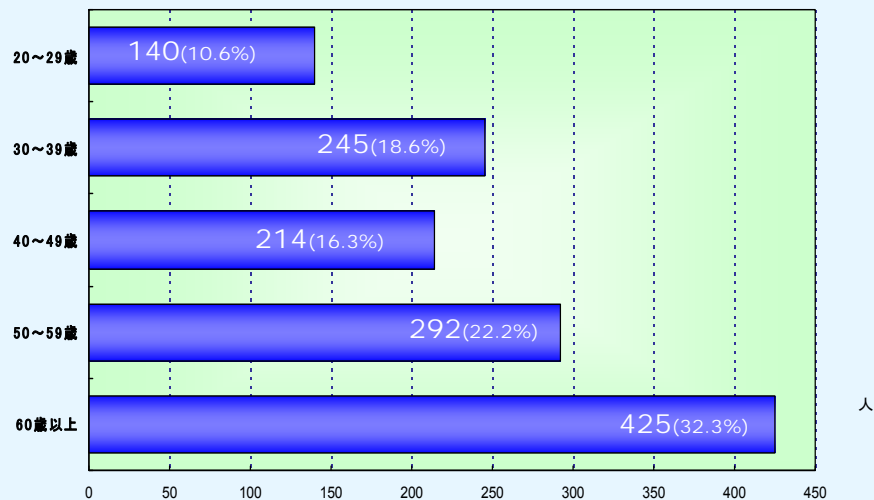
調査概要

- 総務省において、(社)中央調査社に委託し、2007年2月9日～12日にアンケート調査を実施。
- 全国20歳以上の男女2,000人(住民基本台帳から層化無作為2段抽出)を対象に、調査員による個別面接聴取法により実施。1,316人より有効回答。

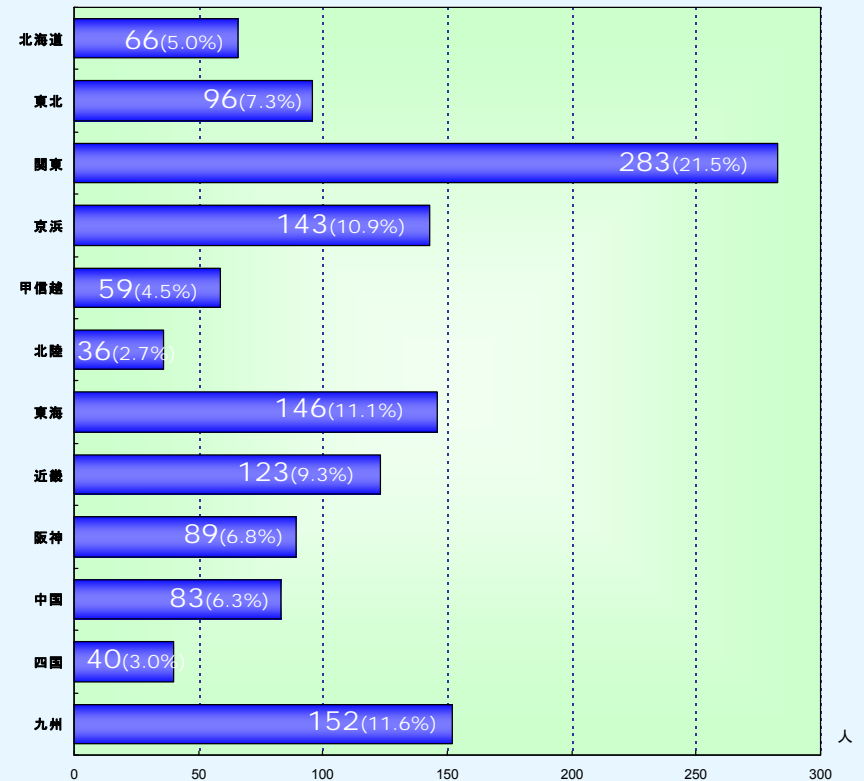
性別



年齢



居住地域

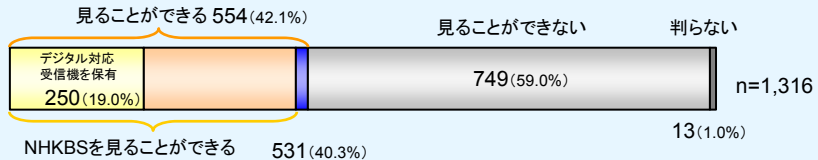


○北海道: 北海道 ○東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ○関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、京浜ブロック以外の東京都・神奈川県 ○京浜: 東京23区、横浜市、川崎市
 ○甲信越: 新潟県、山梨県、長野県 ○北陸: 富山県、石川県、福井県 ○東海: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ○近畿: 滋賀県、京都府、阪神ブロック以外の大阪府・兵庫県 ○阪神: 大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、守口市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 ○中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 ○四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ○九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県、沖縄県

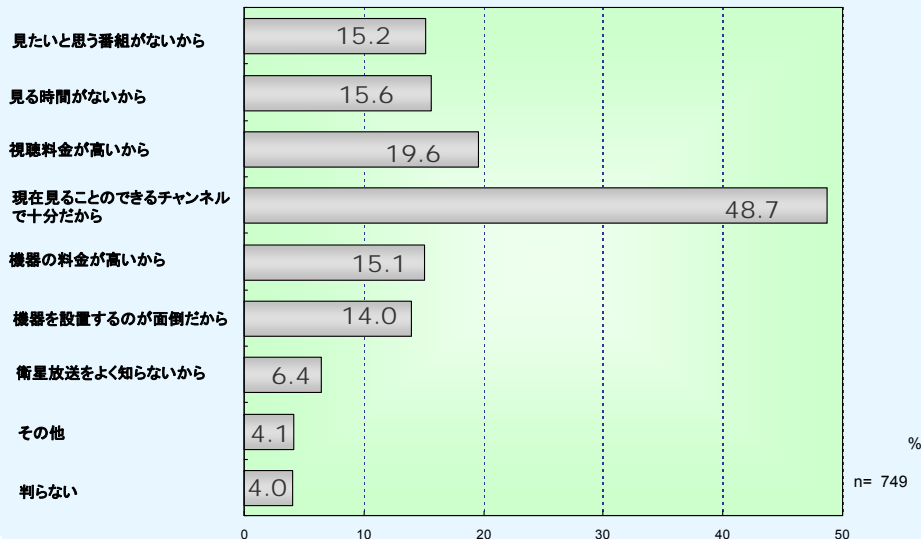
衛星放送の受信実態

- 衛星放送を視聴しているのは、約4割。うち、半数がデジタル対応受信機を保有。
- 衛星放送を視聴しない理由としては、「現在見ることができるチャンネルで十分だから」等。
- BS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」、「地上放送では放送しない番組の放送」等。

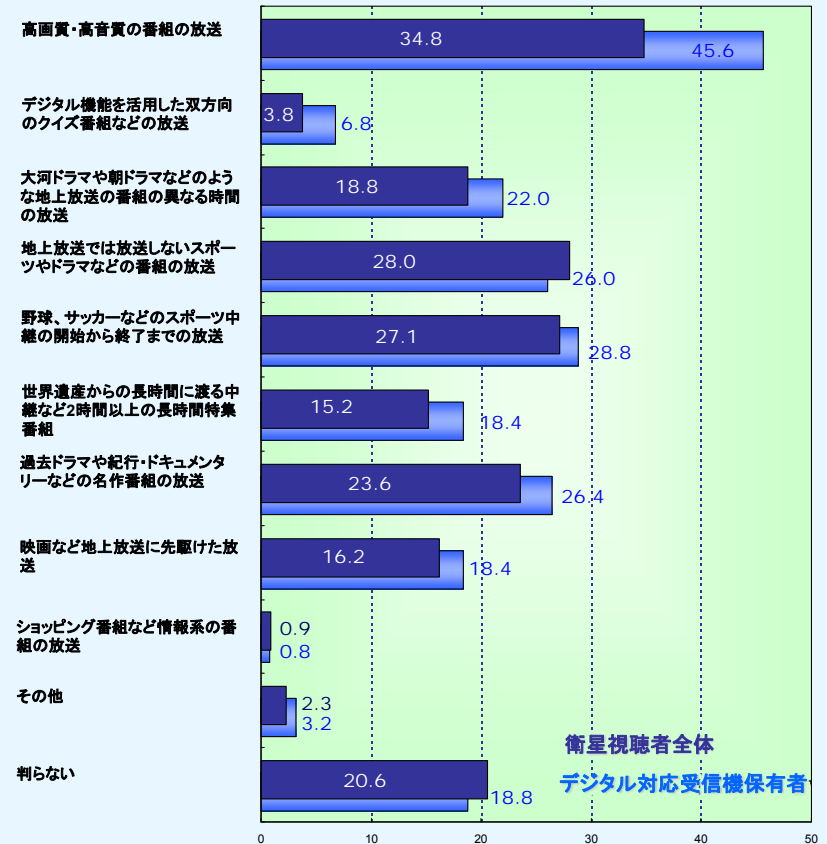
衛星放送受信実態



衛星放送を視聴しない理由



BS放送の魅力

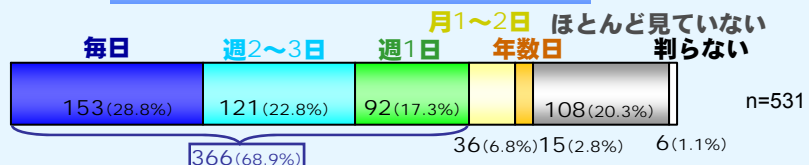


上 n=554
下 n=250

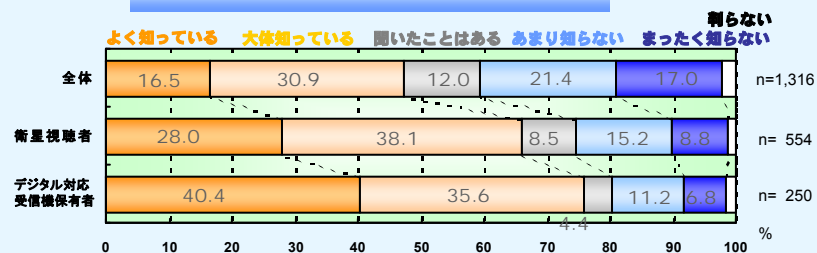
NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係

- 過半数の者が、週1日以上衛星放送を視聴。
- よく見るチャンネルとしては、NHKのBS1, BS2が圧倒的多数。
- NHKの3チャンネルの位置付けについては、全体の半数近くの者が知っていると回答。

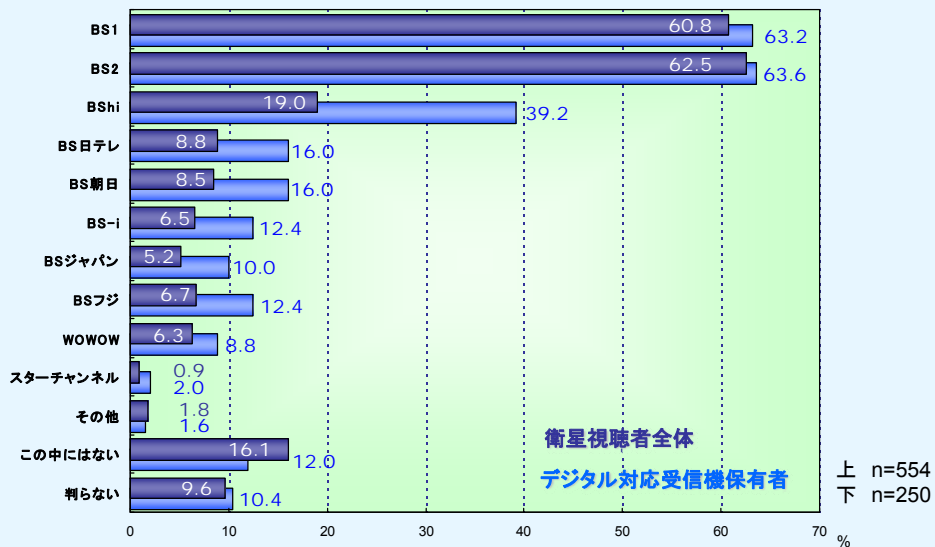
衛星放送視聴実態



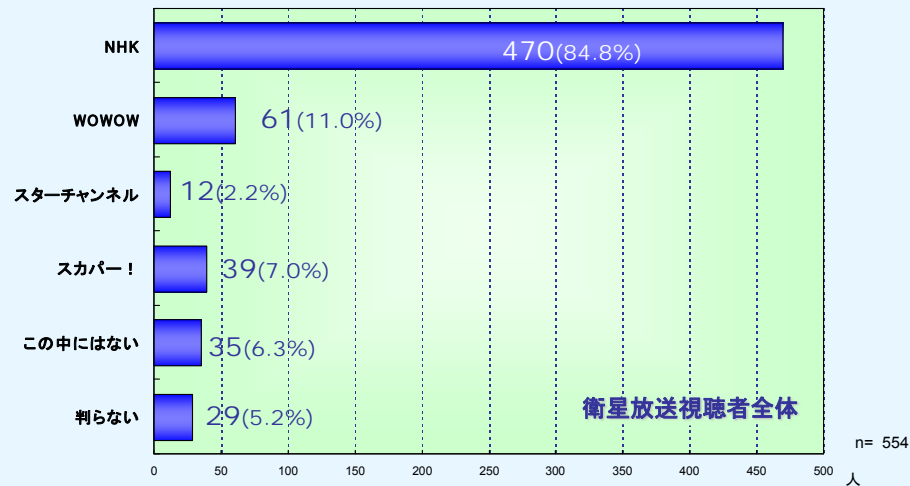
NHK3チャンネルの位置付け



よく見るチャンネル (複数回答)



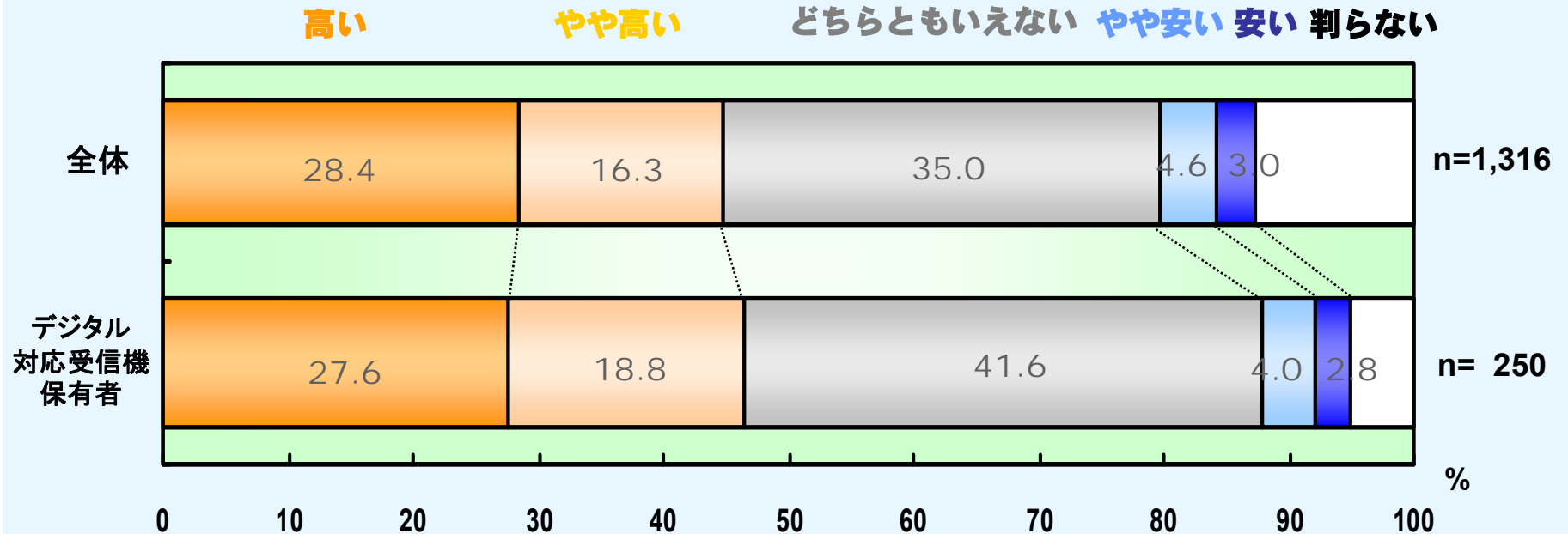
契約している衛星放送



NHKの衛星付加受信料

- NHKの衛星付加受信料(月額945円)については、「高い」、「やや高い」とした者が半数弱。

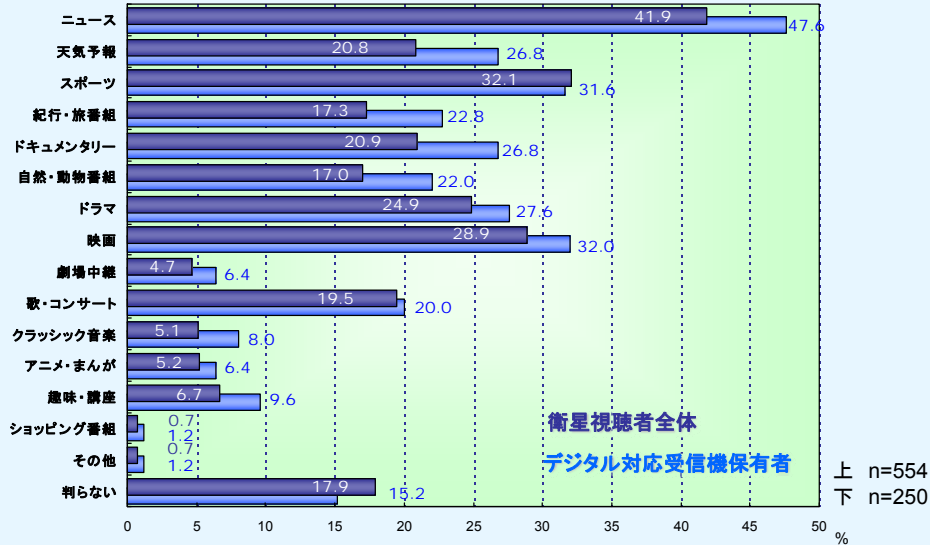
NHKの衛星付加受信料の評価



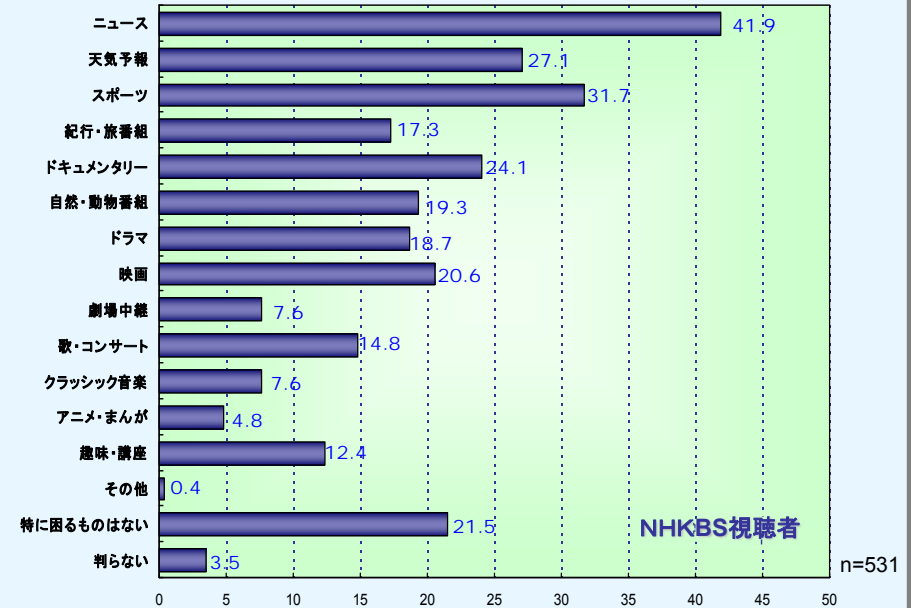
NHKの衛星放送の番組

よく見る番組は、「ニュース」、「スポーツ」、「映画」等。なくなると困る番組としては、「ニュース」、「スポーツ」、「天気予報」等。

よく見る番組（複数回答）



なくなると困る番組（複数回答）



【参考】よく見られている番組の視聴率

【BS1】〔放送時間10分以上〕

- MLB パイレーツ×ヤンキース 1.9%
- MLB パイレーツ×ヤンキース 1.6%
- BSニュース 1.5%

【BS2】〔衛星放送受信者分母、放送時間10分以上〕

- どんと晴れ 6.5%
- さくら 4.2%
- BS日本のうた 1.5%

注1 自宅で衛星放送を見ることが出来る衛星受信者のみを対象
注2 放送時間が10分以上の番組を対象

〔出典〕NHK放送文化研究所「全国個人視聴率調査(平成19年6月)」

調査日：2007年6月4日(月)～6月10日(日)

調査対象：全国7歳以上の国民 3,600人(うち2,449人より有効回答)

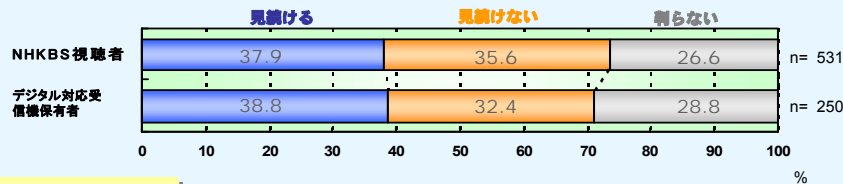
調査方法：配布回収法(個人単位)

NHKの衛星放送のチャンネル数の削減

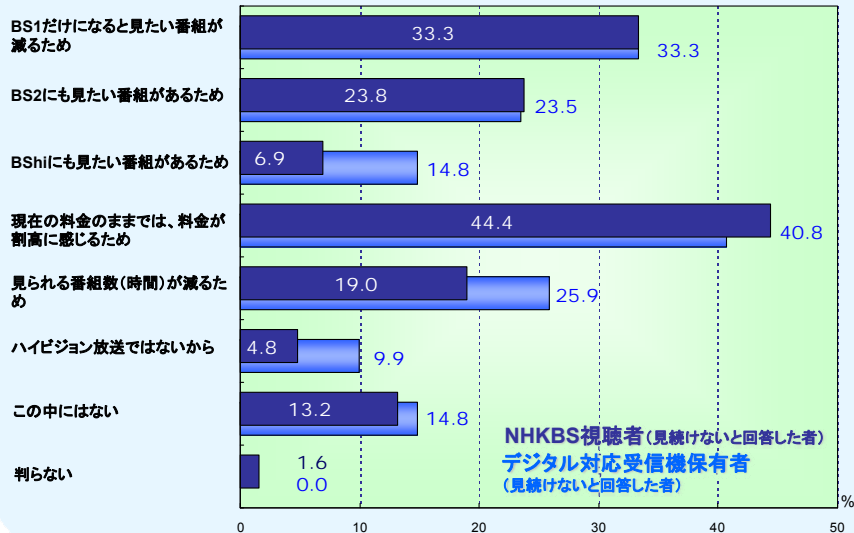
- NHKのBS1、BS2については、視聴者層が分かれており、いずれか1チャンネルとなった場合は、「視聴を継続」、「視聴を止める」、「分からない」がほぼ同数。
- 「視聴を止める」理由は、「料金が割高になる」、「見たい番組が減る」等。

BS1だけの場合の視聴

視聴意向

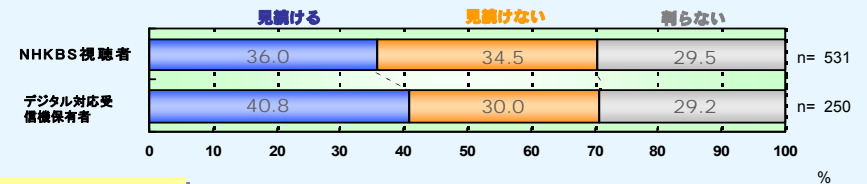


視聴しない理由

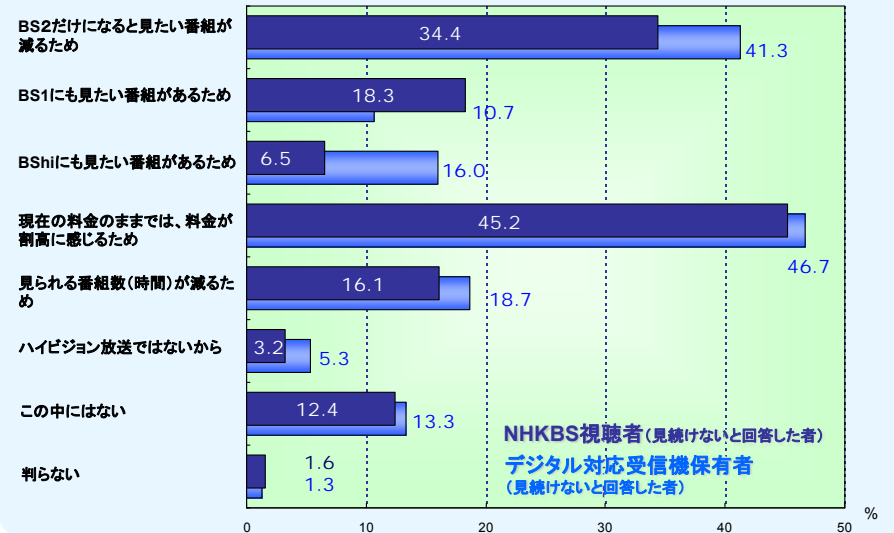


BS2だけの場合の視聴

視聴意向



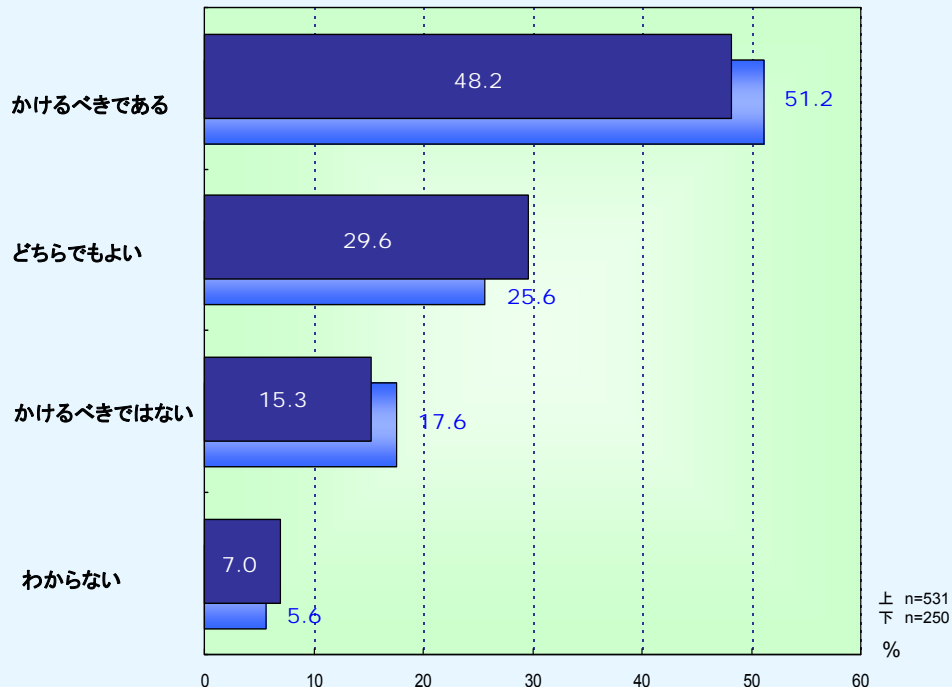
視聴しない理由



NHKの衛星放送のスクランブル化

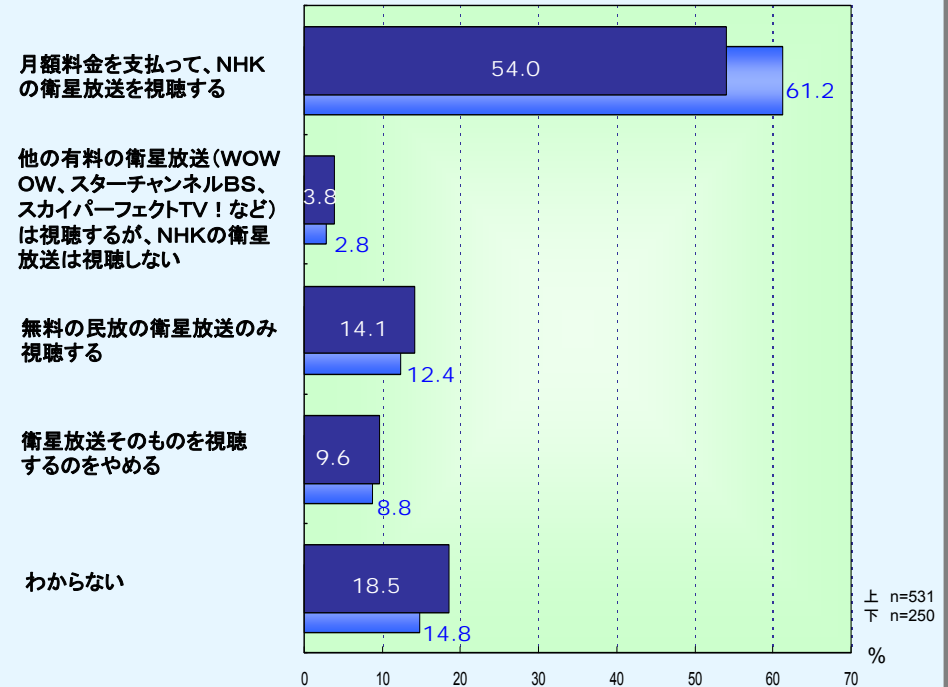
- NHKの衛星放送については、約半数がスクランブルを行うべきと回答。
- NHKの衛星放送にスクランブルを行った場合であっても、半数以上は、料金を支払って、NHKの衛星放送の視聴を継続する意向。

NHKの衛星放送に スクランブルをかけるべき



NHKBS視聴者
デジタル対応受信機保有者

NHKの衛星放送に スクランブルがかかった場合



NHKBS視聴者
デジタル対応受信機保有者

放送番組制作業実態調査結果

資本金別の事業者構成及び従業者規模別の事業者構成

【調査概要】 通信産業に密接に関連する放送番組制作業の実態を把握するため、平成4年度から毎年実施。なお、平成17年度までは通信関連業実態調査として実施。

【調査対象】 放送番組及びコマーシャル(CM)の制作に関わる業(ケーブルテレビ番組供給業を除く)

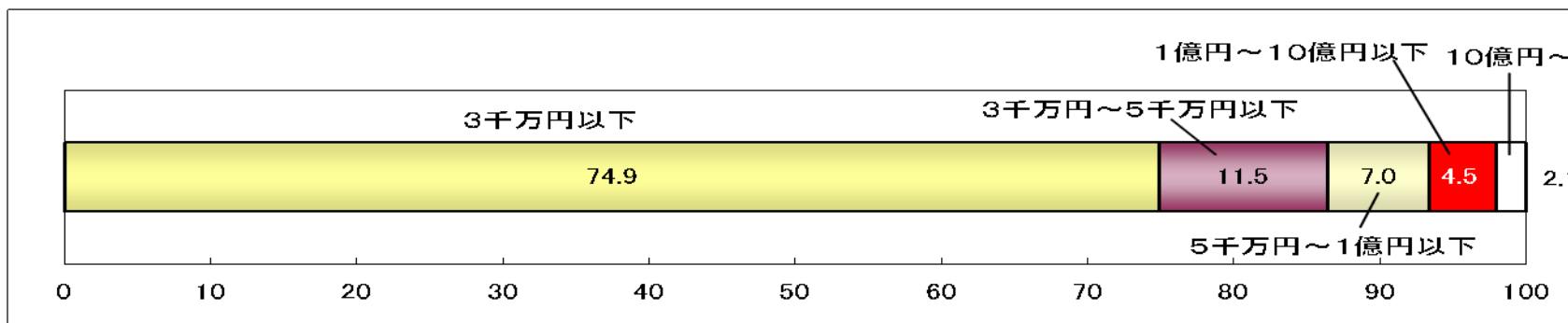
【回収率】 27.9%(送付数870、回答数243)

資本金5千万円以下の事業者が全体の86.4%、従業者100人以下の事業者が全体の91.8%と、放送番組制作会社の多くは中小企業[※]である。

※資本金5千万円以下又は従業者数が100人未満の企業(中小企業基本法による定義)

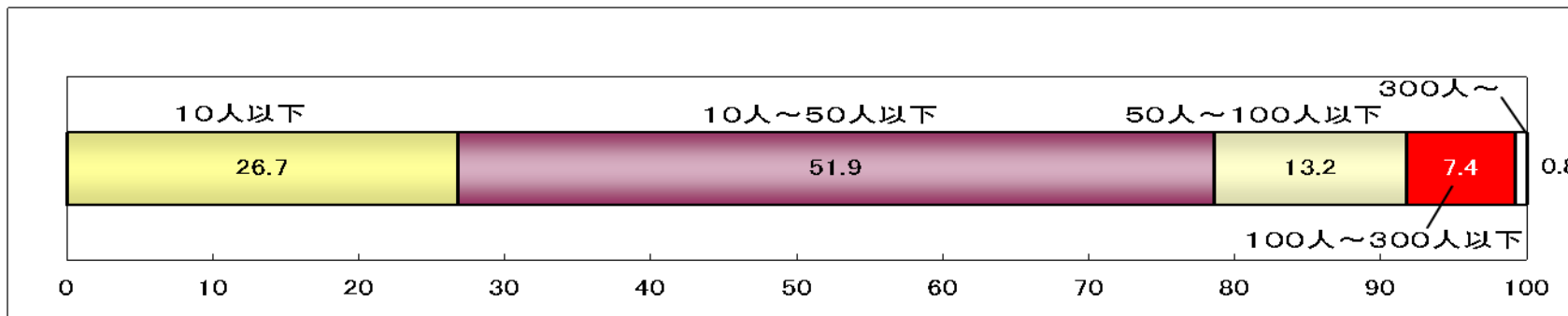
1. 資本金別の事業者構成

単位:%(構成比)



2. 従業者規模別の事業者構成

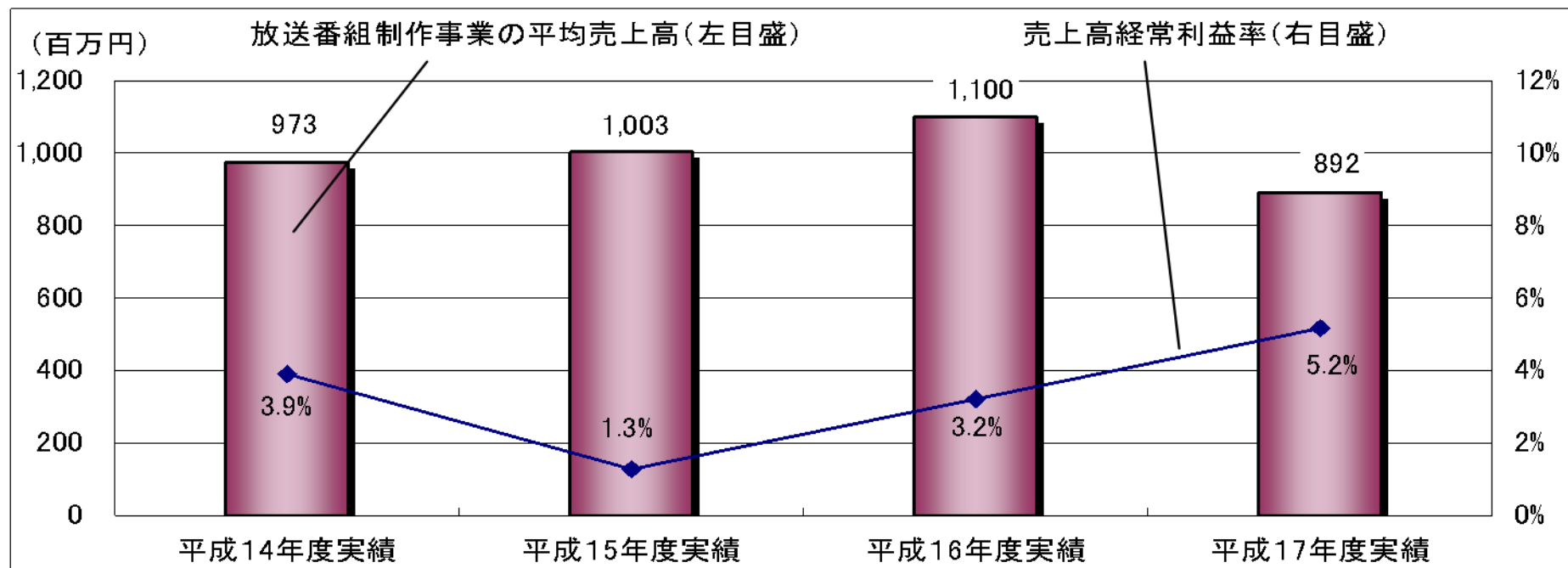
単位:%(構成比)



放送番組制作業の平均売上高

平成17年度の平均売上高実績額は8億9200万円と、前年度に比べて18.9%の減少となったが、売上高経常利益率は上昇。

放送番組制作業の平均売上高



※売上高経常利益率は会社全体の売上及び経常利益から算出したもの。

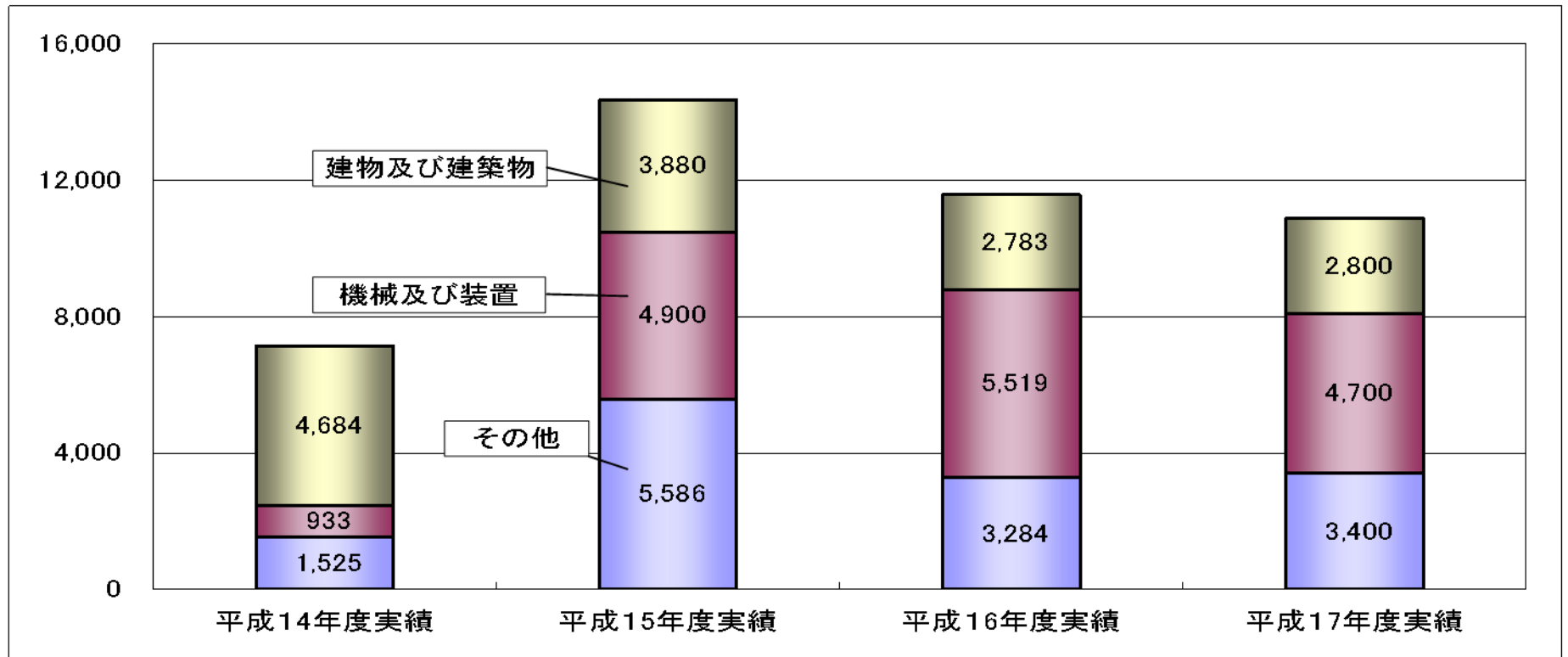
1社当たりの平均設備投資額

平成15年度に急激に増加したが、その後は徐々に減少傾向となっている。

※ 地上デジタル放送開始(平成15年)の影響によるものと推測される。

1社当たり平均設備投資額の推移

単位:万円

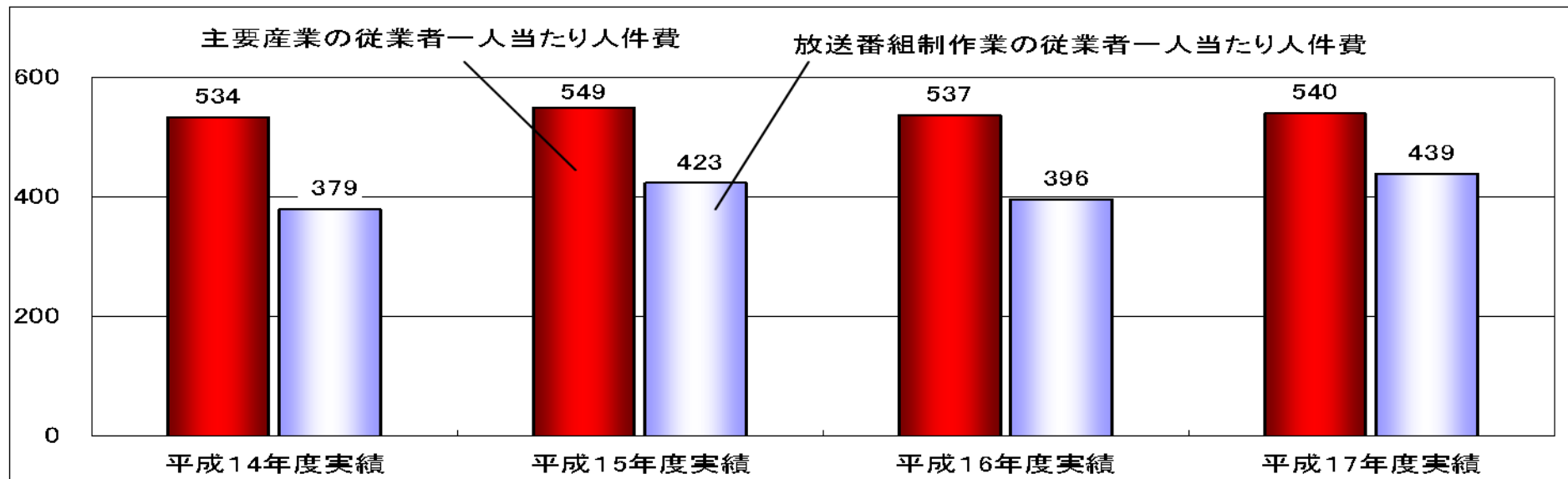


従業者一人当たりの人件費の推移

放送番組制作業の従業者一人当たり人件費は、主要産業の従業者一人当たり人件費と比べて低い水準となっている。

従業者一人当たりの人件費の推移

単位:万円



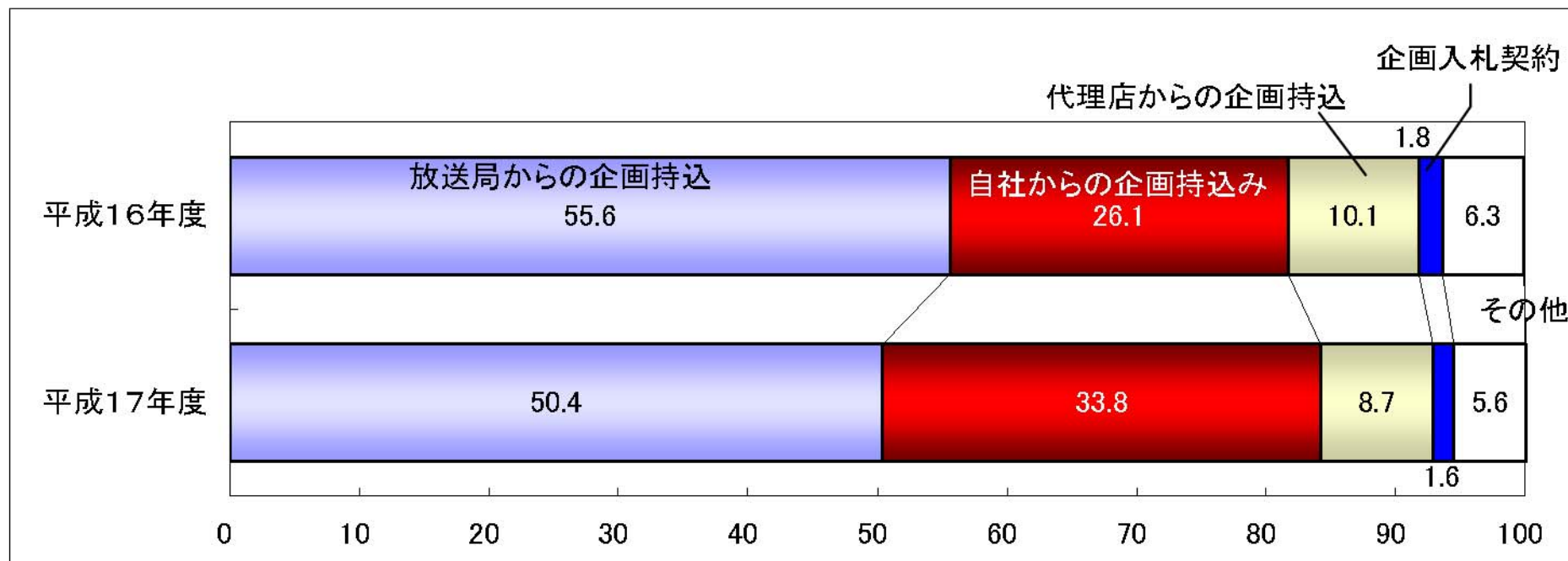
※ 主要産業の従業者一人当たり人件費は「経済産業省企業活動基本統計調査」から算出。放送番組制作業の従業者一人当たり人件費は、放送番組制作業務に係る人件費を当該人件費に回答のあった企業の放送番組業務に携わる従業者数で除して算出。なお、人件費には福利厚生費、退職金、退職手当引当金繰入額を含んでいるため、年間給与額は従業者一人当たり人件費よりも低くなる。

番組制作の端緒

放送番組制作会社からの企画持込によるものが33.8%と、前年度に比べ7.7ポイントの増加。
放送局からの企画持込は50.4%。

番組制作の端緒

単位：%（構成比）



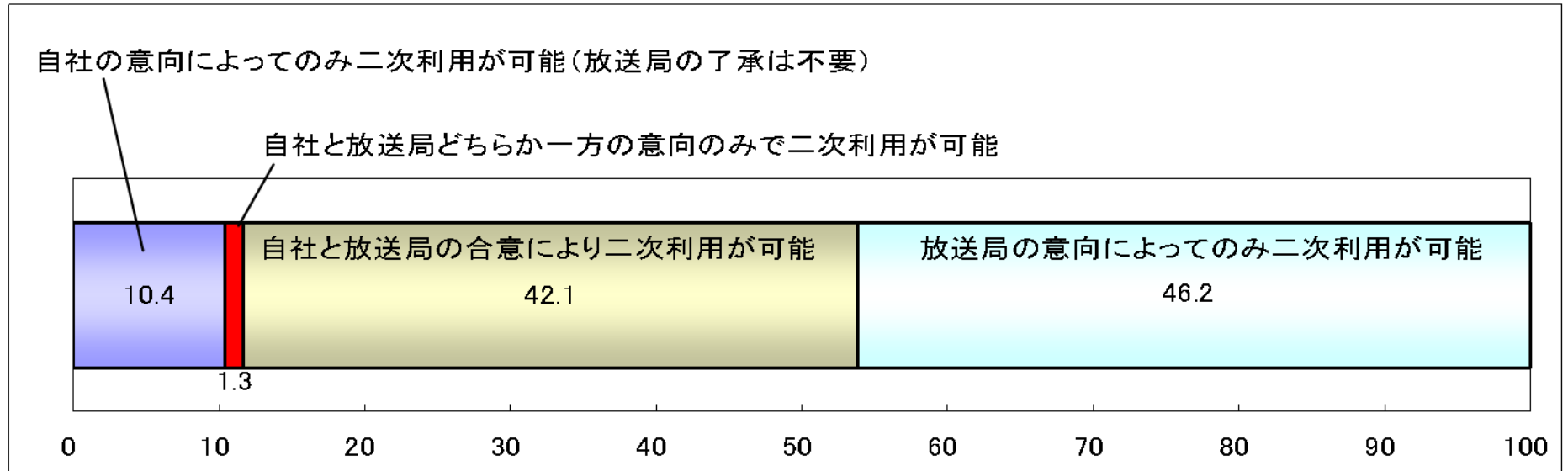
番組を二次利用する際の条件等

放送番組制作会社が収録・編集済みのいつでも放送できるように完全に出来上がっている番組として放送局に納品(「完全パッケージ」納品)したもののうち、放送番組制作会社の意向のみによって二次利用することのできるものは11.7%※。放送局の意向のみによって二次利用が可能になるものは47.5%※。

※両方とも「自社と放送局どちらか一方の意向のみで二次利用が可能」を含んだ値。

番組を二次利用する際の条件等

単位:%(構成比)



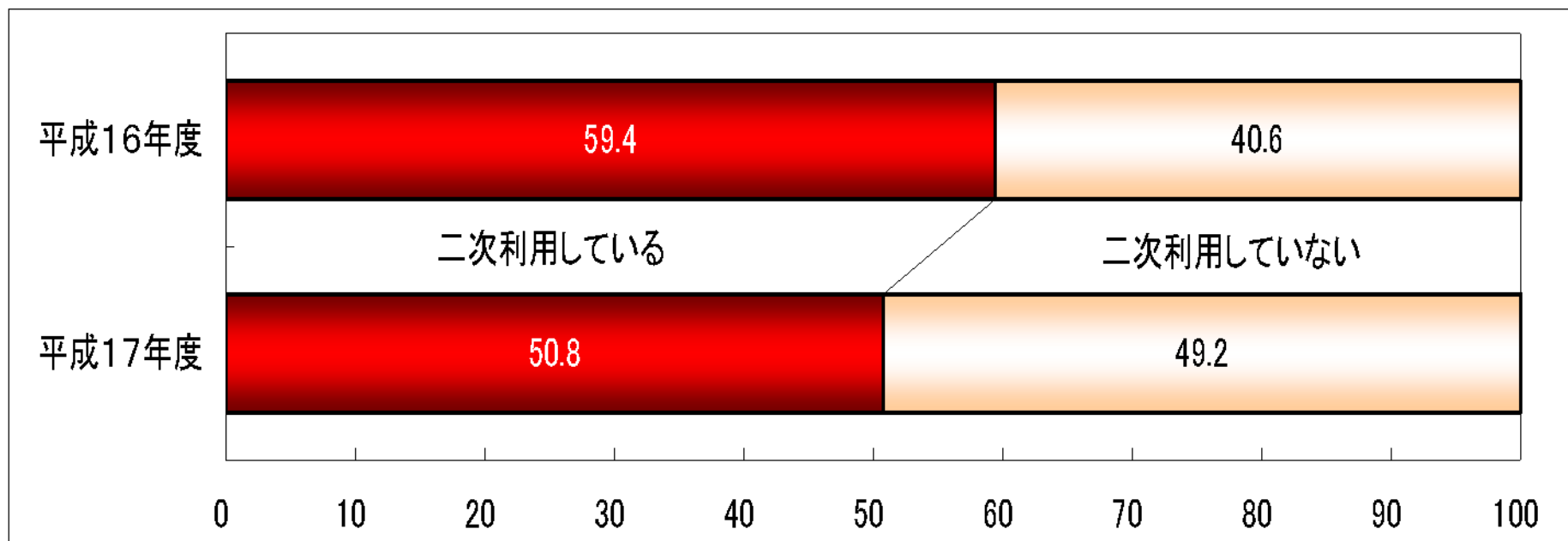
(注)放送番組の二次利用とは、当初の利用目的で定められた回数を超えての放送(再放送)、地上放送用に制作した番組をCATVで放送するなど当初の目的以外のメディアでの放送や、ビデオ化、CD-ROM化、出版といった放送以外での利用など、当初の目的以外の利用をいう。

二次利用の状況

放送番組を二次利用している放送番組制作会社は50.8%と、前年度に比べて8.6ポイントの減少。

二次利用の状況

単位：%（構成比）

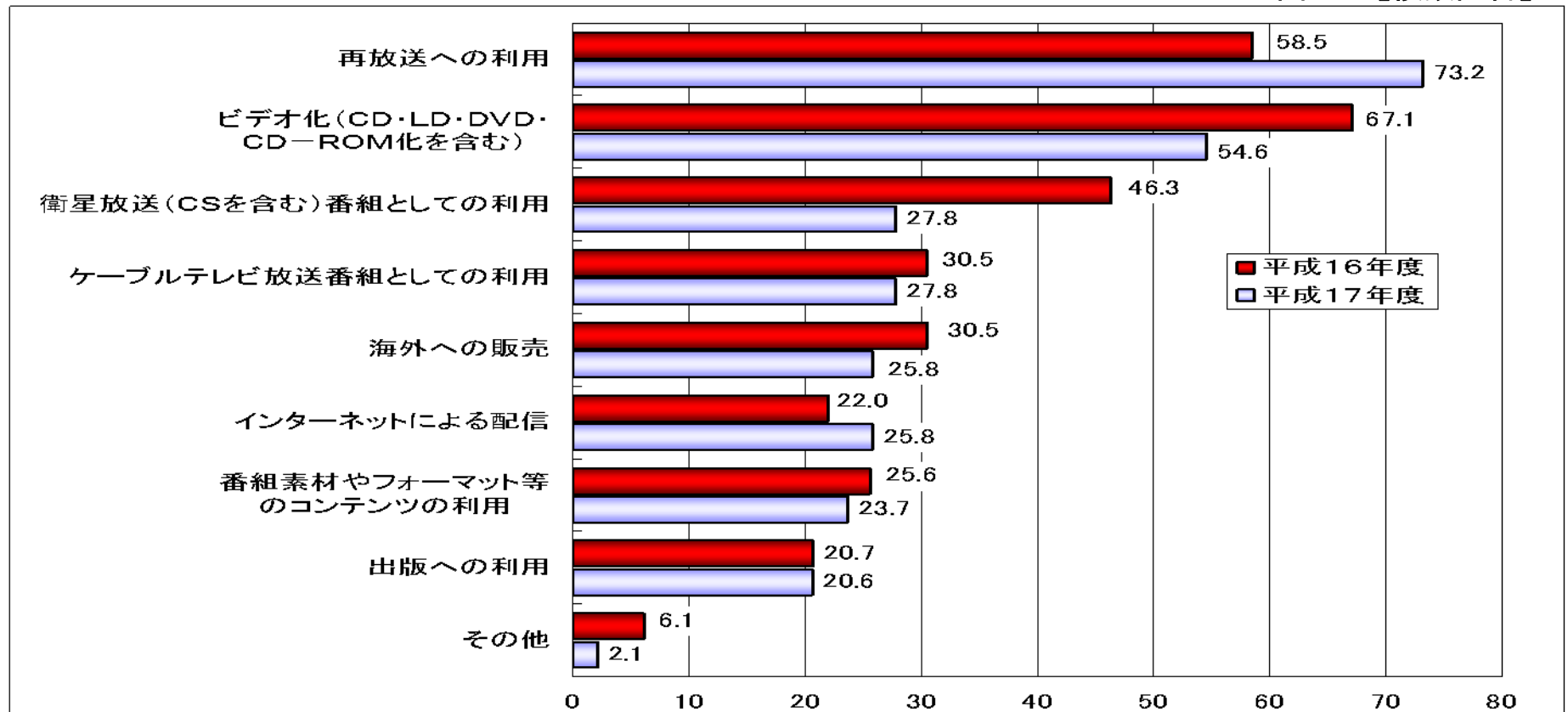


二次利用の形態

再放送への利用が73.2%（対前年度比14.7ポイント増）と大幅に増加する一方、ビデオ化は54.6%（対前年度比12.5ポイント減）、衛星放送番組としての利用は27.8%（対前年度比18.5ポイント減）と減少。

二次利用の形態

単位:%【複数回答】

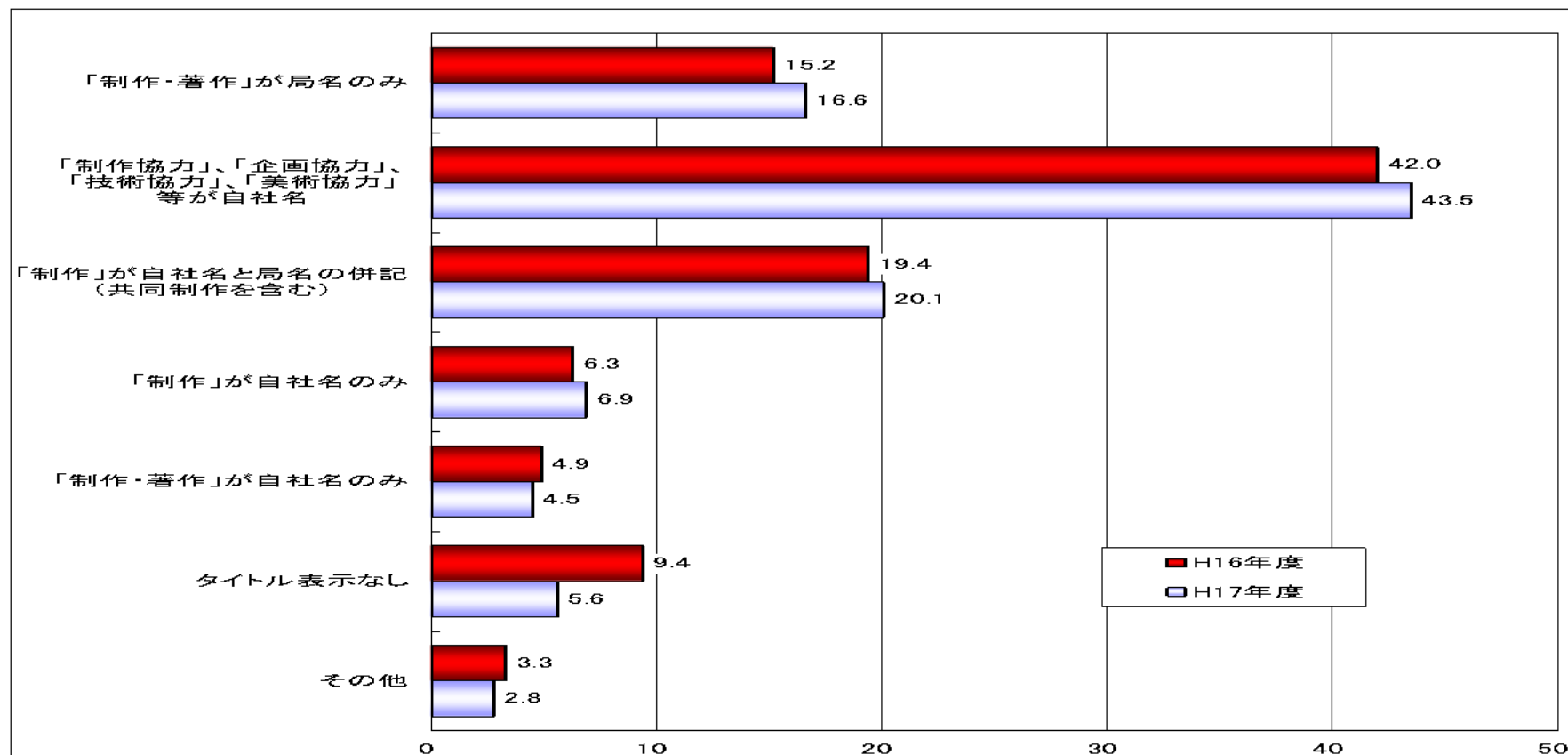


番組のタイトル表示

「完全パッケージ」納品した番組の実際の放送時における番組制作者のタイトル表示は、『「制作・著作」が局名のみ』が16.6%、『「制作協力」、「企画協力」、「技術協力」、「美術協力」等が自社名』が43.5%、『「制作」が自社名と局名の併記(共同制作を含む)』が20.1%、『「制作」が自社名のみ』及び『「制作・著作」が自社名のみ』が合計で11.4%。

番組のタイトル表示

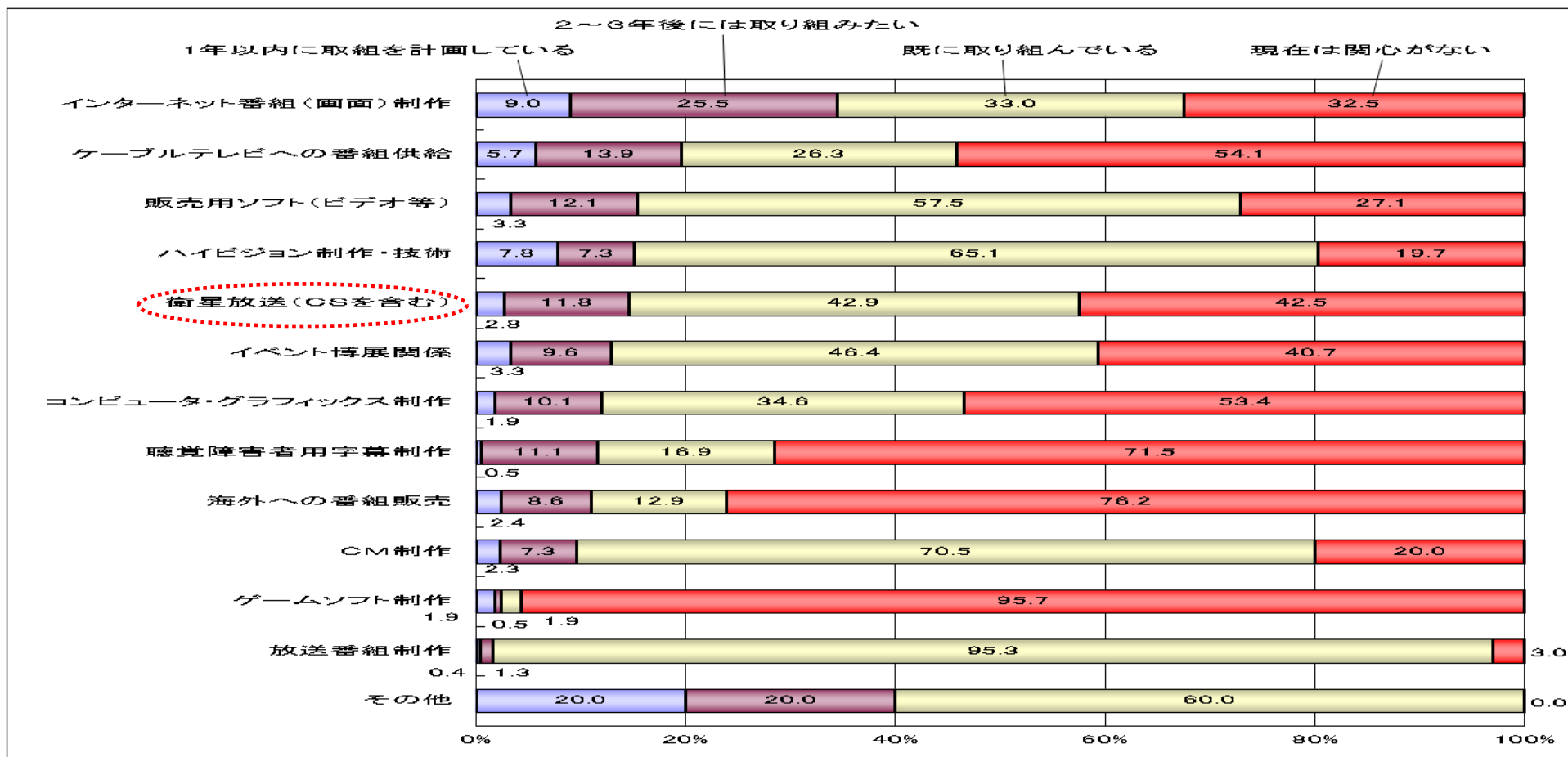
単位：%



今後取り組みたい事業展開

「インターネット番組(画面)制作」を今後取り組みたい事業展開と考えている制作会社が「1年以内に取組を計画している」(9.0%)、「2~3年後には取り組みたい」(25.5%)の双方とも高率である。

単位:%(構成比)



N H Kからの提出資料

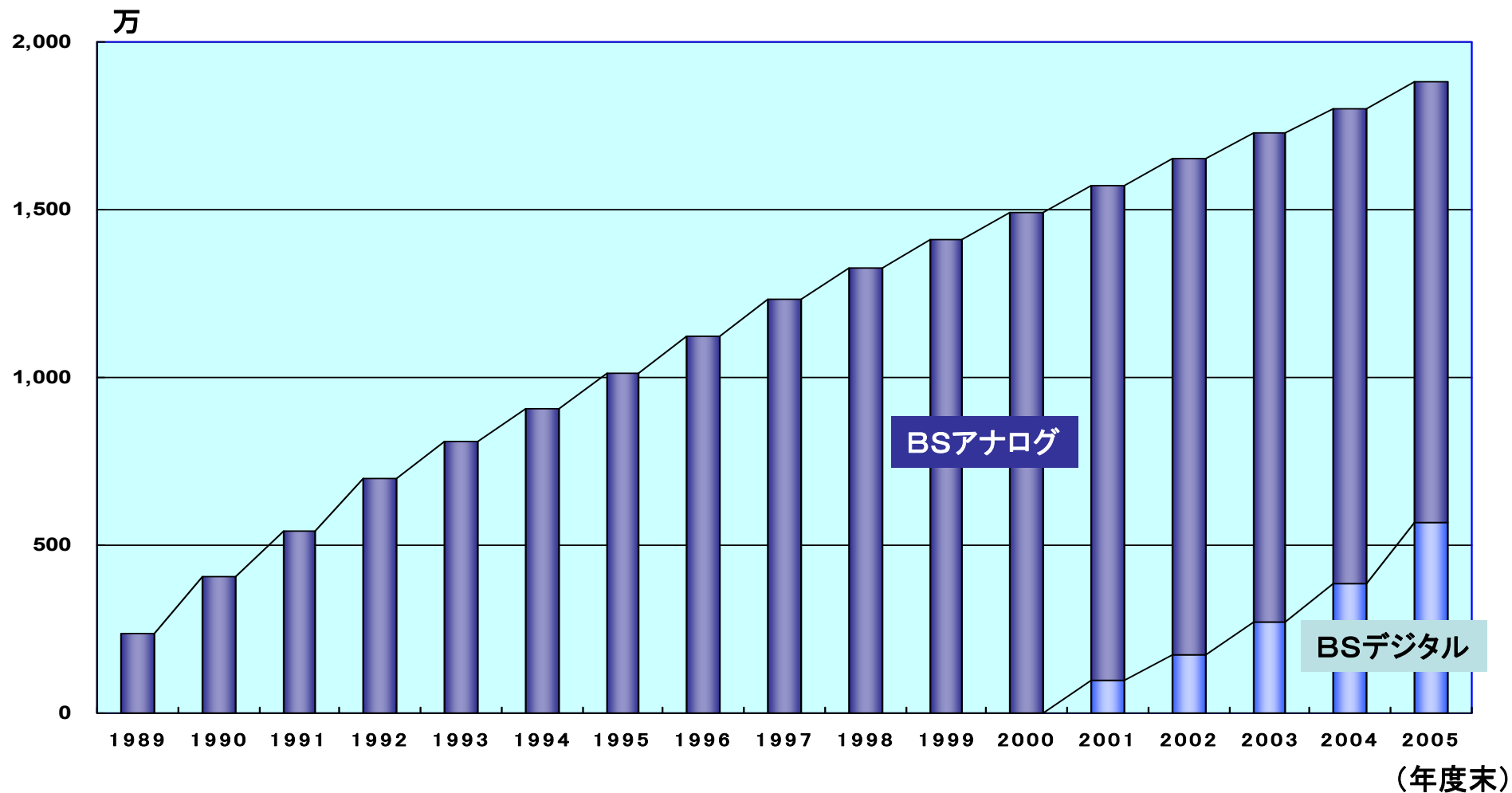
「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」
第2回会合説明資料

NHKの衛星放送の視聴状況について

日本放送協会
平成19年9月25日

衛星放送の普及

平成17年度末での衛星放送受信普及数は1882万件(推計アナログ1316万、デジタル566万)



※「世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査):(社)中央調査社」結果をもとにNHKが算出した推計値

衛星放送の普及

年月	普及数累計(万) 〈うちデジタル普及数〉	年度増加数 (万)
2005年度末	1,882<566>	82
2004年度末	1,800<385>	73
2003年度末	1,727<271>	76
2002年度末	1,651<172>	77
2001年度末	1,574<99>	82
2000年度末	1,492	82
1999年度末	1,410	83
1998年度末	1,327	96
1997年度末	1,231	107
1996年度末	1,124	110
1995年度末	1,014	107
1994年度末	907	97
1993年度末	810	109
1992年度末	701	158
1991年度末	543	138
1990年度末	405	169
1989年度末	236	-

衛星契約数(万)	達成年月
1,300	2007年 7月
1,200	2004年 3月
1,100	2001年12月
1,000	2000年 2月
900	1998年 7月
800	1996年12月
700	1995年11月
600	1994年 7月
500	1993年 3月
400	1992年 6月
300	1991年 9月
200	1990年12月
100	1990年 2月
-	1989年 8月

NHK衛星放送小史① 衛星放送の幕開け

年（年号）	衛星放送関係	番組関係	普及数
1984年（昭和59年）	1波による試験放送開始		
1986年（昭和61年）	2波による試験放送開始	「ワールドニュース」放送開始	
1987年（昭和62年）	2波による24時間放送開始		
1989年（平成元年）6月 8月 10月 11月	衛星第1、衛星第2本放送開始 毎日、1時間のハイビジョン定時実映放送開始(BS2利用) 衛星受信料新設	（世界初の衛星直接受信による本放送） 米大リーグ生放送／「衛星映画劇場」放送開始 「ベルリンの壁崩壊」長時間ニュース	
1990年（平成2年）8月	WOWOW放送開始	「イラク、クウェート侵攻」長時間ニュース	平成2年3月 累計236万
1991年（平成3年）1月 11月	ハイビジョン試験放送開始 ・（社）ハイビジョン推進協会免許 ・1日8時間うちNHK4時間	「湾岸戦争」長時間ニュース 全米バスケットボール・リーグ生放送開始	平成3年3月 累計405万
1992年（平成4年）2月 7月		アルペールビル冬季五輪 272時間全競技生放送 バルセロナ五輪S1 で333時間、HVで125時間	平成4年3月 累計543万
1993年（平成5年）3月 4月 10月		「世界・わが心の旅」放送開始 サッカー「Jリーグ」放送開始 定時ニュース「BS55」放送開始	平成5年3月 累計701万

S1:衛星第1 S2:衛星第2 HV:ハイビジョン

NHK衛星放送小史② 1000万普及、ハイビジョン時代到来

1994年（平成6年） 2月 4月 6月 7月 11月		リレハンメル冬季五輪 S1で236時間HVで109時間 ニュース「BS50」放送開始 ワールド杯サッカー・アメリカ大会 スペースシャトルにハイビジョンカメラ搭載	平成6年3月 累計810万
	ハイビジョン実用化試験放送開始 ・NHKと民放で時分割免許 ・1日10時間うちNHK6時間		
1995年（平成7年） 1月 4月		「阪神淡路大震災」長時間ニュース 米大リーグ・野茂登板全試合生放送	平成7年3月 累計907万
1996年（平成8年） 7月 11月		アトランタ五輪 S1で373時間HVで276時間 「悠久の長江、三峡」4日間生放送	平成8年3月 累計1014万
1997年（平成9年） 10月	衛星第2で字幕放送開始	「1000万人投票BS20世紀日本のうた」	平成9年3月 累計1124万
1998年（平成10年） 2月 6月 10月		長野冬季五輪 S1で301時間HVで274時間 W杯サッカー・フランス大会 S1全64試合HV44試合 地域密着長時間生放送「おーい、ニッポン」開始	平成10年3月 累計1231万
1999年（平成11年） 5月 6月	衛星放送開始10周年	「ハイビジョン体感生中継 アメリカ大西部」 シルクロード敦煌から生放送	平成11年3月 累計1327万
2000年（平成12年） 1月 9月 11月 12月	ハイビジョン実用化試験放送終了 BSデジタル放送開始	大河ドラマ「葵 徳川三代」HV放送開始 シドニー五輪 S1で366時間、HVで289時間	平成12年3月 累計1410万

NHK衛星放送小史③ 本格デジタル時代へ

2001年（平成13年）1月 3月 4月 9月		双方向番組、「ハイビジョン特集」放送開始 初の5.1chサラウンド放送 米大リーグでイチロー活躍 「米同時多発テロ」長時間ニュース	平成13年3月 累計1492万
2002年（平成14年）2月 5月		ソルトレークシティ冬季五輪 W杯サッカー日韓大会	平成14年3月 累計1574万
2003年（平成15年）2月 3月 4月 11月 12月	地上デジタル放送、東名阪で開始	南極からハイビジョン生放送 「イラク戦争」長時間ニュース 韓国ドラマ「冬のソナタ」放送開始 世界遺産の旅・スペイン 生放送	平成15年3月 累計1651万
2004年（平成16年）3月 5月 8月 11月		「おーい、ニッポン」2巡目 「列島縦断鉄道12000キロの旅」 アテネ五輪（S1で370時間、HVで270時間） 韓国歴史ドラマ「宮廷女官チャングムの誓い」	平成16年3月 累計1727万
2005年（平成17年）1月 春、秋		「あなたとつくる時代の記録」／ 「あの日 昭和20年の記憶」 映画「男はつらいよ」全48作放送	平成17年3月 累計1800万
2006年（平成18年）2月 6月 11月		トリノ冬季五輪 W杯サッカー・ドイツ大会 宇宙ステーションからHV生放送	平成18年3月 累計1882万

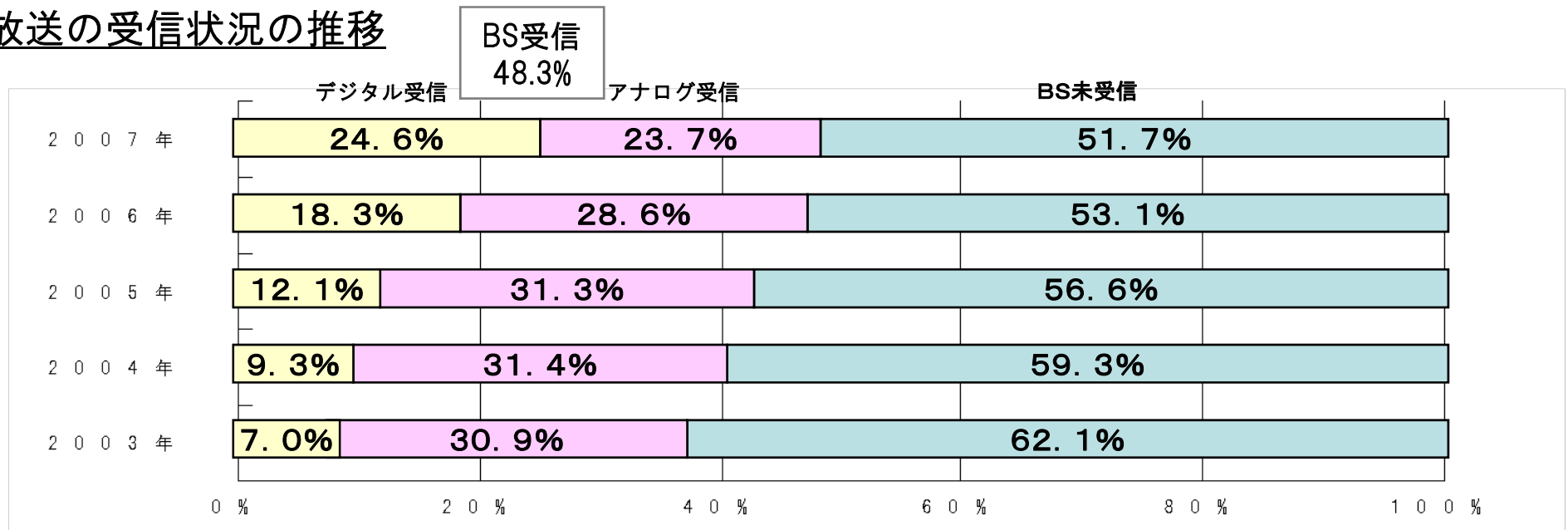
S1:衛星第1 S2:衛星第2 HV:ハイビジョン

BS放送の受信状況

第30回受信実態調査(平成19年7月NHK実施)よ

- BS放送を受信している世帯は 48.3% で、昨年(46.8%)から1.5ポイント増加している。
- BS放送を受信している世帯全体の増加率と比較して、BSデジタル放送を受信している世帯の増加率は大きく、アナログからデジタルへの置き換えが進んでいると考えられる。

BS放送の受信状況の推移



【調査時期】 平成19年7月
【調査対象】 平成19年3月末の放送受信契約世帯(事業所を除く)から無作為2段階抽出した4,500世帯
【調査方法】 事前に調査票を郵送の上、視聴者技術職員等の訪問による面接・宅内調査
【有効標本】 3,034世帯 有効標本率:67.4%

NHKの衛星波の編集方針(平成19年度)

メディア	放送普及基本 計画上の位置づけ	NHKの編集方針	放送時間	主な番組
衛星第1 (BS1)	衛星放送の普及に 資する総合放送	地球の今に ダイレクトアクセス ～内外情報& スポーツ波～	24時間	「BSニュース」(毎正時)「ワールドニュース」「列島 ニュース」「経済最前線」「東京マーケット情報」 大リーグ中継、プロ野球中継、Jリーグ、ゴルフ 「BS世界のドキュメンタリー」「ドキュメントスポーツ大陸」 ◆データ放送は気象情報
衛星第2 (BS2)	難視聴解消を 目的とする放送	娯楽&アーカイブス &難視聴解消波	24時間	「衛星映画劇場」「海外ドラマ」「BS日本のうた」 「フォークの達人」「ふるさと皆様劇場」「おー い!ニッポン」「ふるさと絶対主義」「熱中時間～ 忙中趣味あり～」 地上同時放送:「おはよう日本」「昼のニュース」 「ニュース7」 時差放送:「連続テレビ小説」「大河ドラマ」「その時歴 史が動いた」「トップランナー」「美の壺」、 学校放送 等 ◆データ放送は気象情報
デジタル衛星 ハイビジョン (BSHi)	デジタルハイビ ジョン放送の普及 に資する総合放送	未来への映像遺産 ～文化・芸術波～	21時間	「ハイビジョン特集」「ハイビジョン・ステージ」 「ハイビジョン・クラシック館」 「100年インタビュー」「アイツタインの眼」 「世界遺産 生中継」「こんな行きなにつぼんが」 「関口知宏 中国鉄道大紀行」 連続テレビ小説・大河ドラマ・土曜ドラマ(先行放送)ス ポーツ中継、 ◆データ放送はニュース、スポーツ、経済、番組連動型など

NHK衛星放送の内容

番組のジャンル別分類

(平成19年4月期)

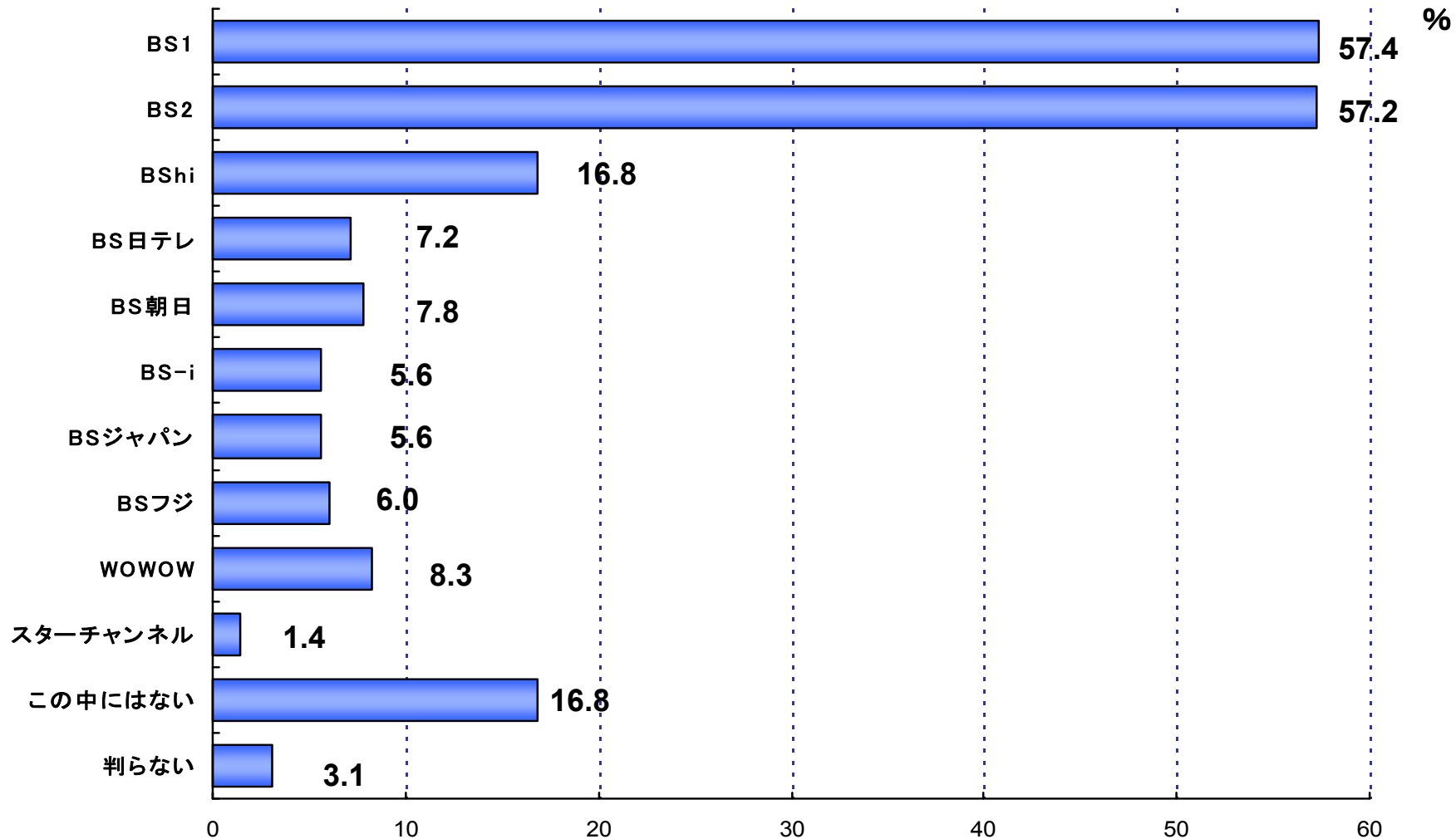
	ニュース/報道		スポーツ	情報番組	ドラマ	音楽	バラエティ	映画	アニメ/特撮	ドキュメンタリー/教養	劇場公演	趣味/教育	ハイビジョン特集	その他	合計
	国内ニュースほか	海外ニュース													
BS1	28.5%	22.8%	34.6%	0.8%	—	—	—	0.2%	—	11.7%	—	0.2%	—	1.2%	100%
主な番組	BSニュース きょうの世界 経済最前線	おはよう世界 ワールドニュース ア-	MLB Jリーグ 他	地球ゴラ				シネ堂本舗		BSドキュメンタリー BS世界の ドキュメンタリー 他		ABCニュース ショー		ミニ番組 他	
BS2	12.9%	—	6.0%	7.3%	10.5%	11.3%	6.6%	13.8%	3.6%	8.9%	3.8%	12.0%	1.2%	2.3%	100%
主な番組	おはよう日本 NHKニュース 日審論 他		大目撃中継 BS1ロボック おはよと ロボック 他	ウエズデー J-POP ためしてガッテン 他	連続テレビ小説 犬可ドラマ 海外ドラマ 他	BS日本のう た フォークの達人 他	Shibuya Deep A BSふるさと 皆藤劇場 他	衛星映画劇場	BS名作 アン劇場 アキガ 他	週刊ガククビュー マガゲンバ 他	BSふぉあい ステージ BSイベントホール シドナト ステージ 他	素敵こ ガーデンクラフ BSおかあさん とっしよ 他	おはよの アール ハイビジョン 秀作選	ミニ番組 他	
BSHi	0.1%	—	9.1%	0.4%	6.3%	21.6%	5.6%	2.7%	0.4%	17.6%	5.1%	6.5%	19.3%	5.1%	100%
主な番組	地球特派員		MLB Jリーグ 他	BS女彦 他	犬可ドラマ ドラマクン 他	クワック具 ウイークド ア 他	迷宮美術館 人間アップ 他	金曜アニメ 日曜アニメ	衛星アニメ劇場 他	ハイビジョン ふるさと発 おなじ 屋根の下で 他	ハイビジョンステ ジ BSふぉあい ステージ ほか	熱中時間 にっぽん 釣りの旅 他	月〜木 2000〜 日 1900〜 他	ミニ番組 他	

(注) BS2については難視聴対策として放送している番組も含めて、ジャンル別に編成比率を算定

よく視聴するBS視聴チャンネル

NHK放送文化研究所による世論調査(2006年11月実施)

(N:BS受信者552人)

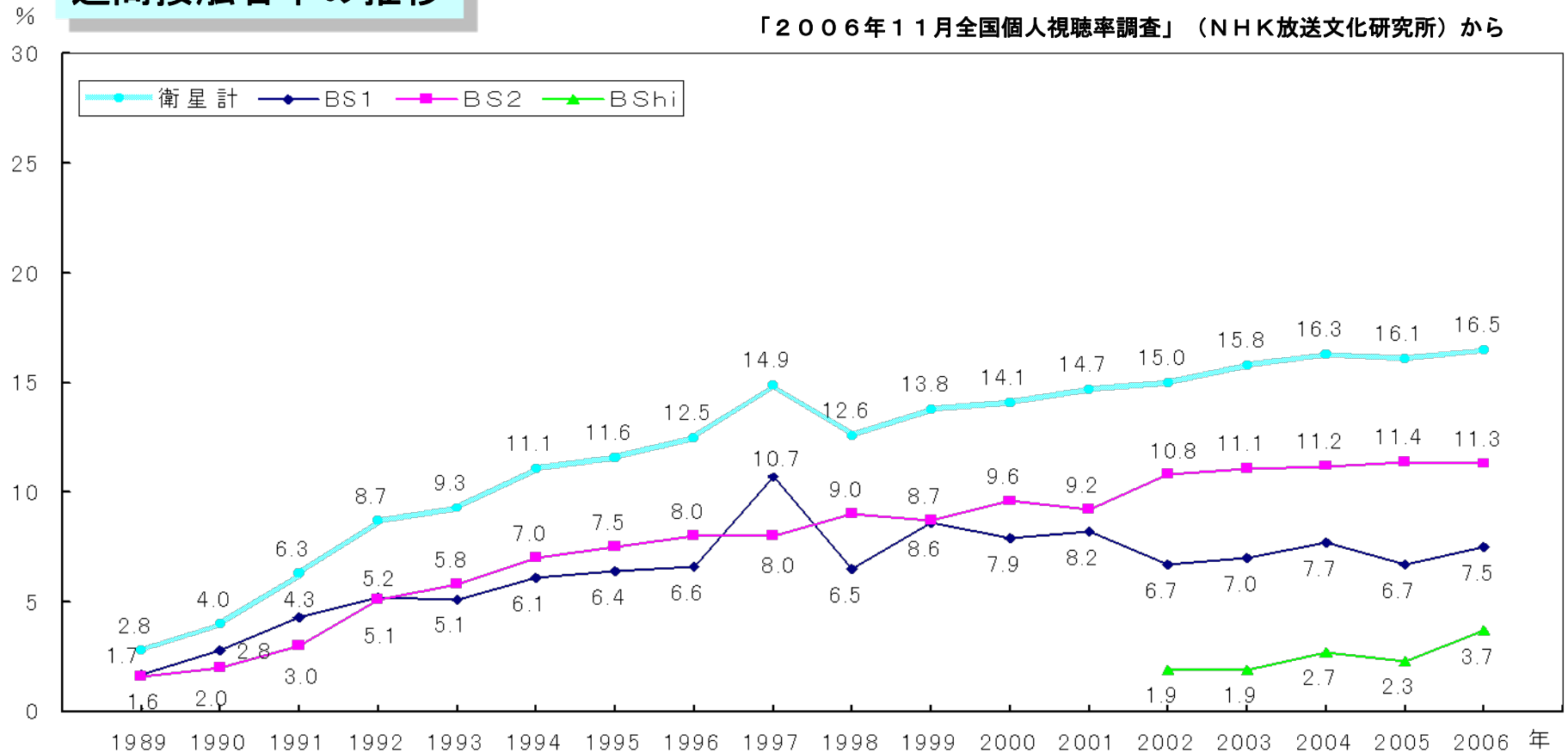


調査時期:2006年11月10日~13日 調査相手:前項20歳以上の男女2,000人 調査方法:個人面接法 有効数 1,377人(68.9%)

衛星放送はどう見られているか

週間接触者率の推移

「2006年11月全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)から



* 週間接触者率:放送の視聴実態を客観的にとらえる調査。1週間で各々のチャンネルを5分以上視聴した視聴者の割合

調査日:2006年11月13日~19日
調査相手:全国7歳以上の国民 5400人
調査方法:配付回収法による24時間時刻目盛り日記式
有効数:3,524人(65.3%)

NHKBS放送の魅力

スポーツ中継が多いこと	21%
スポーツやライブ、ステージの多くをノーカットで最後まで放送していること	21%
映画を多く放送していること	21%
海外のニュースや番組を多く放送していること	15%
なつかしのドラマや貴重な映像資料など過去の名作番組を放送していること	14%
地上放送では取り上げられることの少ない趣味やスポーツの番組を放送していること	9%
さまざまなジャンルの長時間スペシャル番組を放送していること	9%
音楽番組などを高音質で放送していること	7%
番組によっては、NHK総合テレビと異なる時間帯で放送している番組があること	7%
番組によっては、NHK総合テレビより早く見られる番組があること	7%

「衛星放送に関する世論調査2007」(NHK放送文化研究所)から

<調査概要>

調査期間:2007年3月9日(金)~12日(月)

調査方法:個人面接法

調査対象:全国20歳以上の男女2000人(層化2段階無作為抽出法)

◆調査有効数(率):1315人(65.8%)

ふだん見ているNHKBSの番組ジャンル

海外のスポーツ中継	13%
日本のニュース	12%
日本のスポーツ中継	12%
海外のニュース	10%
海外の映画	9%
海外のドキュメンタリー	8%
日本の映画	8%
海外のドラマ	7%
自然・動物番組	7%
日本のドラマ	7%
日本の歌番組・コンサート	6%

「衛星放送に関する世論調査2007」(NHK放送文化研究所)から

<調査概要>

調査期間:2007年3月9日(金)~12日(月)

調査方法:個人面接法

調査対象:全国20歳以上の男女2000人(層化2段階無作為抽出法)

調査有効数(率):1315人(65.8%)

外部プロダクションとのパートナーシップ

- ・ NHKの衛星放送はNHK本体での制作は3割弱
- ・ 7割のコンテンツは、制作プロダクションに委託または海外の番組を購入するなど、外部から調達
- ・ NHK衛星放送の外部プロダクション番組は、これまで数多くの賞を受賞

平成18年度委託・購入番組編成比率(実績値)

	本体制作	子会社委託	外プロ制作	購入
総合・教育平均	57%	39%	1%	3%
衛星3波平均	28%	45%	6%	21%

外部プロダクションとのパートナーシップ

最近の受賞作品から

NHK衛星放送で放送した外部プロダクション制作番組は、これまで数多くの賞を受賞

第44回ギャラクシー賞テレビ部門(2007年)

優秀賞「民衆が語る中国 激動の時代～文化大革命を乗り越えて～」

第23回ATP賞受賞作品(2006年)

* ATP賞は、プロダクションが制作した番組のコンクール

◆ドキュメンタリー部門

最優秀賞「証言でつづる現代史～ダッカ・ハイジャック事件～」

優秀賞「ハイビジョン特集 生き抜く 小野田寛郎」

優秀賞「ハイビジョン特集 カウラの大脱走」

優秀賞「ハイビジョン特集 ヒロシマ・戦禍の恋文」

優秀賞「ハイビジョン特集 ベンガルトラ マッチェリ母子の物語」

優秀賞「満蒙開拓団～ある家族の奇跡～」

(ドキュメンタリー部門では受賞10作品中6作品がNHKBSで放送)

◆情報・バラエティ部門

総務大臣賞 最優秀賞「あの夏 60年目の恋文」

優秀賞「列島縦断 鉄道乗りつくしの旅 JR20,000Km全線走破」

NHKの衛星放送の経費について

日本放送協会
平成19年10月16日

CONTENTS

1. 衛星収支のトレンド
2. 衛星付加受信料の考え方
3. 経費構造の分析
 - 3-A. チャンネル別経費の試算
 - 3-B. 番組編成シミュレーションによる試算

1. 衛星収支のトレンド

1. 衛星収支のトレンド

(単位 億円)

年度 区分	元年度 (1989)	2年度 (1990)	3年度 (1991)	4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (予算)
事業収入	71	189	320	460	559	638	707	800	884	953	1,013	1,066	1,119	1,160	1,197	1,224	1,193	1,233	1,256
事業支出	292	328	380	406	471	543	656	730	843	895	964	1,051	1,239	1,253	1,207	1,219	1,182	1,213	1,222
事業収支 差金	▲221	▲139	▲60	54	88	94	51	69	41	57	49	15	▲119	▲92	▲10	5	10	20	34
収支過不足 累計	▲221	▲360	▲420	▲366	▲278	▲183	▲131	▲61	▲20	36	86	101	▲17	▲110	▲121	▲116	▲105	▲84	(▲50)

○平成元年度衛星2チャンネルによる本放送開始

平成元年度から6年間を見通し、衛星放送実施のため、直接必要となる経費と普及見込みをもとに衛星付加受信料を設定

○平成12年12月からBS hi 本放送開始、衛星3チャンネル体制へ

ハイビジョン経費について、衛星放送の一環として12年度予算(平成12年12月～)から衛星放送に係る経費として計上
衛星付加受信料の金額は据え置き(月額945円)

○収支過不足の累計は▲84億円(平成18年度末)

2. 衛星付加受信料の考え方

2. 衛星付加受信料の考え方

①料額の算出-1

受信料は、「NHKの維持運営のための特殊な負担金」とされており、特定のサービスに対応した対価的な料金体系ではない。料額については、NHKの事業運営に必要な総経費と総収入が見合うように「総括原価方式」を基本に算定している。

衛星付加受信料は、衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、基本受信料に付加し、衛星放送の受信者に負担を求めており、衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費を負担することを基本としている。

衛星付加受信料の設定は、経済条件、メディア環境等のある程度予測し、新メディアの発展性を見極めるため、平成元年度から6年間を見通し、この期間の衛星放送実施のため、直接必要となる経費と普及見込みをもとに受信者1件あたりの月額を設定した。

〔平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見〕

「衛星料金を含む受信料の設定等の受信料体系の変更は、衛星放送に要する経費の負担の在り方等の観点から妥当なものとする。」

2. 衛星付加受信料の考え方

①料額の算出-2

〔平成元年度から6年間の当初計画〕

(単位 億円)

年度 区分	元年度 (1989)	2年度 (1990)	3年度 (1991)	4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	累 計
事業収入	60	204	336	470	593	721	2,384
事業支出	258	307	391	447	477	537	2,417
事業収支差金	▲ 198	▲ 103	▲ 55	23	116	184	▲ 33

年度末契約数 (万件)	138	248	396	513	639	765	—
----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

2. 衛星付加受信料の考え方

②料額設定時

【料金設定時】

衛星収支で負担

衛星放送にのみ直接係る経費

(衛星番組制作費、放送衛星運用費、衛星契約締結に係る営業経費 等)

共通に係る経費

(報道取材関係経費、番組制作設備維持経費、受信料収納関係経費 等)

地上放送にのみ直接係る経費

(地上番組制作費、送信設備運用費、地上契約締結に係る営業経費 等)

公共放送としてのNHKを支える基盤的な経費

(経営管理部門の人件費や経営委員会・理事会等の法人費、調査研究費等のいわゆる本社経費)

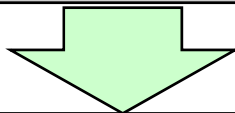
2. 衛星付加受信料の考え方 ③見直し

〔衛星放送に係る経費区分の見直し(平成7～10年度)〕

衛星の普及に伴い、放送内容の充実を図り、毎時ニュースなど、衛星放送独自の、ニュース、番組の制作を開始したことなどから、平成7年度より経費区分の見直しを実施(報道取材関係経費、放送会館等施設運用費など配賦)

※ 参考資料(P11～)あり

○ 衛星放送の番組編成は、平成元年の放送スタート時は購入番組中心であったため、直接経費となる番組制作費などを中心として構成。



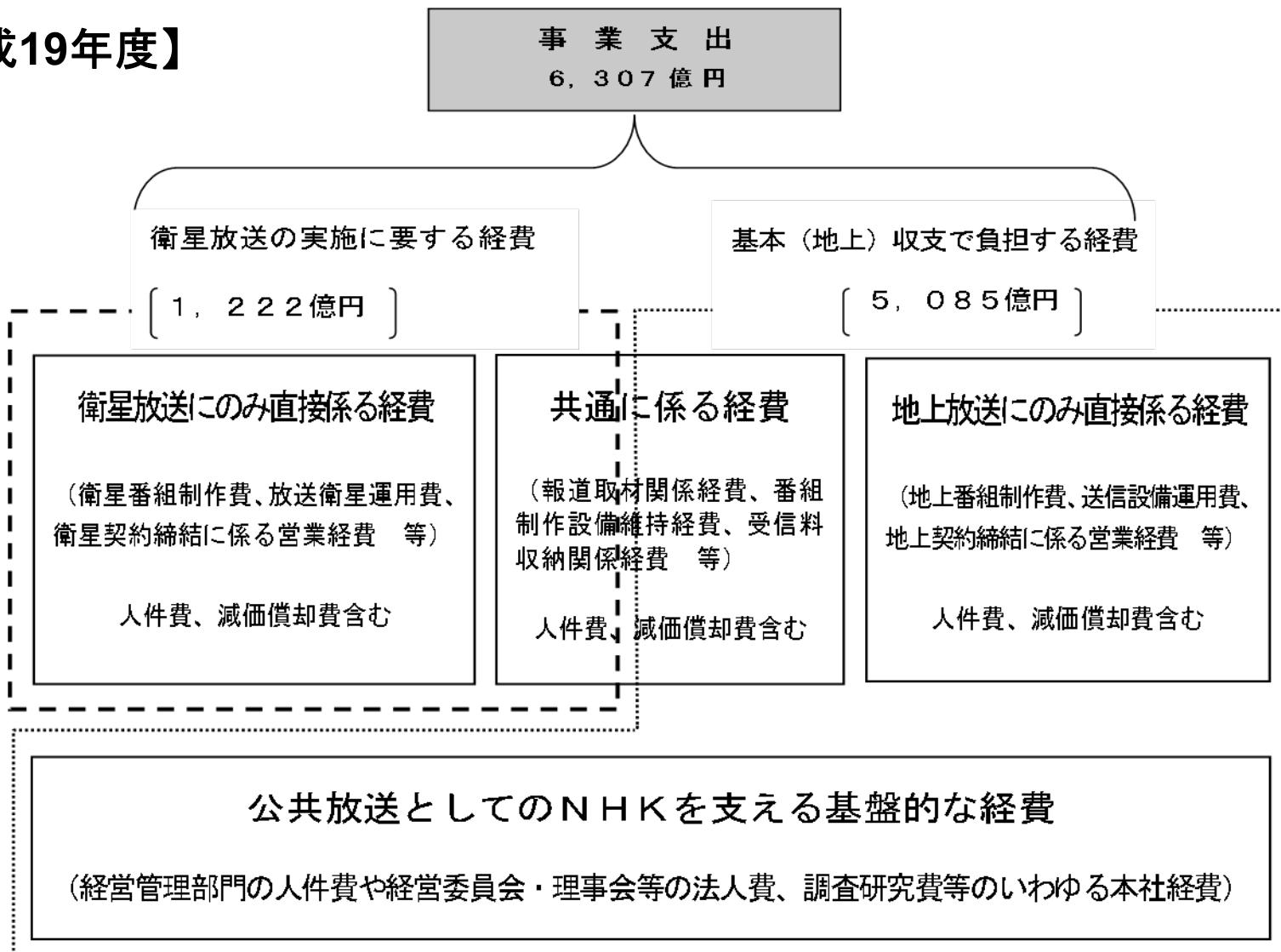
○ 毎時ニュースなど、衛星放送独自のニュース、番組の制作が増加したため、内部制作番組の比率が増加。

〔平成10年度NHK業務報告書に付する郵政大臣意見〕

「衛星放送に係る収支の明確化については、平成7年度から基本収支との分計作業を進め、10年度で完了した。」

2. 衛星付加受信料の考え方 ④負担する経費

【平成19年度】



參考資料

5	ワールドニュース・ヨーロッパ ワールドニュース・アメリカ	オーディオ グラフィック	5
6			6
7	ワールドニュース・アメリカ	ワールド ニュース ウィークリー ・ウィークリー アジア ・世界のテレビ ・ウィークエンド ヨーロッパ ・ウィークエンド ニューヨーク	7
8			8
9	ワールドニュース・ヨーロッパ ワールドニュース・アメリカ マクニール・レラー ニュースアワー		9
10			10
11	東京マーケット情報		11
11			オーディオ グラフィック
5	ワールドニュース・ヨーロッパ ワールドニュース・アメリカ	オーディオ グラフィック	5
6			6
7	ワールドニュース・アメリカ	ワールド ニュース ウィークリー ・ウィークリー アジア ・世界のテレビ ・ウィークエンド ヨーロッパ ・ウィークエンド ニューヨーク	7
8			8
9	ワールドニュース・ヨーロッパ ワールドニュース・アメリカ マクニール・レラー ニュースアワー		9
10			10
11	東京マーケット情報		11
11			オーディオ グラフィック

5	ワールドニュース 東京マーケット情報 '89		5	
6			6	
7	ワールドニュース・サマリー	ワールド ニュース ウィークリー ・ウィークエンド ヨーロッパ ウィークリー アジア ・世界のテレビ ・ワールド ニュース ドキュメント	7	
8			8	
9	スポーツアワー		9	
10			10	
11	ワールドニュース・トゥデー		スポーツアワー	11
11				11
5	ワールドニュース 東京マーケット情報 '89		5	
6			6	
7	ワールドニュース・サマリー	ワールド ニュース ウィークリー ・ウィークエンド ヨーロッパ ウィークリー アジア ・世界のテレビ ・ワールド ニュース ドキュメント	7	
8			8	
9	スポーツアワー		9	
10			10	
11	ワールドニュース・トゥデー		スポーツアワー	11
11				11

10	アメリカ・インサイド情報	ASIA NOW	産物列島'95	10
	エンジョイライフ	China Now		
BS ニュース 50				
11	ドイツ・ZDFニュース フランス・F2ニュース	週刊ワールド ニュース	プロサッカー Jリーグ	11
	東京マーケット情報	ヨーロッパ経済 ワイークリー	ダイジェスト	
BS ニュース 50				
0	アメリカ・CNNニュース	世界の天気	ニューヨークズ	0
	エンジョイライフ	わくわく アウトドア ライフ	西洋アンティ ーク鑑定会	
BS ニュース 50				
1	D.プリンク リーとともに	列島スペシャル (月1回)列島 縦断スペシャル	BSサンデー ・スポーツ	1
	マクニール・レーラー ニュースアワー			
BS ニュース 50				
2	エンジョイライフ	レッツエンジョイ S ニュース アルウィン の楽しい風景 S ニュース	BSサンデー ・スポーツ	2
	ワールドリポート	B S		
3	東京マーケット情報	フォーラム	3	
	日本列島ふるさと発	ワールド マガジン		
BS ニュース 50				
10	アメリカ・インサイド情報	ASIA NOW	産物列島'95	10
	エンジョイライフ	China Now		
BS ニュース 50				
11	ドイツ・ZDFニュース フランス・F2ニュース	週刊ワールド ニュース	プロサッカー Jリーグ	11
	東京マーケット情報	ヨーロッパ経済 ワイークリー	ダイジェスト	
BS ニュース 50				
0	アメリカ・CNNニュース	世界の天気	ニューヨークズ	0
	エンジョイライフ	わくわく アウトドア ライフ	西洋アンティ ーク鑑定会	
BS ニュース 50				
1	D.プリンク リーとともに	列島スペシャル (月1回)列島 縦断スペシャル	BSサンデー ・スポーツ	1
	マクニール・レーラー ニュースアワー			
BS ニュース 50				
2	エンジョイライフ	レッツエンジョイ S ニュース アルウィン の楽しい風景 S ニュース	BSサンデー ・スポーツ	2
	ワールドリポート	B S		
3	東京マーケット情報	フォーラム	3	
	日本列島ふるさと発	ワールド マガジン		
BS ニュース 50				

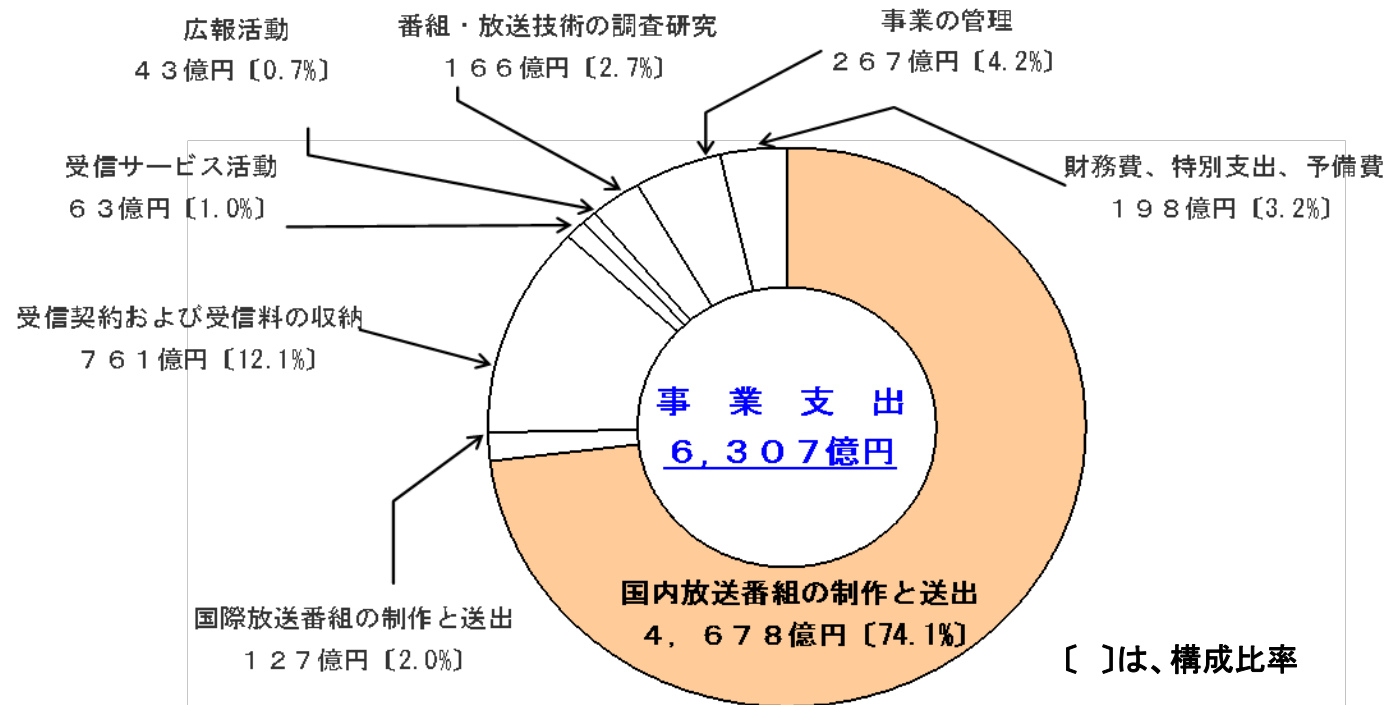
10	BS ニュースワイド 21:50			10
	BS ニュースワイド 21:50			
BS ニュースワイド 21:50				
11	アジア WHO'S WHO	産物列島'95	ニューヨークズ アートライブ	11
	わくわく アウトドアライブ		スポーツデー フライデー	
BS ニュースワイド 21:50				
0	アジアンニュース			0
	アジアンニュース			
BS ニュースワイド 21:50				
1	スーパースタジアム			1
	スーパースタジアム			
BS ニュースワイド 21:50				
2	アジアンニュース			2
	アジアンニュース			
BS ニュースワイド 21:50				
3	D.プリンク リーとともに	マクニール・レーラー ニュースアワー	BSサンデー ・スポーツ	3
	マクニール・レーラー ニュースアワー			
BS ニュースワイド 21:50				
4	アメリカ・CNNニュース			4
	ドイツ・ZDFニュース			
BS ニュースワイド 21:50				
10	BS ニュースワイド 21:50			10
	BS ニュースワイド 21:50			
BS ニュースワイド 21:50				
11	アジア WHO'S WHO	産物列島'95	ニューヨークズ アートライブ	11
	わくわく アウトドアライブ		スポーツデー フライデー	
BS ニュースワイド 21:50				
0	アジアンニュース			0
	アジアンニュース			
BS ニュースワイド 21:50				
1	スーパースタジアム			1
	スーパースタジアム			
BS ニュースワイド 21:50				
2	アジアンニュース			2
	アジアンニュース			
BS ニュースワイド 21:50				
3	D.プリンク リーとともに	マクニール・レーラー ニュースアワー	BSサンデー ・スポーツ	3
	マクニール・レーラー ニュースアワー			
BS ニュースワイド 21:50				
4	アメリカ・CNNニュース			4
	ドイツ・ZDFニュース			
BS ニュースワイド 21:50				

3. 経費構造の分析

3. 経費構造の分析 トータルコストによる業務別予算

いわゆるヒト・モノ・カネの総額、「トータルコスト」で業務別支出を把握

番組制作等、各業務別の物件費に、人件費と減価償却費を要員・施設に応じて配分



(19年度業務別予算)

3. 経費構造の分析

「放送普及基本計画」(総務省告示)では、平成23年以降のデジタル衛星放送については、2番組を超えないことを前提として見直すこととしている。

このことからNHKの保有チャンネル数の在り方についての検討が必要であるため、以下の2通りの方法で経費構造の分析を行った。

A チャンネル別経費の試算

- ◆ 平成19年度の保有チャンネル数と番組編成を前提
- ◆ 会計的手法(配賦計算等)をもって試算

- ・ 事業支出の約4分の3を占める「国内放送番組の制作と送出」にかかる経費(人件費や減価償却費を含めたトータルコスト)を振り分け。
- ・ 直接個別のチャンネルに振り分けられる経費はそのチャンネルの経費とするほか、チャンネル別に直接振り分けられない経費であっても、区分できるものはできる限り配賦計算を行って各チャンネル別に区分。

B 番組編成シミュレーションによる試算

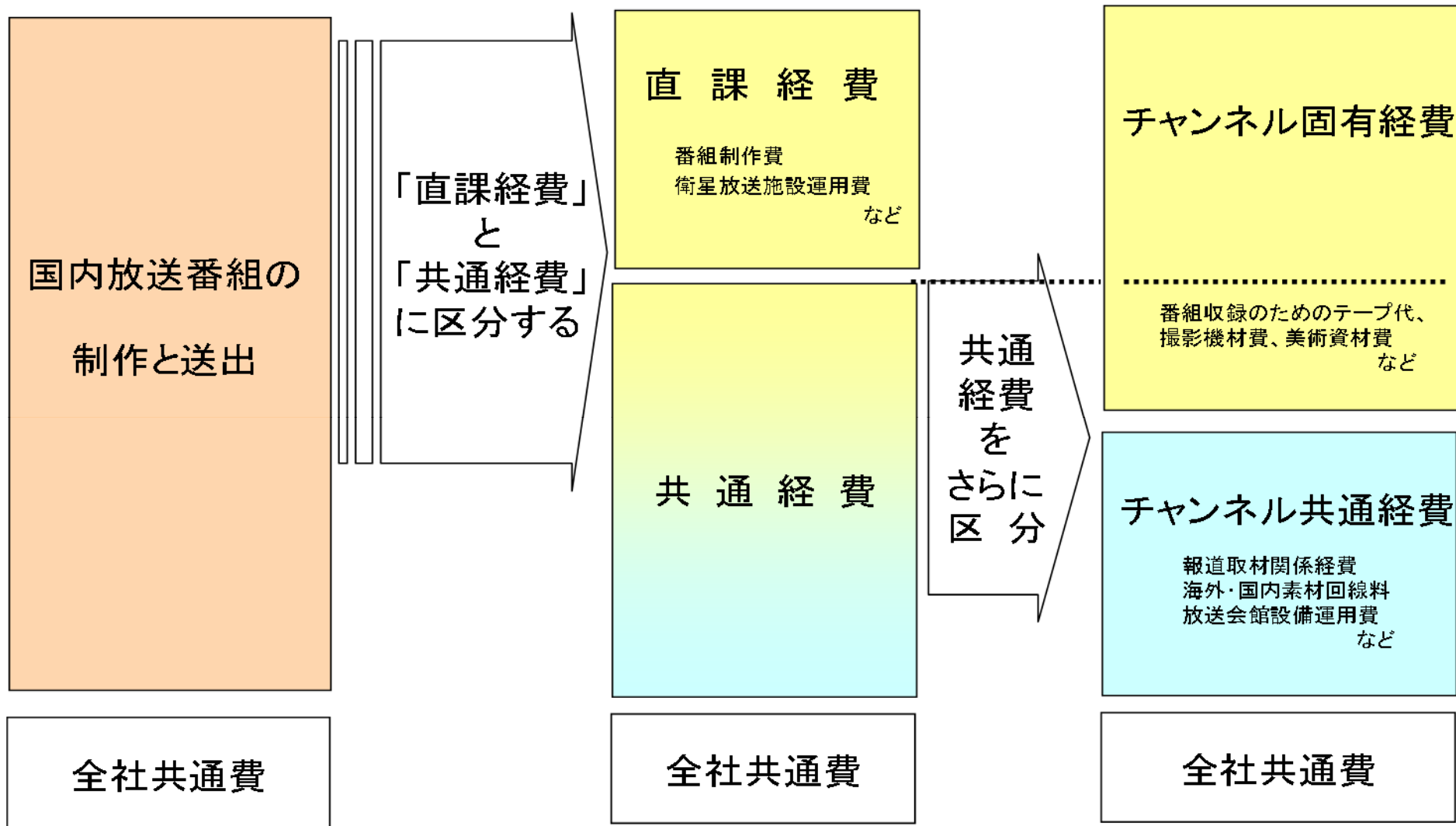
- ◆ 1波削減及び2波削減の類型を整理
- ◆ 視聴者の意向をもとに新チャンネルの番組編成をシミュレーション
- ◆ 上記シミュレーションをもとに減少する経費を試算

※いずれもトータルコスト(番組直接費などの物件費に人件費、減価償却費を含めた、いわゆるヒト・モノ・カネの総額)で試算

3-A. チャンネル別経費の試算

3-A. チャンネル別経費の試算

①算出方法



3-A. チャンネル別経費の試算

②経費の分類

〔チャンネル固有経費の配賦の考え方〕

番組収録のためのテープ代、撮影機材費、美術資材費など、番組量により比例してかかる経費については番組直接費の比率など、配賦比率を用いて各チャンネルに配賦。

〔チャンネル共通経費の考え方〕

報道の取材網や送信のインフラ部分等、個々のチャンネルに配賦することにはなじまないもの。

- ◆ 報道取材関係経費
- ◆ 海外・国内素材回線料
- ◆ 放送会館等設備運用費などの設備経費
- ◆ 報道取材や番組編成等を行う管理要員の人件費
- ◆ 設備にかかわる減価償却費 など

〔全社共通費の考え方〕

全社共通費は、NHKの事業を行うにあたって基盤となるもの。

個々のチャンネルが削減されたとしてもNHK全体の運営のために係る経費のため、基本的に減少しない経費。

- ◆ いわゆる一般管理費に該当するもの
(受信料の収納や契約のために必要な契約収納費なども含まれる)
- ◆ 国際放送を実施するための経費
- ◆ 「放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う」ための調査研究費 など

3-A. チャンネル固有経費の配賦の考え方 (参考)

「共通費」を「チャンネル固有経費」に割り振るときの考え方

1 共通費のうち、配賦が可能と考えられるものについては、各チャンネルの番組直接費の比率を用いるなど費目の性質に応じた比率を用いている。

〔具体例〕

① 番組直接費の比率で配賦するもの

- ・テープ代、撮影機材代、美術資材費など番組に係る経費
- ・番組制作にかかる通信費、映像資料などの資料費
- ・外部リソース(スタジオなど)の借上げのための経費
- ・番組周知のための番組利用促進費、番組モニター費 など

② 放送波数の比率で配賦するもの

- ・放送衛星(BSAT-3)のトランスポンダー(中継器)利用料(BS1とBS2に共通してかかるもの)
- ・番組技術システム費、渋谷の放送センターから送信施設までの回線料など

③ 放送衛星の送信スロットの比率で配賦するもの

- ・放送衛星(BSAT-2)のトランスポンダー(中継器)利用料、アップリンク費用

2 比率の具体例

① 番組直接費の比率

全チャンネルの総番組直接費(自主制作分のみ)のうち、各チャンネルの番組直接費が占める割合。

〔地上放送〕 64.0%

チャンネル	総合	教育	ラジオ第一	ラジオ第二	FM
比率	80.0%	15.3%	2.7%	0.7%	1.3%

〔衛星放送〕 36.0%

チャンネル	BS1	BS2	BShi
比率	42.3%	34.4%	23.3%

※事項別にその経費が該当するチャンネル分で按分比率を算出しなおして使用。

② 放送波数の比率

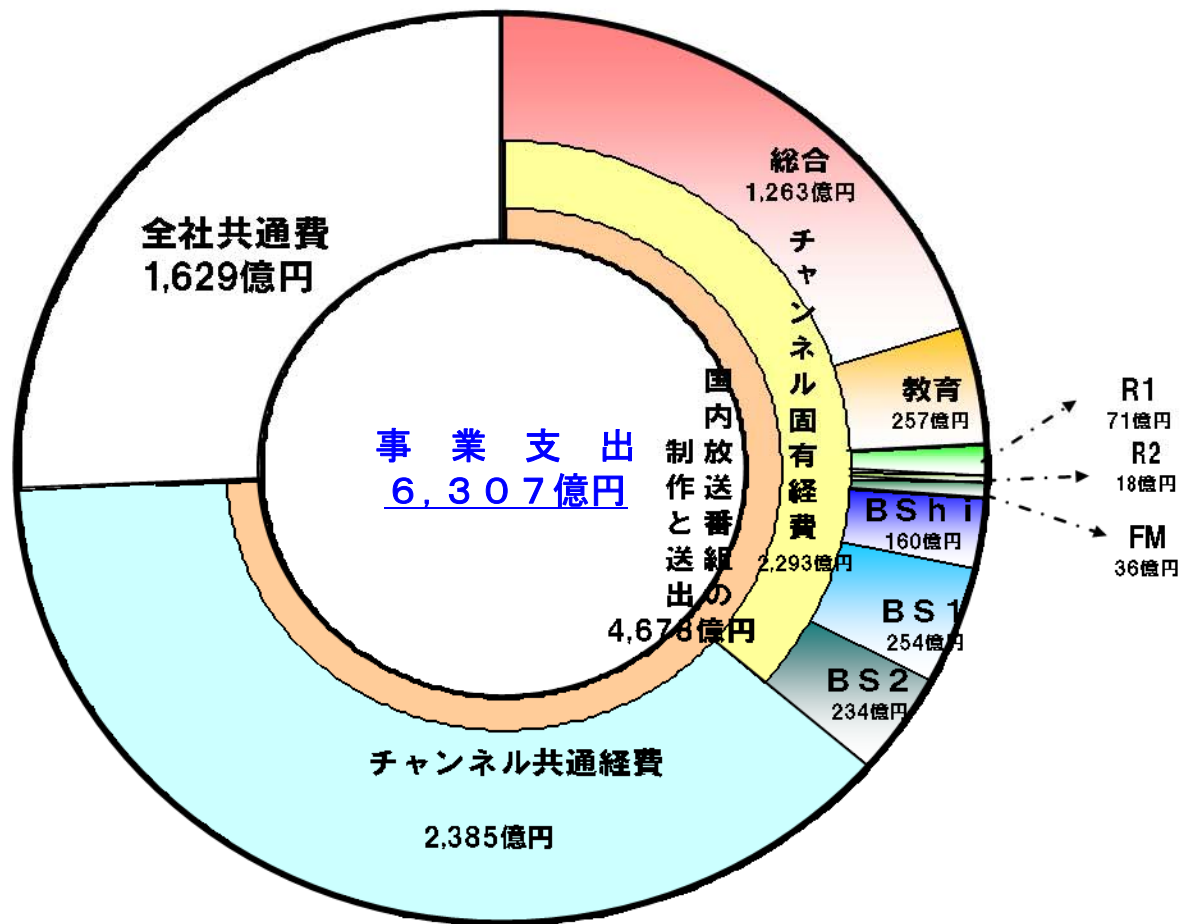
該当チャンネル波数分の1 (例)全チャンネルで経費を按分する場合…1/8

③ 放送衛星の送信スロットの比率

スロットの比率(6:8:22)。(なお、平成19年12月から各チャンネルのスロット数に変更になる予定。)

3-A. チャンネル別経費の試算

③19年度予算における全体像



3-A. チャンネル別経費の試算

④衛星放送の固有経費

(単位 億円)

BS 1		BS 2		BSハイビジョン	
チャンネル固有経費	254	チャンネル固有経費	234	チャンネル固有経費	160
(うち 番組制作費)	[218]	(うち 番組制作費)	[194]	(うち 番組制作費)	[125]

〔チャンネル削減により減少する経費の考え方〕

現行のチャンネルを、そのまま単純に削減することを想定した場合、チャンネル固有経費分の金額が経費から減少することになる。

しかし、チャンネル削減と同時に、全額がすぐに減少するわけではない。

チャンネル固有経費に含まれる番組制作費については、チャンネル削減により減少するが、人件費や減価償却費については、数年かかると考えられる。

3-A. チャンネル別経費の試算 (参考)

〔番組制作費について〕

放送される番組の特性により、費用は大きく変わる。たとえば、ドラマ番組や音楽・芸能番組等は、美術費や出演料などに多くの費用がかかり、自然・紀行番組等では取材地や取材期間などにより費用は、大きく変化する。

また、自社制作、購入などの調達方法によっても、費用に差が出る。一般的には、購入したほうが、費用はかからない。

〔各チャンネル経費の特徴について〕

BS1: ニュースの割合が放送時間の5割以上を占めている。ニュース取材については地上波のニュースとあわせて行っているため、その費用は、チャンネル共通経費として分類している。また、スポーツ、ドキュメンタリーなどは、海外のプロダクションなどから購入するものが多い。

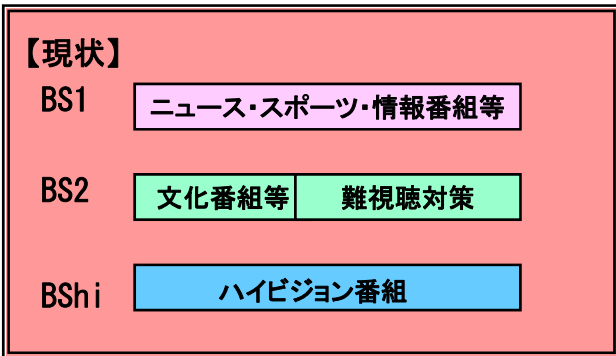
BS2: 難視聴対策番組を60%放送しているが、基本的に経費はかからない。それ以外の番組では、定時番組として、音楽・芸能番組が多く、「BS日本のうた」など地上波の番組を超える制作費の番組も多い。また、大規模な中継を伴う長時間の特集番組が多い。(例)「BS日本のうた」制作費(トータルコスト)33.2百万円

BShi: 主に、ハイビジョン特集などのドキュメンタリーや双方向番組等を制作している。BSデジタルの普及状況から、多額の制作費をかけることは限定的にならざるをえないが、高品質な番組を制作して繰り返し放送するなど、経費にメリハリをつけている。また、地上放送や衛星第2テレビの番組も放送しており、制作費がかかる新作番組は全体の3~4割程度となっている。

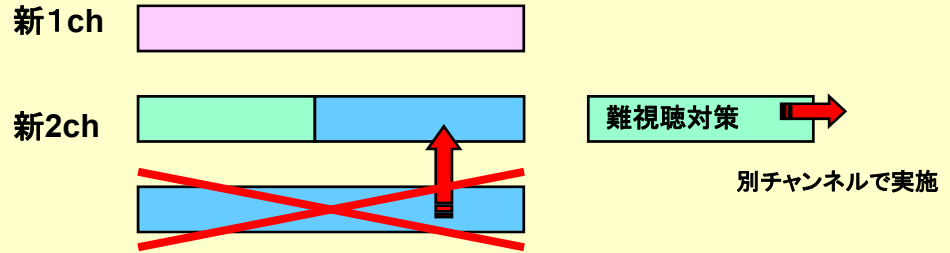
3-B. 番組編成シミュレーションによる試算

3-B. 番組編成シミュレーションによる試算

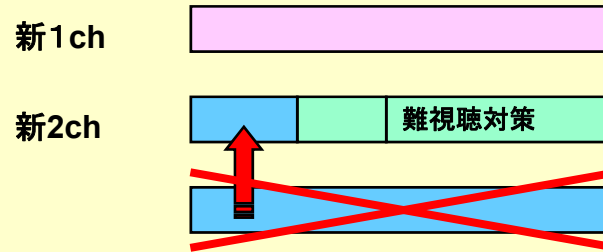
① 類型整理



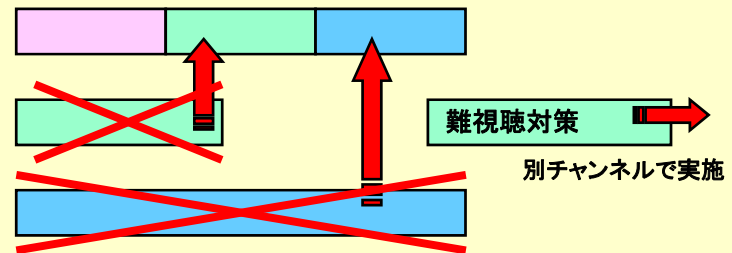
【類型1】 現行BS1と同じ内容のチャンネルと現行のBS2とBShiから抜粋されたチャンネルの2波体制。難視聴対策については別チャンネルで実施。



【類型2】 現行BS1と同じ内容のチャンネルと、現行のBS2とBShiからの抜粋および難視聴対策のチャンネルの2波体制



【類型3】 難視聴対策を除く現行3波から混合編成される1波体制。難視聴対策については、別チャンネルで実施。



3-B. 番組編成シミュレーションによる試算 ②条件

◆〔シミュレーションの条件〕

世論調査、個人視聴率調査などから得られた衛星放送に対する視聴者ニーズをもとに、特に視聴者の要望の強い分野の番組を、可能な限り放送することを前提とした。

(参考)衛星放送に関する世論調査2007〔放送文化研究所〕

ふだん見ているNHKBSの番組ジャンル

海外のスポーツ中継	13%
日本のニュース	12%
日本のスポーツ中継	12%
海外のニュース	10%
海外の映画	9%
海外のドキュメンタリー	8%
日本の映画	8%
海外のドラマ	7%
自然・動物番組	7%
日本のドラマ	7%
日本の歌番組・コンサート	6%

NHKBS放送の魅力

スポーツ中継が多いこと	21%
スポーツやライブ、ステージの多くをノーカットで最後まで放送していること	21%
映画を多く放送していること	21%
海外のニュースや番組を多く放送していること	15%
なつかしのドラマや貴重な映像資料など過去の名作番組を放送していること	14%
地上放送では取り上げられることの少ない趣味やスポーツの番組を放送していること	9%
さまざまなジャンルの長時間スペシャル番組を放送していること	9%
音楽番組などを高音質で放送していること	7%
番組によっては、NHK総合テレビと異なる時間帯で放送している番組があること	7%
番組によっては、NHK総合テレビより早く見られる番組があること	7%

3-B. 番組編成シミュレーションによる試算③試算結果-1

1波削減の場合(2波体制)

【類型1】

シミュレーションの概要	減少可能な経費	放送時間	
新第1チャンネル 現行BS1と同じ内容 新第2チャンネル 現行のBS hi とBS2から抜粋 難視聴対策は別チャンネルで実施	▲5.4億円	文化・芸能	▲34%
		HV特集	▲21%
		ニュース	▲20%
		映画	▲6%
		スポーツ	▲6%
算出の基本的な考え方			
○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。 ○ 購入番組・委託番組が減となるため、人件費・減価償却費の効果はないものと想定。			

【類型2】

シミュレーションの概要	減少可能な経費	放送時間	
新第1チャンネル 現行BS1と同じ内容 新第2チャンネル 現行のBS hi とBS2から抜粋 および難視聴対策60%	▲43.6億円	文化・芸能	▲50%
		映画	▲47%
		HV特集	▲47%
		ニュース	▲20%
		スポーツ	▲6%
算出の基本的な考え方			
○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。 ○ 購入番組・委託番組が減となるため、人件費・減価償却費の効果はないものと想定。			

3-B. 番組編成シミュレーションによる試算③試算結果-2

2波削減の場合(1波体制)

【類型3】

シミュレーションの概要	減少可能な経費 (うち番組制作費)	
難視聴対策除く現行3波 ・ ニュース・スポーツ、文化・芸能など、それぞれの分野の番組を減じて編成	▲269.8億円 [▲230.4億円]	
算出の基本的な考え方	放送時間	
○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。番組資材費など番組制作に伴い必要となる経費(番組間接費)は、想定が困難なことから、一定金額を減少する経費として加算 ○ 人件費はチャンネル別経費で算出した衛星3波の人件費の合計額に、物件費(番組直接費や報道取材関係経費など、人件費や減価償却費を除く経費)の比率を乗じて算出 ○ 減価償却費は直接施設等が不要になるものがないため、影響はないものと想定	HV特集	▲82%
	文化・芸能	▲64%
	スポーツ	▲62%
	映画	▲55%
	ニュース	▲44%

※ 「番組制作費」については、削減によりすぐに減少する経費である。
 一方、衛星チャンネル固有の人件費や減価償却費など短期的な減少は不可能だが、中期的には減少可能と見込んでいる。

コンテンツ流通・番組制作関係者提出資料

NHK—BS波の在り方について

—製作会社からの提言—

ATP(全日本テレビ番組製作社連盟)

副理事長 寺島 高幸

製作会社の概況

- 日本全国の製作会社・・・推定500社、主要300社(？)
- ATP加盟社・・・114社(2008.1現在)1社平均70人、総計8000人
- 放送の主要な担い手・・・全国の製作者が放送(NHK+民放)の80%をカバー
- 多様性の担保・・・放送に志を持ち、制作と経営に腐心する製作者集団が多様なコンテンツの日々の供給に貢献
- 最優先課題・・・コンテンツ立国を支える制作条件の抜本的な基盤整備
- 危機・・・バブル崩壊以降、デジタル化投資等を理由にした制作費の切り下げで経営環境が逼迫、防衛策で労働条件が悪化し、若手の離職から人材不足、放送制作現場の崩壊の兆しも見える

- 前提条件・・・放送事業の在り方、コンテンツ大国への道を探るにしても、制作現場の整備・活性化を考えずに進められることはない
NHK－BS波再編もそうした危機意識からの検討が必要

NHKと民放

- 民放・・・公衆的受容度＋好感度（視聴率の重視）
- NHK・・・公共的メッセージ（視聴質の重視）
- 民放・・・ドラマ・バラエティ中心
- NHK・・・上記以外にニュース・ドキュメンタリー・教養番組など
- * 以上の性格の違いからNHKでは・・・
- 数多くの製作会社が参加しているが、特にドキュメンタリーや教養番組を得意とする集団が多く参加

- 番組に多様性が認められる結果、若手制作者登用のチャンスが多い
金本麻理子(35)「ハイビジョン特集・マニラ市街戦」で芸術選奨新人賞
熊坂 出(32)映画『パーク&ラブホテル』でベルリン国際映画祭最優秀新人賞
熊坂 D もハイビジョン「私が子供だった頃シリーズ」で放送デビュー

地上波とBS波

- 民放BS波・・・視聴率圧力が弱い→制作費が安価→質向上のため制作会社が自ら出資する場合もある
- NHK—BS波・・・BS普及のインセンティブ強い→質的圧力強い→制作費が担保されていた→不祥事により受信料減収→制作費低下
- * NHK—BS波では以下の特徴が見られる
- BS波の誕生・拡充に応じて外に開かれ、NHK と制作会社による《文化融合》とも言える製作体制が実現
BS2「世界わが心の旅」「地球に好奇心」

HV「ハイビジョン特集」HV「アートエンターテインメント・迷宮美術館」

HV「関口知宏の中国鉄道大紀行」などなど

- 地上波の総合編成に比べて、情報系・ドキュメンタリー系が充実
- 外部に門戸が開かれるにつれ、イコールパートナーとしての認知が進み、製作会社への委託番組の契約形態で「著作権の共有」が実現、参加のいっそうのインセンティブとなる

NHK－BS波削減の影響

- 大幅な削減には反対である
- 制作者の立場から見て、放送の多様性が損なわれる恐れを抱く、地上波民放のモノトーンな編成はNHK－BS波があつてこそ、バランスが保たれている
- NHK－BS波削減の跡地利用で、新規制作番組中「テレビショッピング番組」のような商品情報に終始する番組が多くなり、多様で個性的な番組が減少し、

ますますコンテンツの国際的な流通展開が閉ざされる恐れを持つ

- 経営者の立場から見て、新作全体量が減ることで、外部制作委託量も減り、とりわけ民放で展開が困難なドキュメンタリー系プロダクションの経営を圧迫する恐れを持つ
- 人材育成の面から見て、若手の人材育成の場が閉ざされる恐れを感じる
- NHKの門戸開放が進んで、制作事業者・コンテンツ産業にとっての良き状況が、波数削減によりそれが逆行することを恐れる
- 波数が減り、NHKの《買手市場》となる結果、製作会社の権利が相対的に弱まる恐れを持つ

今後の望ましいNHK—BS波の役割

- NHK公共放送はNHK職員だけの閉鎖的空間ではなく、多様なクリエイターたちが参加できる開かれた《広場》であるべき

- その際、参加する製作会社の制作と二次展開がいっそう適性かつ透明な取引形態で実現するよう基盤整備が図られるべき
- 例えば、国際市場に通用するコンテンツの制作費には、放送局のみならず制作ファンドなどの資金が提供され、放送局には放送権だけが譲渡され、製作会社が権利処理を果たしたうえで二次展開権は製作会社に留保されるべき
- 衛星放送の開始から、制作事業者のNHK参加がはじまり、両者の《文化融合》もはたしつつ、多様で豊かなコンテンツが担保されてきた
- この流れのうえで、さらに公共料金である受信料財源は制作事業者のコンテンツ向上のために適正に配分・還元され、国際的な競争に打ち克つコンテンツ産業の育成に貢献すべき
- こうしたシステム上の改善がなされることを前提とするなら、NHK提案のハイビジョン2波体制(*「類型1」・難視対策波を除く)は検討に値するものとする

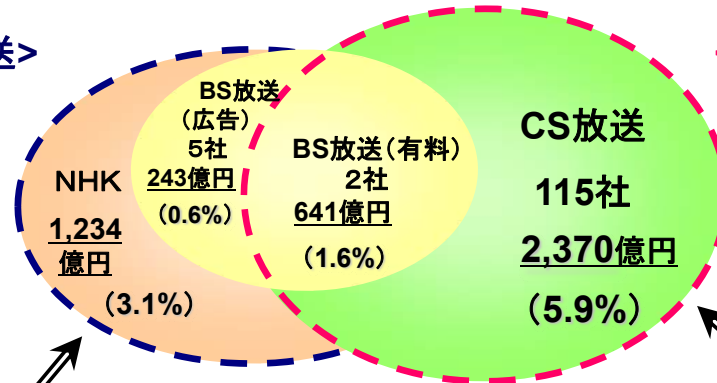
その他関連資料

テレビジョン放送を取り巻く市場の概況 (2006年度)

衛星放送

<総合放送>

<多チャンネル・専門放送>



地上放送

ケーブルテレビ

2006年度(平成18年度)
放送メディア全体の収入
4兆0,278億円

在京キー局
5社
1兆2,828億円
(31.8%)

NHK
5,522億円
(13.7%)

ローカル局
114社
7,420億円
(18.4%)

準キー・中京局
8社
4,146億円
(10.3%)

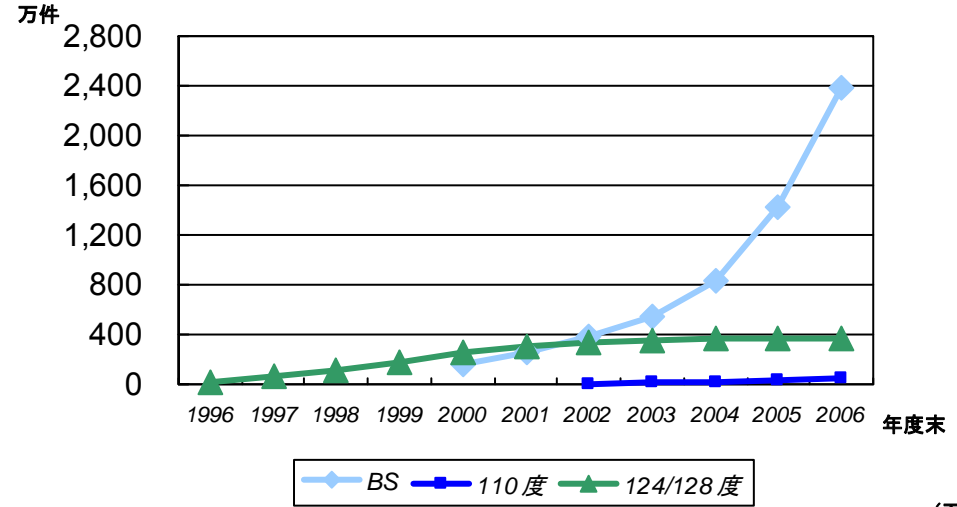
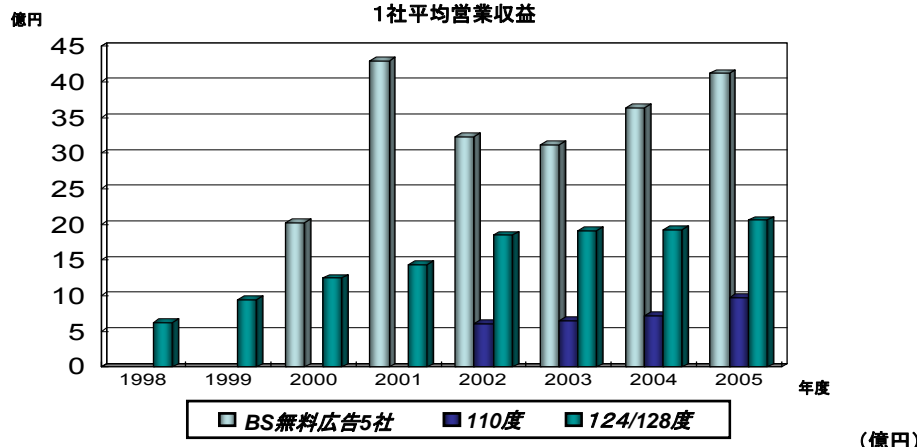
311社
4,050億円
(10.1%)

- 注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所がある。
- 注2 NHKを除く収入状況は、平成18年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末日以外の事業者についても、平成18年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)
- 注3 地上放送のNHK分については、平成18年度決算における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
- 注4 放送大学学園を除く。
- 注5 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうちケーブル事業を主たる事業とする者311社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

民間衛星放送事業者の概要

- 1社当たりの営業収益は、BSデジタル放送が最大
- 124/128度CSデジタル放送は、単年度の営業損益が2004年度(平成16年度)に黒字化

- BSデジタル放送の受信可能世帯数は、2005年9月末に1,000万、2006年12月末に2,000万を突破
- CSデジタル放送は、2007年3月末で、約420万加入となっている



年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
BSデジタル放送	社数	1社	1社	7社	7社	7社	7社	7社
	営業収益 (1社平均)	653.7	628.3	711.7	861.3	784.3	766.0	834.5
	営業損益 (1社平均)	103.1	72.9	▲159.0	▲334.7	▲237.3	▲192.3	▲121.3
無料広告の事業者 (5社)	営業収益 (1社平均)	-	-	101.7	214.5	161.5	156.1	181.9
	営業損益 (1社平均)	-	-	▲20.3	▲42.9	▲32.3	▲31.2	▲41.2
	営業損益 (1社平均)	-	-	▲135.6	▲316.8	▲239.7	▲181.1	▲137.1
110度CSデジタル放送	社数	-	-	-	-	18社	17社	17社
	営業収益 (1社平均)	-	-	-	-	109.9	110.0	123.2
	営業損益 (1社平均)	-	-	-	-	▲65.6	▲51.8	▲67.8
124/128度CSデジタル放送	社数 (うち役員)	96社	101社	88社	99社	96社	101社	103社
	営業収益 (1社平均)	603.9	960.5	1,103.0	1,424.8	1,779.9	1,929.6	2,021.7
	営業損益 (1社平均)	▲405.5	▲469.4	▲245.6	▲146.9	▲52.0	▲34.8	19.6

年度末	1996	1997	1998	1999
BSデジタル放送の受信可能世帯数	-	-	-	-
110度CSデジタル放送の加入者数	-	-	-	-
124/128度CSデジタル放送の加入者数	24	63	111	182

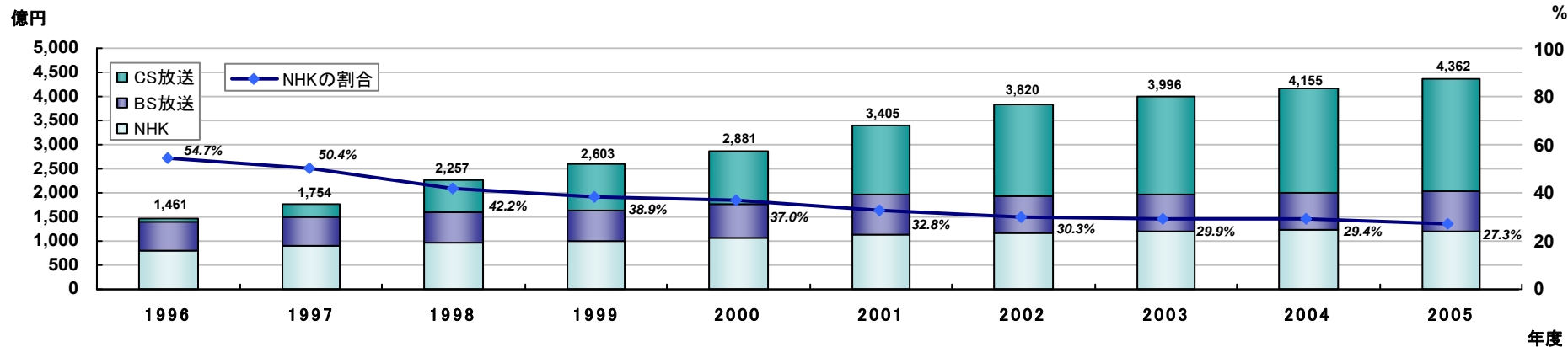
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
BSデジタル放送の受信可能世帯数	161	263	381	552	839	1,422	2,382
110度CSデジタル放送の加入者数	-	-	7	12	20	32	47
124/128度CSデジタル放送の加入者数	262	304	338	352	362	374	369

注1 BSデジタル放送は2000年(平成12年)12月1日開始、110度CSデジタル放送は2002年(平成14年)3月1日開始。ただし、BSデジタル放送の2000年度(平成12年度)の営業収益及び営業損益については、6社の数値。
 注2 営業収益及び営業損益については、当該業務関係のみの数値
 注3 2005年度(平成17年度)については事業者のうち、BSデジタル放送と110度CSデジタル放送の兼営社が1社、BSデジタル放送と124/128度CSデジタル放送の兼営社が2社、110度CSデジタル放送と124/128度CSデジタル放送の兼営社が1社含まれる。統計上は、これらの4社は分計されている。

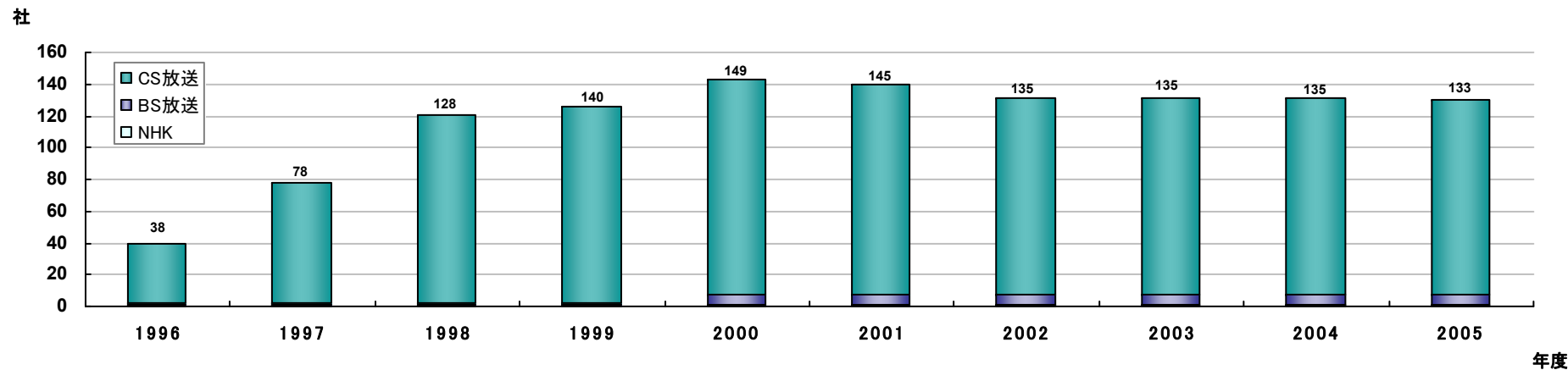
注1 BSデジタル放送: 受信可能世帯数(PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む。)、ケーブルテレビ用デジタルSTBの合計)
 注2 110度CSデジタル放送: 加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)
 注3 124/128度CS放送: 加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)
 注4 124/128度CS放送において、「SKYPerfecTV!」のプラットフォーム以外のデジタル放送を利用している加入者が約48.9万件。このほか、アナログ音声放送の加入者が約6万件(以上いずれも2006年度(平成18年度)末)。

衛星放送における放送事業者の営業収益の推移

1 営業収益の推移



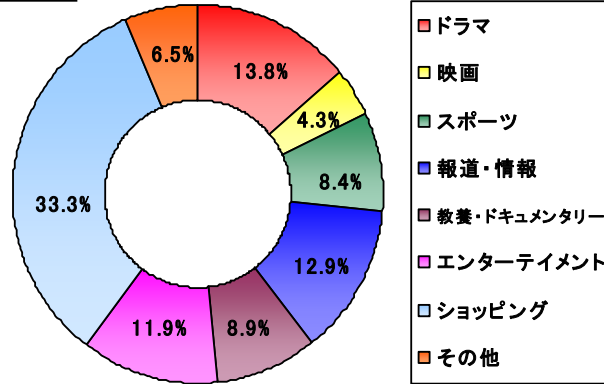
2 事業者数の推移



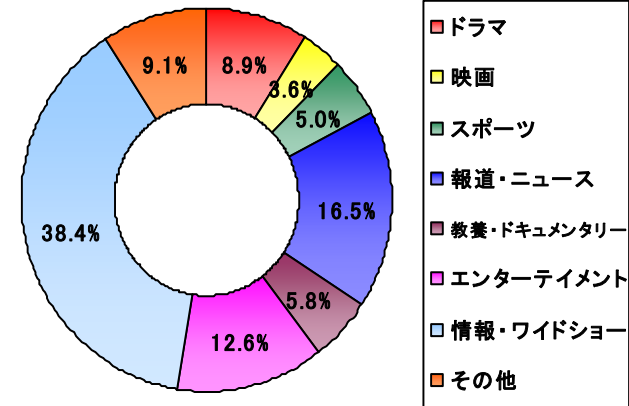
民間BS放送各社の番組構成

民間BS放送各社の番組構成においては、ショッピング番組が大きな比率を占める。

BS-i

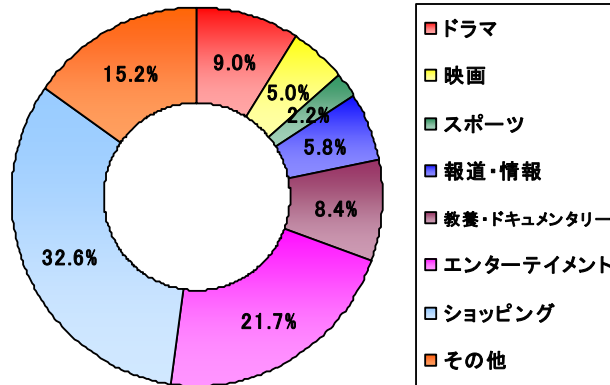


BSジャパン



・エンターテイメントは、音楽、バラエティー、アニメ、特撮の比率。
 ・情報・ワイドショーは、ショッピングを含む。

BSフジ



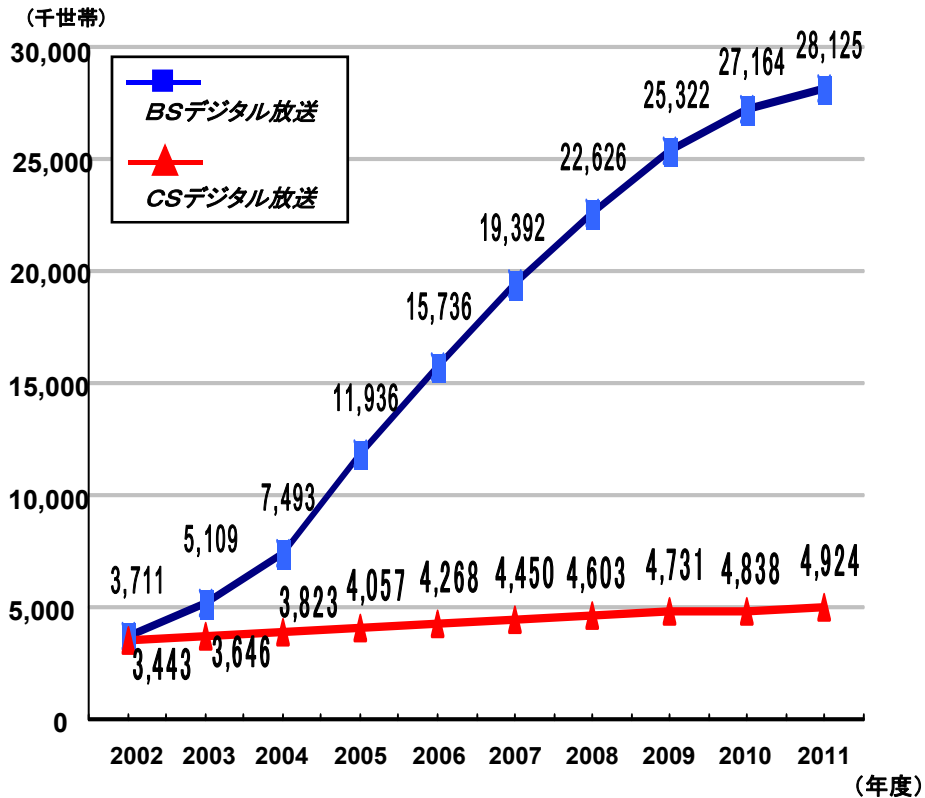
・エンターテイメントは、音楽、アニメを含む。

注 データは、各社2007年9月編成の番組構成による。

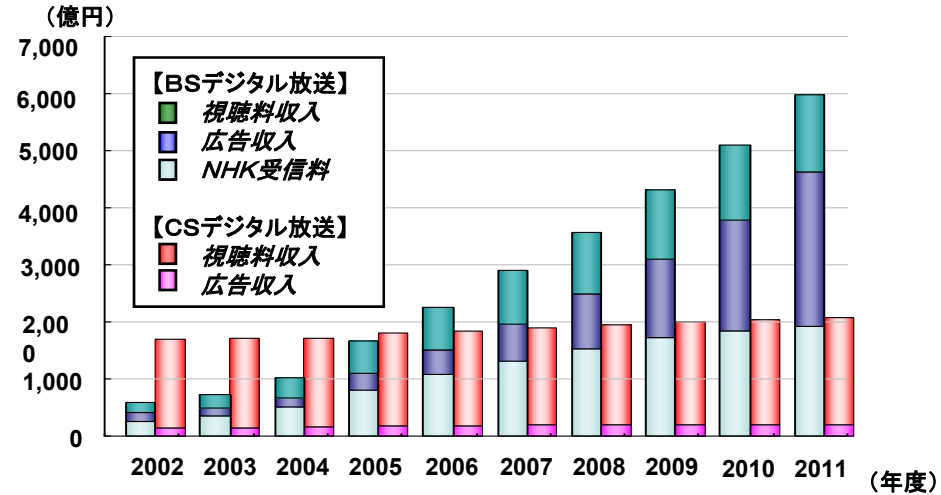
衛星デジタル放送市場の将来予測

- BSデジタル放送の普及世帯数は大幅増加。CSデジタル放送の普及世帯数も通増。
- BSデジタル放送の市場規模は拡大し、2010年度はNHK受信料以外が6割強に到達。
- CSデジタル放送の市場規模は緩やかに拡大し、市場の大半が視聴料収入。

デジタル放送普及世帯数予測



デジタル放送市場規模予測



年度末	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
BSデジタル放送	586	733	1,030	1,667	2,261	2,901	3,577	4,312	5,097	5,972
視聴料収入	178	245	359	572	755	930	1,086	1,215	1,303	1,350
広告収入	156	141	161	281	435	651	952	1,373	1,945	2,708
NHK受信料	252	347	509	812	1,070	1,319	1,539	1,722	1,848	1,913
CSデジタル放送	1,713	1,741	1,741	1,823	1,870	1,919	1,971	2,025	2,070	2,106
視聴料収入	1,574	1,590	1,581	1,643	1,683	1,725	1,772	1,822	1,863	1,896
広告収入	138	151	160	179	186	193	198	203	206	209

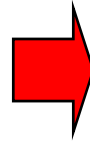
動画コンテンツの二次利用の市場規模予測の比較 (2003年度、2010年度)

- 動画コンテンツの二次利用市場は、2003年度から2010年度にかけ約2倍に成長。
- 動画コンテンツのインターネット配信は、2003年度から2010年度にかけ約2倍弱に成長。

動画コンテンツ市場規模の推移(2003年度、2010年度)(単位:億円)

【2003年度(実績)】

	市場全体	携帯電話	インターネット	CATV	BS及びCS
映画ソフト	6,510	310	119	2,692	3,390
ビデオソフト	180	9	3	74	94
地上テレビ番組	1,959	93	36	810	1,020
衛星テレビ番組	2,952	293	112	2,547	
合計	11,601	704	270	6,123	4,503



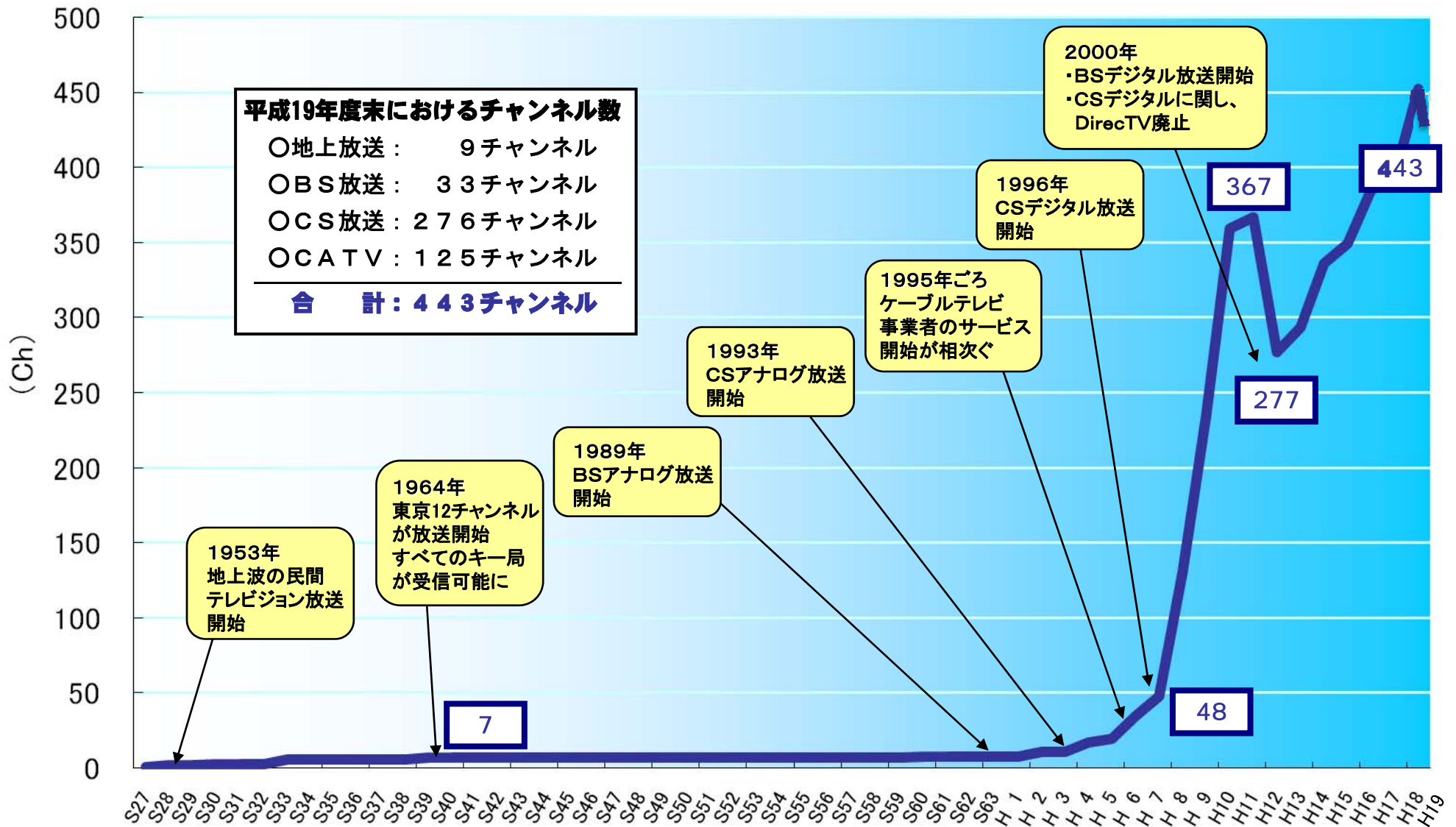
【2010年度(予測)】

	市場全体	携帯電話	インターネット	CATV	BS及びCS
映画ソフト	10,756	512	196	4,447	5,600
ビデオソフト	623	30	11	257	324
地上テレビ番組	3,251	155	59	1,344	1,693
衛星テレビ番組	5,746	570	219	4,957	
合計	20,376	1,266	486	11,006	7,618

注1 2010年度の市場規模については、2000年度と2003年度の市場規模をベースにより予測した値。

注2 メディア別シェアについては、2003年度のメディア別の動画コンテンツ市場規模のシェアに基づき配分した値。

多チャンネル化の状況



注1 地上放送については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数

注2 BS放送、CS放送については、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出

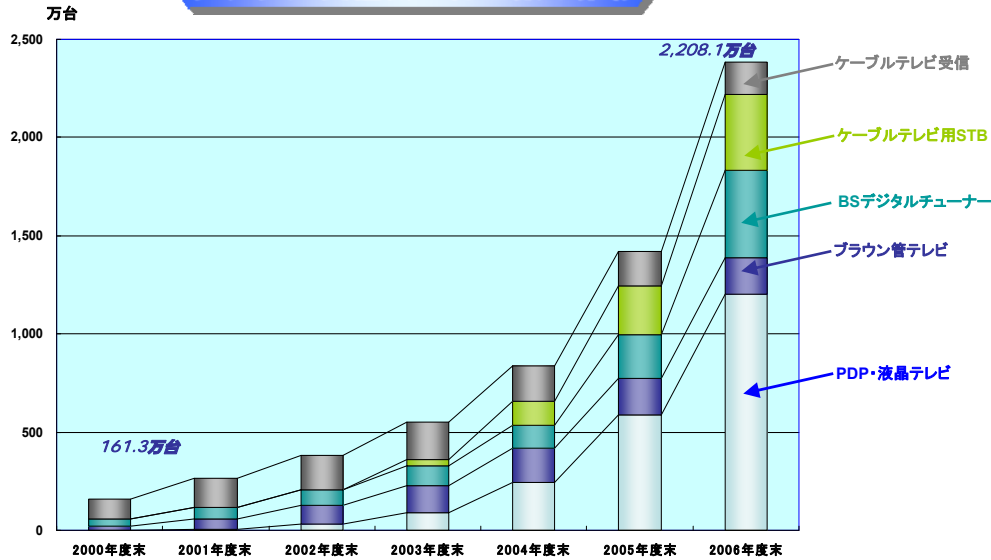
注3 CATVについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均

注4 上記のほか、全国をサービス地域とする有線役務利用放送事業者3社があり、その平均チャンネル数は約40チャンネルである

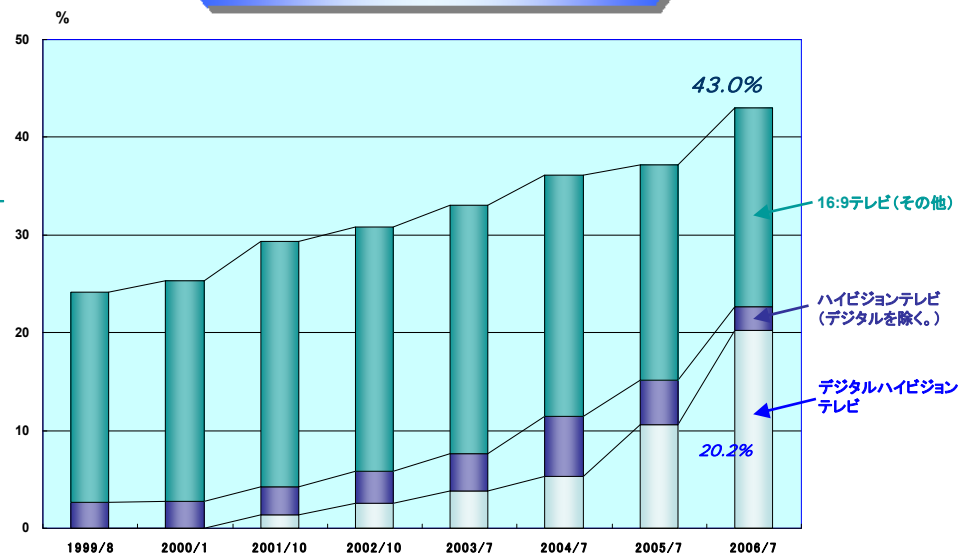
年度末

デジタル受信機等の普及の推移

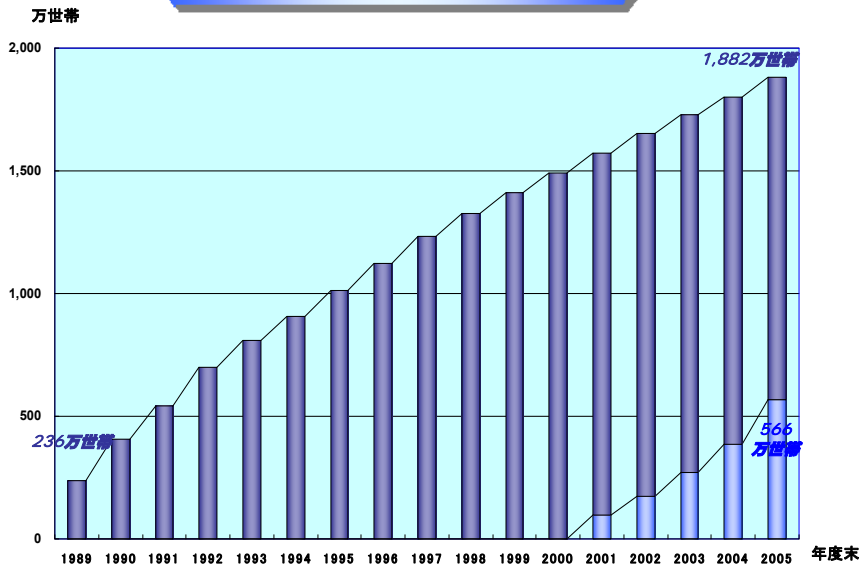
デジタル受信機出荷台数の推移



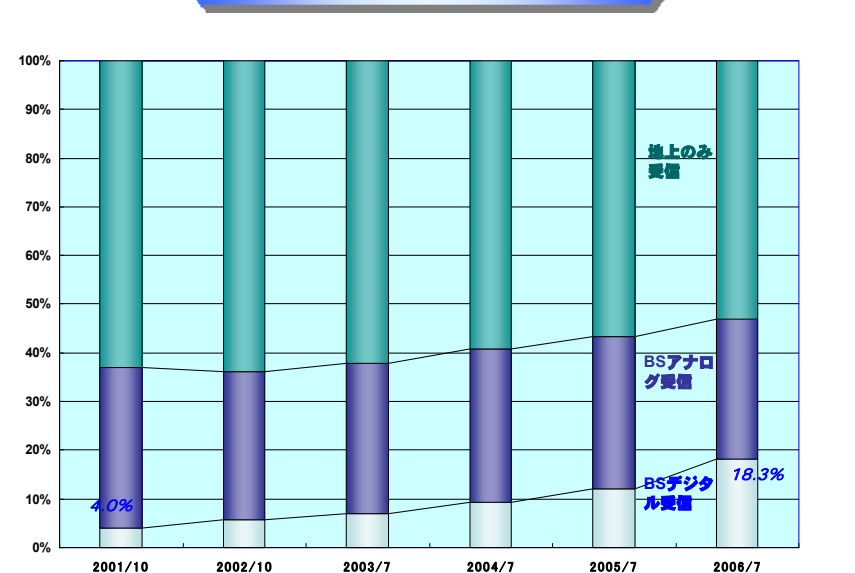
ハイビジョン受信機普及状況



衛星放送受信世帯数の推移



デジタル受信世帯割合の推移



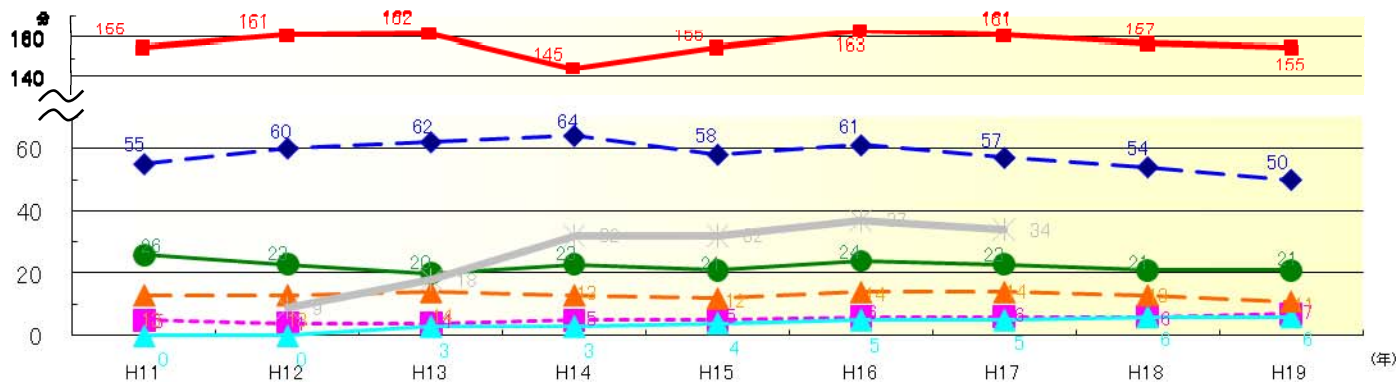
各メディアの視聴状況

1 各メディアのチャンネル数、視聴時間等

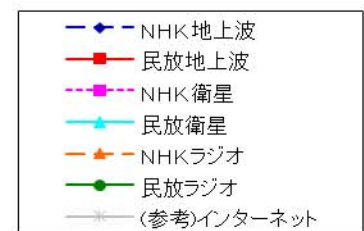
			チャンネル数	視聴時間・利用時間 (一日当たり、全国民平均)	視聴世帯数・ インターネット利用者数	年間家計支出
テレビ	地上放送		NHK2ch+民放4ch程度 (東京:NHK2+民放6+放送大学1)	3時間44分	約5,000万世帯	放送視聴料 (公共放送受信料 及び 有料放送料金) 24,274円
	衛星 放送	BS放送	アナログ 3ch	9分	約1,342万世帯 (BSデジタル放送の受信機出荷 台数(累計)3,501万)	
		デジタル	HDTV 10ch SDTV 20ch			
	CS放送(デジタル)		276ch	約413万世帯		
CATV(自主放送を行う許可 施設)		—	—	約2,190万世帯		
ラジオ(地上放送)(コミュニティ放 送、外国語放送、短波放送を除く)			NHK3ch+民放2ch程度 (東京:NHK3+民放5+放送大学1)	35分	—	—
(参考)インターネット			—	34分	8,811万人 参考:契約件数(H19.12) DSL 1,313万件 ケーブル 383万件 光 1,133万件 モバイル・インターネット 約8,963万件	インターネット 接続料 18,959円

注1「チャンネル数」、「視聴世帯数」のうち、時期を明示していないものは、平成20年3月末現在のデータ。
 注2「視聴時間・利用時間」の放送については、「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)の平成19年11月期の調査。
 注3「地上放送」の「視聴世帯数」は、平成17年3月末の住民基本台帳等に基づく推計。
 注4「BS放送」の「視聴世帯数」は、NHKの受信契約数。
 注5「CS放送」の「視聴世帯数」はSKY PerfectTV!及びe2 by スカパー-IIに係る数値の合計。
 注6「CATV」には、電気通信役務利用放送の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の方式により放送を行っているものを含む。
 注7「年間家計支出」については、総務省「家計調査」(平成19年度)に基づいた数値より、「インターネットの利用時間」は総務省「情報通信に関する現状報告」(平成18年)の数値により、「インターネット利用者数」は平成18年通信利用動向調査により、「契約件数」は電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を記載。

2 各メディアの視聴時間の推移



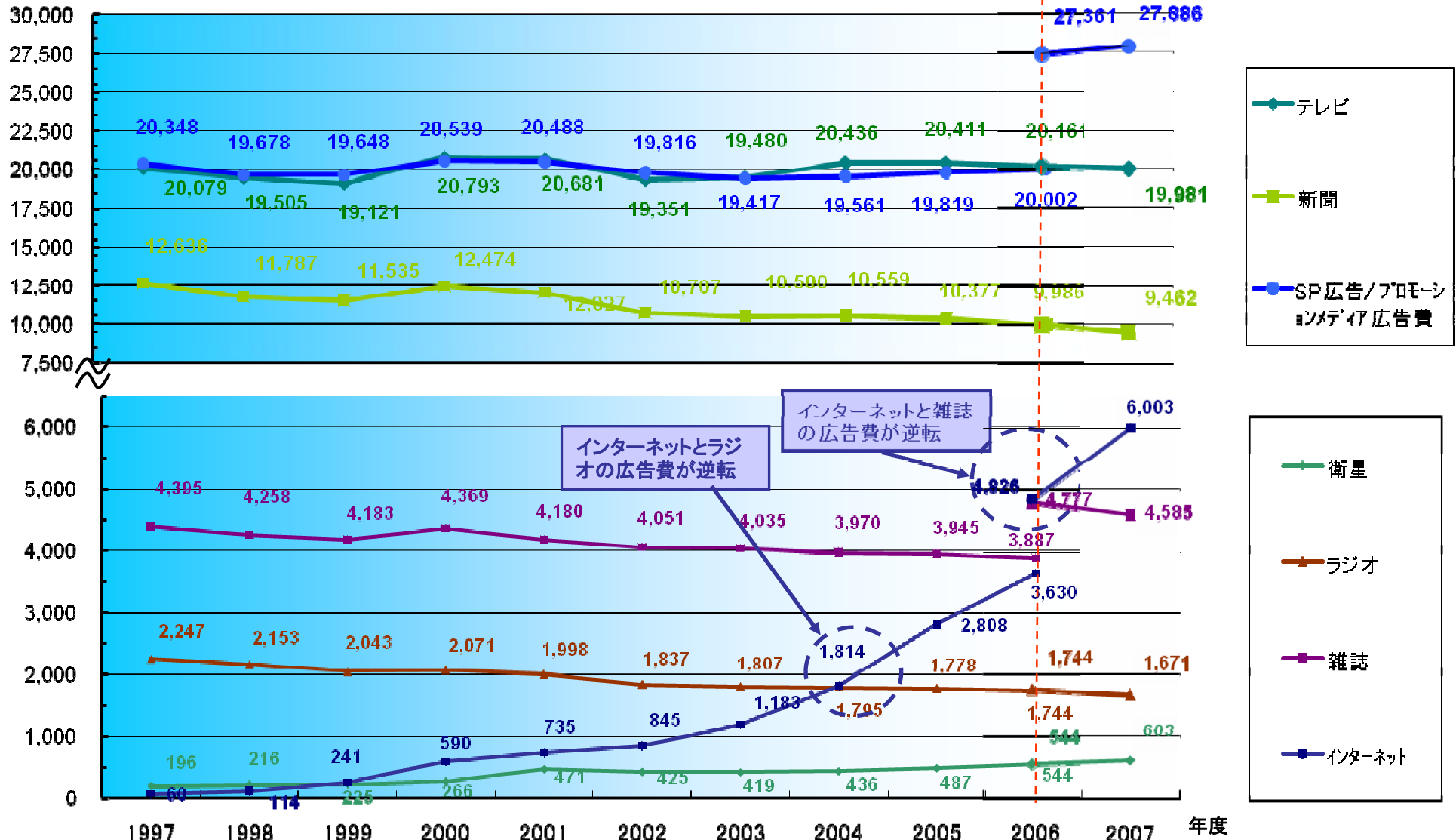
注1 放送については、「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)の各年6月期の調査。インターネットについては、総務省情報通信白書。
 注2 数値は、全国民平均のもの。1日あたりの視聴時間を週平均から算出。



広告市場の推移・将来試算

2004年度にインターネットとラジオの広告費が逆転。2007年度にインターネットと雑誌の広告費が逆転。

億円



注1 2007年に電通「日本の広告費」より、雑誌、インターネット、SP広告の推定範囲が改定された。

注2 衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費

注3 SP(セールスプロモーション)広告…販売促進を目的とする短期的な広告であり、プロモーションメディア広告費に呼称変更し、内訳も変更。

(出典:『情報メディア白書 2007』(電通総研)及び電通総研発表資料、電通ウェブサイトより作成)

IPマルチキャスト放送によるサービスの提供状況

- 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式(※)による放送サービスを4事業者が提供。
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスの他、VODサービス等も提供。

平成20年5月16日現在

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容	基本料金	STB料金	追加料金
BBTV	ビーズケーブル(株)	H15.3	ベースック36ch、アールカト5ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)	月額2,394円	月額1,260円	番組あたり追加料金 (例:「釣りチャンネル」 945円)
MOVIE SPLASH	KDDI(株)	H15.12	ベースック40ch、オプション10ch (VODサービス(5000タイトル以上)、 カラオケ(4500曲以上)も提供)	月額2,520円	基本料金に含まれる	番組あたり追加料金 (例:「スターチャンネル」 1,890円)
ひかりTV	(株)アイキャスト(注1)	H16.7(注2)	ベースック40ch、オプション23ch (VODサービス(7000タイトル以上)も提供)	月額2,625円	月額525円	
4th MEDIA			基本44ch、オプション18ch (VODサービス(6000タイトル以上)も提供) カラオケ(7500曲以上)も提供)	月額2,835円	NTT東:月額525円 NTT西:購入24,150円	番組あたり追加料金 (例:「スターチャンネル」 1,890円)
クレータウルチャンネル	(株)クレーボ	H20.4	ベースック1ch、オプション9ch (VODサービス(400タイトル以上)も提供)	月額2,980円	基本料金に含まれる	—

注1: H20.3.1に(株)オンラインティーヴィーを吸収合併注2: (株)オンラインティーヴィーはH16.7、(株)アイキャストはH17.6にサービス開始

※ IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】

